
平成27年 第3回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成27年9月8日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

平成27年9月8日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第61号 うきは市ルネッサンス戦略の策定について
日程第3 議案質疑 (議案第62号、議案第63号、議案第51号)
日程第4 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第61号 うきは市ルネッサンス戦略の策定について
日程第3 議案質疑 (議案第62号、議案第63号、議案第51号)
日程第4 議案の委員会付託
-

出席議員 (15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君
記録係 伊藤 諒平君

記録係長 浦 聖子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
財政係長	高瀬 将嗣君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、質問を許可します。13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、上水道事業のアンケートの集計結果と今後の対応について高木市長に質問をいたします。

昭和40年代当初、耳納山麓一帯に造成された果樹団地に農業用水を供給するため、姫治村役場跡地の浮羽町合所地区にダム建設の計画が発表されました。当時の浮羽郡3町長は、将来は浮羽郡でも上水道時代の到来が見込まれるために、久留米市を含めて、昭和45年12月に、当時の福岡県知事に対し、飲料水確保の陳情を行い、貯水量の40%、2,330万トンの水道用水

が確保され、昭和47年5月、浮羽郡3町にも9,200トンが配分されましたが、郡内各町とも上水道行政に未知であり、事業計画も樹立しておらず、次期水源が確保されるまでの条件で福岡地区水道企業団と覚書を締結したのでありますが、それから40年が経過しました。その間、多くの地方自治体では上下水道普及に重大な関心を寄せ、衛生行政に重点を置き、生活環境と公衆衛生の整備を図り、平成24年度末の全国の給水人口は1億1,952万8,578人、普及率は実に98.2%にまで達していますが、九州管内118市のうち、上水道が布設されていないのは、唯一うきは市だけであります。

上水道事業は、うきは市の発展に欠かせない重要な事業であります。その反面、巨額の投資が必要であり、これに見合う効果が期待できるのか、さらに、市民の十分な理解と協力が最も大切であり、市民の理解度を把握する方法として、今回、アンケートが実施されましたが、締め切り日の7月31日を過ぎても受け付けを続けたために集計がおくれて、結果は、いまだ発表されていませんが、アンケート集計の結果には市民も大きな関心を寄せられていますので、今後の上水道事業について、1つ、上水道事業のアンケートについて、それから2番目に、小石原川ダムの配分水量について、3番目に、小石原川ダムからの撤退について、そして4番目、負担金支出の違法性について、以上、4項目について質問いたしますので、高木市長の簡潔、明確な答弁をお願いいたします。

まず、1番目ですが、上水道事業のアンケートについてであります。

アンケートの集計の結果、上水道に加入するとの回答が過半数とは到底想定できませんが、福岡県南広域水道企業団加入の条件はどう設定されるのか。

2番目に、アンケートの結果次第では、市民に対し、再度理解を得るよう努めると発言をされてありますが、その理解度の判断はどのような方法を考えているのか。

以上、2点について高木市長の答弁を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員、続けて、同じ項目で4項目までお願いします。

○議員（13番 三園三次郎君） 全部やってしまいますか。一問一答方式を望んでいますが。

2番目に、小石原川ダムの配分水量についてであります。

アンケートの結果を問わず上水道事業を実現すると表明してありますが、小石原川ダムからの利水の必要性をどう判断されてありましよう。2番目に、小石原川ダムからの予定配分水量は1日5,740トンであります。その後の事情変化に起因した当該事業計画の変更は認められないかどうか。

3番目に、小石原川ダム事業の撤退について。1番、ダム建設計画に参画した場合、利水の必要性の判断は当該地方公共団体がするもので、撤退権は自由に行使できるのではないのでしょうか。2番目に、水資源機構法第25条は、小石原川ダム事業から撤退した場合、費用の一部を負担さ

せると規定してありますが、額の算出根拠は公表されているのかどうか。

4番目に、負担金支出の違法性について。撤退権を行使せず、漫然と負担金を支出した場合、地方財政法もしくは地方公営企業法に抵触することはないのか。そして、2番目に、当該支出が客観的に違法となれば、地方自治法第242条の住民監査請求の対象事件になるのか、それとも除外されるのか、市長の判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、上水道アンケートの結果と今後の対応について、大きく4つの質問をいただきました。

まず、1点目の上水道アンケートについて、1つ目が、福岡県南広域水道企業団への加入条件と、2つ目の、上水道に対する市民の理解度についての御質問をいただいておりますが、相互に関連いたしますので、一括して答弁をさせていただきます。

昨日の岩淵議員への答弁の際にも申し上げましたが、上水道整備にかかわる市民へのアンケート調査につきましては、議会と行政による勉強会を開催し、議論を重ねながら、議会の御理解と御了解を得た上でアンケート調査を実施したところであります。さらに、水資源対策特別委員会においても、三園委員長を初め、委員の皆様の御理解のもと、執行部も同席の上、上水道整備に関する深い議論をさせていただきました。

その中で、一貫して申し上げてきましたのは、アンケート結果で上水道事業の整備が二転三転することはありません。上水道は市民の命にかかわることなので、ぜひ、やらせていただきたい。ただし、アンケート問9の上水道への加入についての回答率が低いようであれば、市民の皆様への説明責任が不十分であったと判断されるので、再度、説明責任を講じ、議員の皆さんとも議論をして対応を図ってまいりたいと、このように申し上げてまいっております。

市民の皆様の理解度の判断や福岡県南広域水道企業団への加入については、アンケートの結果を待って、議員の皆さんと、十分、議論した上で判断したいと考えております。上水道整備に向けて、引き続き、議員の皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

2つ目として、小石原川ダムの配分水量について2つの質問をいただきました。

まず、小石原川ダムからの利水の必要性についての御質問であります。うきは市では安全・安心な水を将来にわたって確保し、地域や産業を支える社会基盤の充実を図るため、筑後川水系最後のダムである小石原川ダムを水源として、上水道の整備に向けて対応を図っているところがございます。

平成14年には福岡県へ、平成17年には独立行政法人水資源機構へ、平成23年には独立行政法人水資源機構及び国土交通省九州地方整備局へ、それぞれ文書で参画の意思を示しておりま

す。平成31年度末にはダムの完成が予定されておりますので、上水道整備に向けて今後も協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

次の、小石原川ダム事業計画の変更についての御質問と、大きな3つ目の質問の、小石原川ダム事業の撤退にかかわる1点目の撤退権の行使についての御質問は、相互に関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

小石原川ダム建設費用は、水資源開発基本計画、通称フルプランと称しておりますが、これに基づき作成された事業実施計画のもと、独立行政法人水資源機構が行っております。フルプランとは国の7大河川の開発で、いわゆる国家プロジェクトと言えます。事業実施計画の変更につきましては、独立行政法人水資源機構法で定められており、計画の変更には、撤退にかかわる部分も含まれております。

しかしながら、計画の変更を行う場合は、事業実施計画作成のと同様の過程を経なければならず、独立行政法人水資源機構では、うきは市を含めた全ての利水者への必要負担の変更同意を取り直した上で、関係する県知事と協議し、あわせて主務大臣の許可を受けなければなりません。主務大臣は、あらかじめ国の関係行政機関の長に協議をしなければならないと規定されております。このように、計画変更等は大変な手続を要するものであります。うきは市は小石原川ダムからの利水の必要性を認識し参画しており、事業実施計画の変更の考えは持っておりませんので、御理解をお願いいたします。

次に、大きな3つ目のお尋ねの中で、2点目、撤退した場合の負担額の算出根拠についての御質問であります。平成27年8月10日に開催されました第4回水資源対策特別委員会で御説明を申し上げたとおり、また、三園議員も御指摘されているとおり、いわゆる上水道撤退負担金の考え方は、独立行政法人水資源機構法第25条、同法施行令第30条第2項に規定をされております。これ以上の詳細な負担金の算出根拠については承知をしていないところであります。

4つ目の、負担金支出の違法性について2つの質問をいただきました。

まず、地方財政法もしくは地方公営企業法への抵触についての御質問であります。地方財政法の第2条では、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の施策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない」とされ、また、地方公営企業法の第3条では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営しなければならない」とされております。うきは市におきましては、上水道事業を行うことは当然のことではありますが、法の趣旨にのっとり事業運営をいたしますので、法に抵触するようなことはないと考えております。

次に、住民監査請求についての御質問であります。ただいまの説明のとおり、うきは市は違法となるような支出はいたしませんし、住民監査請求がされることのないよう、真摯に行政事務

に取り組んでおりますし、今後もその考えに変わりはありません。それでも、違法もしくは不当な公金の支出と判断される場合は、御指摘のとおり、地方自治法242条の規定により、監査委員に監査を求めることができることとされておりますが、請求に足る相当な理由がないと住民監査請求は認められておりません。上水道事業の推進に当たりましては、違法または不当であると認められることのないよう、適正な事務を執行してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、上水道事業のアンケートについて、一問一答でお願いしたいと思います。

アンケートの回答期限を7月31日に限定していましたが、どんな理由でそれを延ばされてアンケートの受け付けを続けたのか、その理由を聞かせてください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、アンケートの提出期限を7月31日と決めました。この提出期限を延長した覚えはありません。しかしながら、市民の皆さんから8月に入っても幾つかの回答が寄せられました。これを紋切り型ではねるのはどうかなど。やはり我々としては、多くの市民の皆さんに御協力をいただいてアンケートをいただいたわけですので、そういう御意見も取り入れて集計すべきとして、集計カウントの中に入れさせていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、今までのアンケートも、そういう方法をとられてきたんでしょうか。今度、上水道のアンケートだけでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 従前のアンケートについて、一つ一つ、ちょっとここで持ち合わせの資料はありませんけれども、また、そういうことであれば、きちんと御答弁しなくちゃいけないので、しっかり調べて答弁させていただきたいと思います。しかしながら、やはりアンケートの内容とか、いろんな国・県とのつながりの中でアンケートをするものとか、いろんな個々ベースでアンケートの内容が違いますので、そのときの判断で適宜対応しているのが実態ではないかと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、何のため回答期限を7月31日に設定したか、限定したかということですよ。普通は、行政が行うアンケートとか、そういうものについては、やっぱり期限を厳守しなきゃならんわけですね。特例を今度認めたということでしょうか。それとも、ほかは調べてみないとわからないということですが、それは言い逃れにすぎませんよ。やっぱり

市民も期限を切られたら、その期限内に回答するのが義務であるわけですね。それを、義務を放置しているということは、いわゆるアンケートを出す意思がないということにみなさんと、しようがないですよ。せっかく7月31日という期限を切ったんですから、あの封筒の表には、回答期限は7月31日ということではっきり印刷までしてるんですよ。

だから、市民の中には、いろんな勘ぐりをしている方がいるわけですよ。回答が少ないもんですから、回答、それを上げるために無線放送を使って、さらに回答してくださいと呼びかけをやっている。あるいは、場合によっては、職員が再度回答しているんじゃないかというような疑惑まで持たれているという状況であります、これについて、いま一度、回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、今回のアンケートで提出期限を設けさせていただきました。これは、期限を設けないと、いつまでもだらだらで集計作業ができないので、それは当然のごとく提出期限を設けさせていただきました。

それで、問題は、今回、議会からの御指摘もあって、多くのアンケートへの参加を施すようにということで、我々も何度にわたり広報うきはで市民の皆様への呼びかけもさせていただきましたし、あるいは防災無線で呼びかけをさせていただいたところでもあります。基本的には、提出期限はあるものの、若干その提出漏れ等々がないかということも気になっておりましたので、8月に入って1週間だけは防災無線で呼びかけましたけれども、それは、いたずらに提出期限を延ばすとか、そういう趣旨のものではなくて、紋切り型で7月31日で、かちっともう受け付け拒否するというやり方じゃなくて、若干ちょっとした手違いで投函ミスとか、そういうことがあればということで、1週間に限り呼びかけをさせていただいたものであります。

そしてまた、一般論であります、先ほどから申し上げてますように、アンケートについては、多種多様のアンケートのやり方があります。当然、国からの依頼に基づいてアンケートをやるもの、あるいは県からの依頼のもの、それぞれケース・バイ・ケースで違うわけでもありますので、ものによってはどうしても、やはり紋切り型で、ここでがんと受け付けなくてはいけないアンケートもあるかもしれませんが、こと今回は、うきは市独自で、市民の皆さんの幅広い意見をいただくという視点で今回アンケートをしたわけでもありますので、そこをきちんと紋切り型で、7月31日で必着有効というところまでやってないということは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、7月31日までに何通ぐらいの回答が寄せられているか、その数をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

- 市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。
- 議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。
- 水資源対策室長（高木新一郎君） ただいまの数でございますが、4,500ということでございます。
- 議長（岩佐 達郎君） 三園議員。
- 議員（13番 三園三次郎君） 想定じゃなくて、きちっとした数字を言ってください。7月31日までに何通、四千五百何通。
- 議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。
- 水資源対策室長（高木新一郎君） 回収が郵便局からのルートでございますので、まだ郵便局のほうから、その時点で幾つ来たかという請求があっておりませんので、請求があり次第、御報告したいと——直接御報告したいと思います。
- 議長（岩佐 達郎君） 三園議員。
- 議員（13番 三園三次郎君） 料金後納郵便というものを郵便局が配達した場合は、配達票というのを持ってくるわけですよ。きょう何通、お認めくださいということで認め印までもらっていきませんが、それ残っているわけでしょう。郵便局からの通知がないから、じゃあ、何で受領しましたという通知票を集計してないんですか。
- 議長（岩佐 達郎君） 市長。
- 市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。
- 議長（岩佐 達郎君） 水資源対策室長。
- 水資源対策室長（高木新一郎君） 郵便につきましては、総務課のほうで一括して処理をしております、その分の受け付けをした後に、私どもに封筒が来るような手順になっております。
- 議長（岩佐 達郎君） 三園議員。
- 議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、総務課は、なぜそういう郵便を受けたのに、その郵便局からの送付票をなぜ水資源対策室のほうに送り込まなかったんですか。全くばらばらじゃないですか。これが縦割り行政の弊害なんですよ。いつも市長は横軸を通す——横軸通ってないじゃないですか。郵便配達之都度、あの票が来るんですよ。それを集計すれば、7月31日までに何通来たというのはわかるわけですよ。何でもらってない——水資源はもらってない、総務課からもらってない、アンケートの回答票だけいただいたということですが、なぜ、それ徹底してないわけですか。市長にお尋ねいたします。（「わかるやろう、調べれば。今わからないということ」と呼ぶ者あり）
- 議長（岩佐 達郎君） 市長。
- 市長（高木 典雄君） 大変申しわけありません。しっかり調べれば、7月31日、どれだけの

数が必着しているかはわかると思いますので、後ほど調べて報告をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） アンケートの第9問で、上水道へ加入するかということをお求めであります。第9問でね、アンケートの第9問ですよ。とてもこの回答が、先ほど4,500ということですが、2,500も来ているとは思えません。到底そういう回答があっているとは思えませんが、じゃあ、福岡県南広域水道企業団に加入する条件はどのように設定されるわけですか。先ほど市長は安全・安心の水の供給ということをおっしゃいましたが、水道事業というのは3つから成り立つ、3原則というのがあるわけですよ。安心して飲める水の供給、それから、いつまでも安定して飲める水の供給、3番目に、安価な料金で供給される水ということで、これを水道事業の3原則といって第1条で決められてありますよ。水道法の第1条で、そのように決められてあるわけですよ。

したがって、安価な水の供給ということになりますと、やはり福岡県南広域水道企業団との加入条件を当然設定しなきゃなりませんよ。今の5,740トンでありますと、これは、いわゆる年間の負担金が、つまり基本水量の負担金だけで1億506万3,189円を負担しなきゃなりませんよ。基本水量ですからね。それから、水を飲んだ場合は1トン当たり、消費税を込みますと92円70銭の水料を払わなきゃならんということになるわけ。これが年間でいきますと1,942万1,577円ということですから、5,740トンそのまま福岡県南広域水道企業団に加入すると、水を全く飲まなくても1億1,600万円という金を払わなきゃならん。

したがって、やっぱり条件設定しなきゃ加入できんということになりますが、その条件はどのように設定されるのか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、三園議員も十分御承知のとおり、これまで議会との勉強会、あるいは水資源対策特別委員会の席で私自身が申し上げてきたとおり、福岡県南広域水道企業団への加入については、アンケートの結果を待って、議員の皆さんとも十分議論をして判断をしたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そのアンケートの結果によっては、市民への周知が不足しておいた。したがって、市民の理解を得るためには、また努力をいたしますということですが、周知をやって市民が理解したという判定はどうされるわけですか。またアンケートでしょうか、それとも住民投票でしょうか。いずれを選ばれるか、お答えをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） そのことにつきましても、先ほど答弁させていただきましたように、アンケートの結果を待って、議員の皆さんと十分議論をして判断をしたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） アンケートの結果を待ってじゃなくて、結果がまずかった場合は、再度、市民に理解を求めるといふことですから、理解してもらったかどうかという判定は何でされるのかというお尋ねをしているわけ。もう一遍アンケートをやるつもりですか、それとも住民投票条例を制定して住民投票で決めるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まだアンケートの集計中でありますので、予断を持ってといいますか、仮定の話に対して、こういう席で答弁するのはいかがかと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 仮定でありますけれども、到底想像できないから、上水道へ加入するという回答が過半数に達したら別ですよ。ところが、過半数にも達しないということになりますと次の方策を考えなきゃならんからお尋ねしているわけで、答弁ができないということですから、時間ばかり経過しますので、2番の小石原川ダムの配分量について質問をいたします。

小石原川ダムの施設を利用して、流水を水道の用に供するためには、配分を受けなきゃならんということであります。その配分が、工事の時点で決まったのが日量5,740トンということですね。あれは、まだ工事着工前なんです。今から着工しますが、こういうことだという説明が17年9月20日に議会に報告されました。そのとき初めて出てきたんですよ、5,740トン、24億1,200万円を負担しなきゃならんというのはですよ。その1週間後、9月29日には皆さん方は、同意しますという同意書を送っているわけでしょう。あなたじゃない、前の市長がですよ。

ところが、もし上水道加入世帯、皆さん方は5,800戸で試算されてありますが、加入数がもし30%でありますと1,740戸——1,740世帯ということになるわけで、給水人口が1万5,220人、水量、水の量を計算しますと、1日に1,216トンで済むことになるわけですよ。したがって、5,740トンの5分の1で終わるといふことになるわけ。もし加入者がそのように少なかったらですよ。

したがって、この配分量を変更してもらふ必要はありませんかというお尋ねなんです。

アンケートの結果、こういうように変わりましたから、5,740トンではなくて、例えば半分なら半分、3,000トンなら3,000トンということに変更、そうすることによって負担金

も少なくなってきましたし、もし福岡県南広域水道企業団にかたった場合もそのように負担金が少なくなりますが、その配分水量の変更はできませんかということですが、その小石原川ダムからの利水の判定はどのようにされてあるわけですか。5,740トンでいくわけですか、それとも、いわゆる必要性、これがなくなってきた場合、どう対応するのかお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私どもは以前より、筑後川水系最後のダムであります小石原川ダムに水源を求め、1日当たり5,740トンを求めながら水道整備計画を進めさせていただいております。この気持ちに、いささか変更はございません。

今まさにアンケートの集計中であります。私どもとしては、この問9の1番の「加入する」、あるいは2番の「現在の井戸等と併用しながら上水道にも加入する」、こちらのウエートが大きいことを、これまで私どもも本当に上水道の必要性を切々と市民の皆さんにも訴えて、ここまで来ました。私としては、十二分に説明責務を努めながらここまで来ましたので、十分な御理解をいただいて、アンケートにもそれが反映されるような、そういうことを今、私たちは望んでいるところでございますので、そのことに対して、それを否定するような形での仮定の御質問には、現時点でお答えすることはちょっと困難であります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 筑前町の例を皆さん方はよくされてありますね、試算でもですよ。筑前町がどういう状況かということ、うちが5,740トンですが、筑前町は5,140トンですよ。人口が、これ25年度でいきますと、2万9,530人です。筑前町の人口がですね。うきは市が3万1,156人ですか、筑前町がちょっと少ないけれども、ところが、この筑前町の場合でも、もう供給を開始して3年になりますけども、もうこれで4年目、今27年ですから。わずかに1万425人の供給人口になっているわけですよ。5,140トンの供給で計画しておったけれども、加入が少ないもんですから、いわゆる水のオーバーということであるわけですね。

ところが、負担金は出さなきゃならんわけ、福岡県南広域水道企業団にですよ。したがって、どの程度の負担金が要っているかということ、いわゆる原水単価ということですが、24年度は1億1,476万8,000円、これ、筑前町の場合ですよ。それから、25年度が1億4,321万2,000円という原水単価を払っているわけです。したがって、この計算書を見ますと、非常に原水単価が高くて、いわゆる水道料金が低いということですよ。それでもやっつけんで、赤字、赤字ということでもありますね。だから、24年度で3億4,555万円の赤字ですよ、24年度が。25年度は若干改善がしてありますけれども、それでも7,000万円ほどの赤字が出るという状況であるわけなんです。

このように赤字が出た場合に、一般会計から繰り入れができるかということ、できないことにな

っている、地方公営企業法ではですよ。もちろん、決まったものはできますよ。消火栓の負担金とか、そういうものについては一般会計から繰り入れできるけれども、経営が成り立たないから一般会計から繰り入れるということはできない。これは、地方公営企業法という法律で決められているわけですよ。地方公営企業法の第17条に、いわゆる地方公営企業の特別会計においては、その経費は、いわゆる前項の規定により、地方公共団体の一般会計または他の特別会計において負担するものを除き、いわゆる当該収入で経営をなささいというのが地方公営企業法ですよ。そうしますと、そのように赤字が出るということは料金に転嫁しなきゃならんということですから、結果的には市民がその犠牲になってしまうということになります、これについては、どのようにお考えなのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、議員のほうから筑前町の例が出されました。福岡県南広域水道企業団の直近の加入自治体は筑前町でございますので、議員御承知のとおり、平成22年でしたか、ケース1からケース3の比較をした際にも筑前町の例をとって、私どもがケース3で福岡県南広域水道企業団に加入する場合、加入負担金として9億9,830万円の数字を上げさせていただいてますが、これも筑前町の例をとって上げさせていただいているものでありまして、筑前町の事例については十二分に承知をしているところであります。

ただ、議員は、あくまでもアンケートの結果を、まず、加入しないということが大半であることを大前提にして今、御質問されてますので、私もなかなか答えづらいんですが、私どもとしては、今の時点では集計中でありまして、今までこれだけ力を注いで上水道の事業を推進してまいってますし、市民の皆さんにも、その必要性を訴えてまいってますので、その御理解が得るようなアンケート結果を想定しております。そういうことを十二分に勘案しながら、事業にはしっかり対応していかなくていけないと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） アンケートの結果を尊重するというので、議会ともということでございますが、問題は、アンケートの結果はどうあれ上水道事業をやりたいということですから、このような質問をやっているわけですよ。アンケートの結果次第では、上水道事業を考えますということではなくて、やり遂げたいということでもありますから、じゃあ、強引に小石原川ダムに加入して、福岡県南広域水道企業団に加入して水の供給を受けるということになりますと、うきは市の財政が破綻しますから、このような質問をやっているわけですよ。だから、アンケートの結果で、また十分、水資源については考え直しますということだったらわかるんですよ。ところが、上水道事業はやる、上水道事業をやるということは、福岡県南広域水道企業団に加入して、小石原川から水を引くということが前提でお話をされてるから、このような質問をしてるわ

け。

そこで、3番の、小石原川ダム事業からの撤退について質問をいたします。

平成17年9月に、前の怡土市長が参画を表明してあります。これは、情報公開で文書をとりましたら、最初、情報公開でいただいた文書は9月9日の文書でございました。つまり、議会に説明をして、あと、同意書を送ってよろしいかという伺い書を出したのが平成17年9月9日。それ、出してよろしいという怡土市長の決裁がありました。だから、私は、もう9月9日には同意を出していいという決裁をしてるじゃないかということを質問しておったら、いや、そうじゃありません、実際に出したのは9月27日でありますということで、また決裁文書を二通りいただいたわけですよ。だから、9月27日に、そのように加入する参画の表明をしてありますが、いわゆる水資源機構法では、参入撤退手続ダム使用申請等取り下げは定められていないというのが通説になってありますが、これについてはどう解釈をされてありますか。（発言する者あり）はい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいておりますように、独立行政法人水資源機構法では、撤退も含めて計画変更に含まれると、こういうふうに承知をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これは、木曾川水系の徳山ダム建設中止を求める会が出した文書でありますけども、利水者撤退表明あれど、水資源機構法施行令第30条は封印されたままという文書があります。2月15日の日本経済新聞で、伊賀で計画、川上ダム、西宮市が撤退という記事が出てるそうであります。その撤退についての詳しい規定は、水資源機構法では定められておりませんということでもありますよ。撤退手続等については、いかがでしょうか、定めてありますでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど御説明させていただいておりますように、独立行政法人水資源機構法第25条、これを受けての独立行政法人水資源機構法施行令第30条には、まさに水道等負担金及び水道等撤退負担金と、こういうふうに名を打って条文がなされてますので、これをもって、しっかりした根拠はあるというふうに承知をしています。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 水資源機構法で定められてるのは、第1が、撤退後の事業縮小、あるいは廃止のときの費用負担額計算のルールである。水資源機構法第25条、水資源機構法施行令第30条。第2は、撤退があったときは、縮小して事業を継続する場合は、事業内容を縮小し、あわせて費用負担額を変更する事業実施計画の変更、事業廃止する場合は事業実施計画

を廃止しなければならないから、その手続を定めているにすぎないということでもありますよ。水資源機構法。今、第25条ということをして市長が答弁されましたが、第25条、これ持っております。「機構は、水資源開発施設を利用して、流水を水道若しくは工業用水道の用に供する者（事業から撤退をした者を含む）」というだけで、撤退の手続については全く定められてないということではありますが、これについて、いま一度答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 撤退の手続について、今お尋ねでございますが、施行令の第30条に、しっかり水道等の撤退負担金というのは根拠があります。

今、議員が他の市町村の例をもって非常にそういうのが厳しいという御指摘は、先ほども答弁させていただきましたが、今回のフルプランは、いわゆる閣議決定事項で非常に手続が重たいものであります。若干ここをかみ砕いて、もう一回御説明させていただきますけれども、実は昭和36年11月に水資源開発促進法が制定をされました。それを受けて、昭和39年10月に筑後川水系がこの水系に指定を受けております。今、全国で、筑後川を含めて、吉野川、淀川、木曾川、豊川、荒川、利根川という7大河川がこの指定を受けているところであります。この趣旨は、産業の発展や都市人口の増加に伴い、広域的な用水対策を実施する必要のある水系ということで、まさに国家プロジェクトということをして位置づけした計画であります。したがって、この法律を受けて、いろんな実施計画を立てるわけではありますが、このものについては、いわゆるフルプランに反映されて閣議決定事項となります。

もっと詳細に申し上げますと、所管大臣が国土交通大臣でございますので、国土交通大臣がフルプランを決定あるいは変更するに当たっては、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、その他関係行政機関の長に協議を行い、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聞き、閣議決定を経て行くと。これだけ重たい手続を経なくてははいけないと。そういう重たい、本当に閣議決定まで到達する手続でございますので、他の自治体、どういう事情があったかわかりませんが、そういうところを加味したところのいろんな情報が議員の手元にあるのではないかと、このように承知しているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほど私も徳山ダムのことを申し上げましたが、西宮市が撤退したことを申し上げましたが、インターネットで調べますと、名古屋市も撤退してますよ、河村市長ですか。ここに名古屋市の例が出てありますけれども、名古屋市の決定と行為だけで行うということで、名古屋市撤退とその後の流れの概要というのが出てあります。これ、インターネットで調べると出てきます。名古屋市が撤退意思表示の文書を水資源機構に提出。これで、名古屋市の撤退完了ということ。いわゆる撤退をしますという文書を出せばよろしいということになる

わけ。そうすると、撤退者——名古屋市は事業実施計画に基づいて供給される流水を水道水の用に供しないので、費用負担金支払いの義務がなくなるということがしてあるわけ。これはインターネットで調べました。これは、弁護士か何か知りませんが、存間正史という方が投稿している文書でありますけれども、名古屋市の例が説明されてあるわけですよ。

このように、撤退については何ら定めてないということではありますが、先ほど、いろいろ市長は法律のことを申し上げましたが、実は特定多目的ダム法というのがあるのは御存じでしょうか。これは昭和32年3月31日に法律第35号で決められた法律であります。水資源機構法というのは、これは平成14年12月18日に法律第82号で決められているわけですよ。水資源機構法というのはですよ。特定多目的ダム法というのがありますが、この中に、「ダム使用権設定申請を取下げの権利（以下、「撤退権」という。）は、その行使は申請側において自由に行使することができる権利である」と書いてあるわけ。自由に行使できますよと。この特定多目的ダム法の第12条に、「ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され」、これは、出したけども先方から却下、「又は取下げられたときは、その者が既に納付した第7条第1項の負担金を還付するものとする。国土交通大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまで、その還付を停止することができる」ということが書いてありますけども、いわゆる負担金を納付しとつても還付するということは、特定多目的ダム法の第12条で決められてありますが、これについての市長の見解はどうなっておりますか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源機構法は確かに平成14年制立であります。その前段は水公団——水資源公団を引き継いだ機構でございますので、歴史ある機構だというふうに承知をしております。

そこで、水資源機構が行います事業実施計画というのは、議員も十分御存じだろうと思いますが、当初計画から——ダムができるずっと以前から当初計画を策定して、ずっと状況に合わせて何回も変更しながら最後に持っていくという過程があります。

そういう中で、いわゆるダムのユーザーが、やはり当初の段階には名乗りを上げて、まだまだダムができる前の第1回変更とか第2回変更でいろいろ動きがある、そういうことは十二分に承知をしておりますので、要は撤退するにおいても、そのタイミングというか、で、随分変わってくるものだと、このように思っています。

要は、考え方として、撤退したことによって発生する小石原川ダムの事業の縮小に係る不用支出額について、撤退する者が利息を含めて支払うことが必要だと再三申し上げておりますけれども、要はその事業のタイミングで随分変わってくるのではないかと、このように思っております。

す。

なお、現在、小石原川ダムは着々と事業が進んでおりまして、本体工事にも取りかかり、平成31年度末には完成する予定と、このように聞いております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 水資源機構法の第13条というのがありますが、事業実施計画ということではありますが、第13条で、「機構は、前条第1項第1号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、水資源開発基本計画に基づいて事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様」ということが決められてあります。これ、事業計画実施の第13条ですよ。その3番目、見てくださいよ。13条の第3項に、「事業からの撤退（当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者が、その後の事情の変化により、その水を使わなくなったことを撤退という）」ということに書いてあるでしょう。

だから、まさに、うきは市は、アンケートの結果次第では、この事情変化によるわけですよ。5,740トンの配分を予定しておったけれども、アンケートの結果、その水が要らなくなったということになりますと、この第3項が適用されるわけですよ。だから、そういう場合は、そのものを撤退したものを含んで意見を聞くとともに、第25条第1項の規定による、いわゆる費用負担について、費用負担する者の同意を得なければならないということですから、例えば福岡県南広域水道企業団も負担することになっておりますが、その方たちの意見も聞かなきゃならんけれども。

じゃあ、第25条でどういうことが決められてあるかということでもありますけども、皆さん方は第25条を盛んに、これがあるから、いわゆる金は負担しなきゃならんということでもあります。水資源機構法の施行令第30条第2項第1号に、事業からの撤退のみがあった場合は、次のイ、ロ、ハに掲げる額を合算した額という計算が載せられてあります。ところが、ロ、ハは廃止した場合の額ですよ、これは。よく読んでくださいよ、条文を。ロとハについては廃止をした場合ですよ。撤退じゃなくて廃止をした場合。したがって、まだ撤退の金額については正式な文書がないというのが実態なんですよ。

したがって、どうしても、いわゆる上水道の水量がそのように5,740トンも必要がなくなったらですよ、この第13条——水資源機構法の第13条の3項に書いてあるんですから、その後の事情の変化によるということですから、いわゆる配分量の変更、もしくは、それができないなら、いっそのこと撤退でないと、しょうがないでしょう。じゃないと、24億1,200万円を負担しますという同意書を送っているんですから。だから、その同意書を送っているから、

いわゆる負担だけして水道を引かないという方法がありますけれども、それではどうにもならん、いわゆる不用な支出をしたということになりますから、つまり、次の4番についてお尋ねをしたいと思います。

ダム建設負担金支出の違法性について。

先ほど違法とは考えてないということではありますが、いろんな文献見ますと、そういうことが書いてあるわけです。利水の必要性がないのに支出をされようとしている場合または支出された場合には、当該支出は客観的に違法の評価を受けると書いてありますよ。客観的に、それは違法だと。要らないのに、そういうダムの負担金を出すのは違法だと。

ここに、特定多目的ダム法第12条が予定しているダム使用权設定申請を取り下げる権利は、ダム使用权設定行為や基本計画が違法と評価されることを前提にせず、申請側において、つまり、うきは市において自由に行使することができる権利である。そして、特定多目的ダム法に基づく負担金は、前記の地方財政法第25条の違反の有無にかかわらず、利水の必要性がないのに支出されようとしている場合、あるいは支出された場合には、これは当然違反だということが書いてあるわけ。当該支出は当然違反だと。したがって、撤退権を行使することなしに、漫然と負担金の支払いをすることは、地方財政法第4条、同法第3条第2項及び地方公営企業法第17条の2第2項に違反する行為であり、したがって、地方公営企業法第6条が適用している場合には、地方自治法第138条の2に基づく誠実執行義務に違反するから、いわゆる住民監査請求の対象になりますよということが書いてあるわけです。漫然と負担金の支出をした場合はですよ。

先ほど、市長は違法にならないということですが、そういうような文書がありますけれども、これについてはどう反論されますか。市長の答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私どもは、現時点は、先ほどから何度も答弁させていただいてますように、撤退の意思がないために事業計画変更の意思もないと再三申し上げているところであります。

アンケートにまつわる話については、やはり結果を待って判断しないといけないということで、なかなか踏み込んだ答弁ができませんけれども、いずれにしましても、本当に市民の命にかかわる上水道というのは、本当に重要な、うきは市の課題だと思っております。

それから、漫然とというところを、もっともっと私も特定多目的ダム法、しっかり勉強しなくてはいいませんが、ぜひ議員にもおわかりいただきたいと思うんですが、この水資源機構法で言う費用負担の考え方は、私どもが小石原川ダムの共有持ち分としての所有権を得るわけですね。所有権の反対給付としての費用負担でありますから、まさに双務行為であります。これが、一方的に私たちが市民の貴重な税金をどんどん片務契約というか、どんどん寄附するわけではございません。そのお金に見合う財産権を取得するわけでありまして、これについては、財政的な面

で見ても特段問題はないと、このように承知をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いずれにしても、上水道事業は水道法の第1条に決められていますように、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」というのが目的にあってありますから、上水道事業の3原則——安心して飲める水、いつでも安定して飲める水、そして安価な水の供給を念頭に置いて事業を進めていただくようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前10時02分休憩

午前10時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

ここで、市民生活課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 9月3日に審議されました、うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定の中で、岩淵議員からの御質問で、個人番号カードの有効期限についてでございます。20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して5年となっております。また、15歳未満及び成年被後見人の方は代理人により申請することができるとなっております。以上でございます。

日程第2. 議案第61号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第61号うきは市ルネッサンス戦略の策定についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第61号うきは市ルネッサンス戦略の策定について。

うきは市ルネッサンス戦略を作成することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求める。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、さきにお配りしておりますルネッサンス戦略をお手元にお願いをいたします。

うきは市のルネッサンス戦略（案）でございます。

まず、目次のページをお開きください。

本市の地方創生の総合戦略でありますルネッサンス戦略につきましては、国の地方創生事業として行っておるところでございます。各自治体におきましては、人口ビジョン及び総合戦略を策定することが求められておるところでございます。各自治体におきまして目標人口を設定し、それを達成するために、総合戦略の中で雇用の創出、地方への人の流れ、子育て、子育て支援、地域連携等の各種戦略を実施することによりまして目標人口に近づける、そういった計画でございます。

まず、前提といたしまして、これを作成するに当たりまして、国が求めている幾つかがございますので紹介をしておきます。

まず、この策定に当たりましては、経済産業省が提供しておる地域産業分析システムでありますRESASと申しますが、それを活用することとなっております。このRESASにつきましては、人の動態的な動き、経済活動を全国レベルで集計し、そのビッグデータをもとに各自治体レベルで情報を見ることが出来るシステムでございます。本市もこのRESASの情報を活用し、総合戦略の策定に当たったところでございます。

もう一点、総合戦略の中で求められていることは、重要業績指標の設定でございます——いわゆるKPIと申しますが、の設定でございます。総合戦略の各事業におきまして、目標となるKPIを設定し、PDCAサイクルの検証を行いながら実証していくことが求められております。そして、このKPIの設定に当たっては、できる限り数値を用いるということが求められております。

さらに、もう一点、この策定に当たっては、一般の市民に加えまして、産学官金労言の意見が反映されたものであることも条件に上げられております。産学官金労言と申しますのは、産業界、行政、学が教育機関、金が金融機関、労が労働団体、言がマスメディア、そういった方々の御意見が反映されるということが求められておるところでございます。

まず、目次のページをお願いいたします。

大きく人口ビジョン、それからⅡの総合戦略という構成となっております。人口ビジョンにおきましては、1ページから17ページまでの3章構成で構成をしております。第1章におきまして、うきは市の人口動態、第2章におきまして、うきは市における出生率の変化、第3章におきまして、うきは市の将来人口、そういった形で構成をいたしております。

総合戦略につきましては、19ページから77ページまででございます。5章構成でございます。第1章におきまして、基本的な考え、第2章におきまして、うきは市の現状と課題、第3章におきまして、うきは市の活性化に係る方向性、この第3章、第4章がこの計画の中核となる部

分でございます。次のページの第4章が、具体的な施策・事業展開を上げております。第5章におきまして、施策の実現に向けて、この5章構成で構成をしておるところでございます。

なお、第4章の具体的な施策・事業展開につきましては、この今回のプロジェクトにおきまして、地方創生をやっていく上で、国から交付されております27年度に――26年の3月補正で繰り越した分、それから27年度に補正等で予算しておる分、そういった国の補助事業にあわせて事業を上げておるところでございます。また、28年度から国の新型交付金というのが交付される予定でございます。そういった事業に該当する候補事業、そういったものを上げておるところでございます。そういったことで、この計画全てを直ちに実施するということではございません。国の補助事業にあわせて、その候補となり得る事業を第4章に上げておるところでございます。

以上が全体の概要の説明でございます。

続きまして、簡単に大まかな内容につきまして説明を申し上げたいと思います。

1ページをお願いいたします。

人口ビジョン関係でございます。うきは市の人口動態ということでまず上げております。現在うきは市の最新の国勢調査の人口というのが3万1,640人でございます。しかしながら、昭和60年に戻ってみますと、旧吉井町、旧浮羽町の人口を合わせますと4万2,675名でございます。そういったピークから徐々に減少しておるといふ推移のグラフでございます。

次のページをお願いいたします。

2ページにつきましては、平成22年の国勢調査の人口ピラミッドでございます。ここで注目しなければいけないのは、60歳から64歳、いわゆる団塊の世代の方が高齢者に達する、そういった方々が市の中に多くいらっしゃるという状況でございます。

3ページにつきましては、人口の動態をあらわしております。自然増減、社会増減をあらわしているグラフでございます。折れ線グラフの一番上が転出者の推移でございます。その下が転入者の推移、斜めの直線は人口の推移でございます。下から2番目が死亡者の推移、一番下の折れ線グラフが出生者の推移でございます。こういった自然減なり社会減があつておるといふ状況でございます。

次の5ページをお願いいたします。

ここにつきましては、社会減の状況を市町村別にあらわしております。転入転出者の差の大きい人につきまして、市町村別にあらわしているところがございます。久留米市、福岡市あたりの転出超過者が多い状況であります。

次の6ページ、7ページをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この分厚い資料を私もしっかり目を通させていただきました。したがって、説明の時間を考えると省略を求めたいと思いますが、皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 今、江藤議員から発言の申し出がございました。皆さん、いかがでしょうか。

じゃあ、もう少し簡潔にということで、じゃあ、課長、お願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 済みません。事前にお渡ししておりますので、簡潔に説明を申し上げたいと思います。冒頭、ページのほうで概略を説明させていただきましたので、中の構成についてはわかるかと思っておりますので、ちょっと重要な部分だけ。

43ページをごらんいただきたいと思っております。

ルネッサンス戦略の方向性ということで、ここに上げております。3つの柱を上げております。ここに書いてありますように、コミュニティの創造的再生、それから産業の創造的再生、そして地域の創造的再生。災害を受けたことをばねに復旧から復興へ向かう、その創造的再生をこのルネッサンス計画に上げておるところでございます。

次のページ、44ページをお願いいたします。

戦略の展開に係る基本方針ということで、このルネッサンス戦略の基本方針を上げております。

ここに上げてありますように、うきは市の資源活用と新たな雇用創出、それから地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込み、結婚から子育てを経て生涯夢を持ち生活することができるうきは市、時代に合った地域づくりと広域的な地域間連携、この基本方針をもとに、この総合戦略を上げておるところでございます。

そして、その基本方針に基づきまして、まず、うきは市の資源活用、新たな雇用の創出ということで7プロジェクトを上げております。45ページに書いておるとおりです。そして、地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込み、これにつきまして4プロジェクトを上げております。そして、結婚から子育てを経て生涯夢を持ち生活することができるうきは市につきまして、次のページに5つのプロジェクトを上げております。そして、4番目に、時代に合った地域づくり、広域的な地域間連携ということで6プロジェクトを上げておるところでございます。

そして、47ページ以降に、それぞれの具体的なプロジェクトの内容につきまして、施策と概要、想定される事業及びKPI等をお示ししておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、47ページ以降の各種事業につきましては、これからの地方創生、あるいは現在、交付いただいております地方創生交付金等に該当する事業を選択しながら実施していくところでございます。

あと、79ページ以降につきましては、この策定に当たりました関係資料、アンケート、それ

からアンケートは高校生のアンケートと一般の住民の方のアンケート、それから、うきは市民大学の検討結果、それから、関係いたしました組織等につきまして記載をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 私、ちょっと質問をさせていただきます。

何事にもルールがあると思いますので、124ページの件でちょっと質問したいわけですが、1点目、会議ですね。先ほど産学官金労言という構成でなっているということですが、第3条ですね、30人以内で組織をするということがうたわれておるわけですが、これ以外に（5）に、その他市長が適当と認める者は認めるということですが、どういふ人がその対象になるのかというのが1点目。

それと、もう一点は、第9条、守秘義務、この守秘義務につきましては、職務上知り得た個人情報情報を漏らしてはならないということをおうたわれておるわけですが、これは、例えば会議での話し合いは、こういうところで報告をしてもいいか悪いかをちょっと問いたいわけですが、2点目はですね。

それと、20ページですかね、「道の駅」うきは整備推進協議会の設置ということですが、これはどういう方がなられているのか聞きたいわけですが、道の駅は国交省の管轄で、女性、高齢者が生き生きと働く、暮らすというのが大体大きな目的でしたわけですが、その中に女性、高齢者が会議の中に入っているか入っていないか。

以上、質問です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 124ページの、その他市長が適当と認める者に関しましては、今回、国が示しております雇用とか子育て、そういったことに関係する方を市長が選び出してお願いをしたところがございます。例えば125ページのほうに名簿等がありますけれども、子育て関係の方、それから女性グループの方、こういった方々を、市民の意見を聞きたいということで御参加をいただいたところがございます。

それから、個人情報情報は当然漏らしてはいけないこととございます。会議で資料等あるいは口頭で出された個人情報でございます。あくまでも個人情報——住所とか、そういったのも含まれますけれども、そういったことは当然、こういった会議が終わった後は守らなければいけないこととございます。そのことについては、この会議当初に参加された皆様に要綱等もお渡ししながらお願い、通達をしたところとございます。

それから、道の駅の関係でございますけれども、今回、道の駅のほうが国の重点整備「道の駅」ということで、全国でも3カ所の中に選ばれました。そういった関係で、地方創生とあわせて実行していこうということで、それにかかわる市役所の各セクション——住環境を初めといたしまして、文化財あるいは保健課、そういった職員たちで、整備後の道の駅をどう生かしていくか、そういった将来的な構想も含めまして組織をしたところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 議長に、まず、審議に入る前に、こんな分厚いのが議運のときにはいただいてませんもんでしたから、これも3回——1人3回ということで、それが制限になるんでしょう。せめて、今、企画財政課長から人口ビジョン、それから総合戦略の1、2、3、4ぐらいに分けて審議しないと、余りにもこれは——いろいろありますけど、3回したらもう終わりなんですか。その辺を、まず、御検討いただいて御回答いただきたいと思います。それから質問に入りたいと思う。

○議長（岩佐 達郎君） 今、江藤議員から、そういう提案があっております。よければ、ここにありますように、人口ビジョン、総合戦略、そして——総合戦略が幾つかありますが、まずは、そういうセクション、セクションに区切って、ある程度進めていったほうがいいというような御意見がありますが、いかがでしょうか。まずは人口ビジョンでいきましようか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） じゃあ、そういう形で区切っていきたいと思えます。

じゃあ、まず、人口ビジョンに関する質疑のある方、お願いします。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、地方総合戦略の策定は全国でやられていることであります。というのが、国のほうで1,700億円の予算を組んで、それを配分するということであります。もう先行型で配分をされてあります。あと300億円ぐらいで、全国でモデルを策定するというようなことが決められてあるわけ。いわゆる、ここにいただいてあります案というのが議決されれば、正式な、うきは市の戦略として国に提出する書類なのかどうか。これが1点です。

というのが、国がやってあります今度の総合戦略というのは、非常に全国的に人口が減少しているということでありますね。その人口減少に歯どめをかけなければならないというのが第1点であるわけですね。それから、一極集中ということで、大都市に、いわゆる地方からどんどん人口が流れてる。その人口を減少させるということになりますと、IターンもしくはUターンですね、それを地方でやっていただきたいということであるわけなんです。

つまり、まち・しごと、そして、ひとというのが大きな戦略になっているわけですが、大

変な分厚いルネッサンス戦略のまとめをやっていただきましたが、内容を見てみますと124ページあります。確かにですね。124ページの中で、実際に戦略というのは、これは43ページから77ページまでであるわけです。あとは、いわゆる今までの資料とか、あるいは最後のほうはもう、アンケートとか、そういう関係資料でありますけれども、これで本当にうきは市の人口がふえる、あるいは仕事が確保できる、そういう戦略を描かれているかと思うか、それについて回答をお願いしたいと思います。（「今、人口ビジョン」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） それも含めて、人口減少に対するあれですから、一応トータルのことを含めて。副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） ルネッサンス戦略本部の副本部長をやってる関係で私のほうから説明させていただきます。

基本的には、今、三園議員が御指摘いただいたとおり、この地方創生、この理念というのは人口減少社会に対応し、その人口減少を極力食い止め、そして都市への人口集中を緩和、そして地方での定住を促進するというようなことがございます。

このルネッサンス戦略ですね、人口ビジョンと総合戦略、大きく2つに分かれておりますけれども、人口ビジョンのほうにつきましては、人口の地域への定着、あるいは流出の防止と、それと出生率の底上げと、こういうものを通じて、将来的に、うきはが目標とすべく人口を、これを定めるということをつくっております。それに基づいて、目標人口に到達できるような、そういう形の手技を、施策を総合戦略のほうに位置づけて、そして記述しているということになります。

これをやれば確実に目標人口に到達できるかどうかということにつきましては、これはやはり実際、結果を見てみないとわからないと——この時点ではですね、言わざるを得ませんけれども、あくまでも考え方として、やはり、うきはの人口の定住人口の増加、そして最終的には、どうしても国内全体の人口減少の中で、うきはも人口減少が、この人口ビジョンの中でも避けられないということで目標人口を設定しておりますけれども、今、国が予測してます——社会保障・人口問題研究所、これがございますけれども、国立の研究機関でございますが、そこが予測している人口推計値よりも少しでも減少率を低くできればというようなことで、戦略の内容を位置づけているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今、人口ビジョンですか、人口ビジョンの——先ほどは区分していただいてありがとうございます。できれば、総括的な分野でもお願いしたいという声が聞こえておりますので、議長の御配慮をお願いしたいと思います。

人口の件でお尋ねしたいのは15ページでございます。15ページの下の表に推計の前提とい

うのがあります。実際の現状の出生率は1.53であります、本計画に、戦略につきましては2.19とするという定義づけになっておりますが、1.53が2.19とする、その要因をまずはお聞きしたい。よろしくをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） この出生率の前提というところでございますが、基本的に、将来の目標人口、これはおおむね2060年まで目標人口を出すようにということで国のほうから指示を受けているということではございます。それで、基本的に出生率は人口推計に大きな影響を及ぼす数値ですので、これはある程度、やはり根拠をもって決めなければいけないということで今回作業に当たりました。具体的には、手法として市内の事業所に協力いただきまして、大きな事業所、8事業所に協力いただきまして、実際に希望する子供の数を、それをお聞きして、それをベースに出生率を求めたということになります。

その1つの背景としましては、地方創生の理念そのものが国のほうで示されている中で幾つか——大きく4つの柱がありますが、その中の1つが、結婚から出産、子育て世代の希望をかなえる、これが非常に多く、大きな柱になっております。したがって、やはり、うきは市民の子供に対する数を、希望をかなえると、これが非常に、やはりこの戦略を実施していく上で意義があるのではないかということで、今申しましたように、実際、市民の方がどれぐらい子供を持ちたがってるかということアンケート調査で調べることによって、それを裏づけとして、この2.19ということを決めております。

若干細かい話をしますと、本当に理想の子供の数を聞きましたところ、2.6になりました。つまり、合計特殊出生率2.6という意味になるわけなんですけども、これはかなり理想的なものが含まれてますので、アンケート票を見ていただくとわかるんですが、そこに到達できる可能性ということで、若干変数を——係数を掛けて、実現可能な数というふうなことで、そのアンケートの中で数字を導き出せるようにしております。この数字が2.19ということでございますので、目標値を設定するという意味合いで、市民の希望をかなえるということを目標値というふうにする意味で、この2.19というのを置かせていただいたということです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 説明がなかなかしにくいだろうと思います。1.53を希望観測、いろいろお話を、アンケートをとったり、いろんなデータをとった結果ということではあります、1.53が2.19、希望を聞くと2.6という高い数字であります、それにしても0.66という高い数字がここに算出されたということについて考えると、この創生そのものの基本的な数字になりますから、もう少しその辺を実態、信憑性のあるものの数字にすべきでなかったのかと、

私、読みながら思ったところであります。

もし、これを、12ページに将来人口の推計がなされております。2040年——いつも言われる2040年ですけども、2万3,225人という数字に人口が減少していく。これを仮に1.53じゃなくても0.5ぐらい上げたときの数字あたりは、データとしては出しているんですか。どういう人口になるというのが、2.19、もう決めて、もう単純にこの総人口推計をしたということなんでしょうか。どうも、このあたりが余りにもちょっと、この計画書そのものを、どうかなという気持ちが先に来ます。2.19という数字はいろんなことを勘案してとおっしゃいますけども、その辺をまず、どういう考えだったのかということになりますね。どこかにこの2040年の数字というのが、これにしたらどのくらいになるというデータも作成されているんでございましょうか。あわせてお願いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、2040年の数値という話がございましたが、基本的には、いろいろシミュレーションする過程で、出生率がこれぐらいであれば、これぐらいの数になるという計算はしております。

ただ、今、それは途中の検討段階のもので手元にございませんで、申し上げることができませんけども、基本的に、これは国のほうで提示いただいた人口推計のソフトがございまして。これはコーホート要因法によって人口推計を行うというような形の、人口推計としては一般的に用いられている、そういうロジックを使ったソフトになります。

今、12ページの指摘を受けましたけど、この社人研——社会保障・人口問題研究所が使用している方法も同じくコーホート要因法というものになります。同じ手法でやっております。

それで、今回、人口ビジョンで定めた人口というのは、あくまでも目標とする人口ということで定めさせていただいております。したがって、途中の過程でいろいろ数字を入れてみると、これは例えば2.0とか、いろんな数字を入れることは可能です。そういうソフトですので、いろんな数字を出すことはできるんですけども、やはり目標値として1つ、確固たる形で打ち出すというような意味合いで、結果としては2.19で行ったもののみを公表する形としております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 人口ビジョンの件ですけども、今、関連で15ページから、こら辺に至るんですけど、あくまでも目標値だから、高い目標をするのは理想だから、低い目標は持てないからということでしょうけど。

今の出生率もしかりですけど、次の純移動率ですね、これも2%上に振ったというんですか、上に見てやってるんですが、余りにも、きのう——おとといかな、大牟田市も、こういう目標

で物すごい数字を出してましたよね。だから、それを維持するための施策を後の総合戦略ですということ、目標が高くないと戦略は練れないと思うんですけど、何かちょっと多い数字かなということ、これで戦略して、本当にこれになるのかなと。あと25年後になりますよね。ここにおられる方は、ほとんどいらっしゃらないかなということ、確認できないんですよ。だから、何ぼ目標持っとってもいいし、この2060年なんかはもう、45年先ですから、今、生まれた子が45のときしか確認できんような数字だから、もう何か鉛筆なめなめで書いて、適当に書いて、これを出せば補助金もらえるんじゃないかなという気も推測するから、真剣にこれを討議するのが何かどうかなという気が僕はしたんですけど、この辺の純移動率の2%上積みしたところの根拠もちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今の純移動率の御質問ですけども、基本的に今現状の実態、その15ページの下にございますけども、15歳から19歳の年齢階層、これが5年後に大体17.4%流出していると。これは2005年から2010年の国勢調査による結果になります。

基本的に、人口ビジョンのところの、3ページのところでもお示したんですが、3ページの下に図表I-4がございます。これが左下のほうにいるというのは結構、社会増減——特に社会減ですね、社会減が人口減に結構影響しているということがあります。そういうようなことを示しておりますので、うきは市の課題としては、やはり人口流出をとめるということは非常に重要な課題として受けとめて、そのために、後ろの戦略のほうで雇用の創出、新たな事業の創出というようなところを位置づけているわけなんですけど、これも数字を84.6ということで、現状が82.6から2.0ポイント、いわゆる流出がとまる方向に位置づけさせていただいているんですが、浮羽究真館高校の3年生の全員に協力いただきまして、将来の進路、それと、あと、住みたい場所ですね、地元に住みたいのか、あるいは遠くに行きたいのかというようなことを含めてアンケート方式で調査を行いました。

ちょっと細かい数字的なものはしよらせていただくんですが、今現在の浮羽究真館高校の3年生の希望を総合的に把握すると、将来うきはに——うきはにというか、地元に戻ってくるというところが84.6%と推計されたということがありましたので、それを根拠にこの84.6%、つまり流出が15.4%ということになりますけども、そういう数字でもって推計値を計算したということになります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 小・中学生の学力アップということで、非常に教育界も文科省のほうでは言ってますよね。福岡県は非常にレベルが低いということで勉強せんといかんと。学力

だけをそういうふうに判定してますよね。

それで、高校に行って、大学に行くことのために学力を向上させるということと、学歴が上がれば、この地域に残る人が少なくなるというのがどうも比例しているんじゃないかなという気がするんですよね。だから、もう勉強せんで、その辺でうろうろしとったほうが、言い方は悪いんですけど、うきはに残るんじゃないかなというような気もするから、その辺も相反しているのはちょっと、余り本音で言うといけないかもしれませんが、そういうところも鑑みて、この浮羽実真館高校のアンケートは、きのう、上野議員の一般質問の中でも、高校は1つしかないから、そのアンケートの結果で、今ここに——地元に残ると。大学を出てもまた戻りたいというアンケートの人数で、その辺で推移したと思いますけど、どうも何かその辺が、目標値は高く持つというのは、先ほど申し上げたように大事なことだとは思いますが、頑張ってください。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、励ましのお言葉をいただきましてありがとうございます。

人口ビジョン、これは、やはり今、流出率ですね、社会減、これを何とか食い止めようという事で、この数値に置きましたけども、基本的に、やはり国の中で、やはり地域になるべく多くの人を都市から地方への流れをつくると。あるいは、そのために地方で雇用の受け皿をつくっていくということがやはり、先ほど2本の大きな柱、見ましたけど、その1つが、やはり国の大きな柱としてなっております。

ですから、高校生たちが思うように、うきはに戻ってきたくなるような形で今後、後段に書いてあります戦略を展開して、そして、大学あるいは専門学校に行って一旦うきはを離れても、またうきはに戻ってくると。こういうような社会にしていくということが大変重要だと思っておりますので、そのあたりは戦略の実施を通じて、議員の皆様方の御協力も受けながら展開していくということでお願いできればと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 審議のやり方というわけじゃないんですけども、今回のいろんなビジョンは人口をふやす、あるいは流出を防ぐ、そういったことが主になっておりますので、この数字を出していただくのは、本当にいろんな資料からよく精査していただいて数字を出していただいたと思います。この数字を出す、例えば出生率とか、あるいは将来の人口、それを出していただくために、非常にいろんな数字出していただいています。

1つは、16ページの出生率を上げるということに対しての質問の中で根拠となるのが、87ページの理想の子供を持つという、これがかなえられないと、この数字は出てこないというか、そういうのがあると思うんです。それから、地元の人口をふやすために、今言われた流出を防ぐ、このことについては、99ページで、地元に住みたくなるような条件、これをかなえな

いと、こういう数字が出てこないようになると思うんですね。

そこで、この策定の一番の根拠が人口ビジョンである——人口を維持する、あるいは減少をとめるということであるならば、こういった数字に持つていくための施策をどうしたのかという、このあたりまで踏まえて質問とか審議をさせていただくと、この数字に対する根拠というものがもっと見えると思いますので、今言った出生率をこうするためには、こういう方策をとるというプロジェクト、このことと結びつけた説明をしていただくとわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

この数字だけを今、審議してますけれども、この数字が出るための、実際にどうするというものが出てこない、今、数字だけの遊びになっていると思いますので、この将来的に2.19にするためには、子供を産めるような条件、それには仕事とバランスのとれた職場とか、こういった問題が今、上がってますので、これに対して、どういうプロジェクトを持つていく、だから、この数字に持つていきますというような、そういった考え方が私は必要だと思うので、質問の中に、そういった形で審議をしていただいたほうがわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 今、審議の進め方ですか。

○議員（14番 高山 敏枝君） だから、一緒にこれ、あわせて、人口ビジョンだけの数字を今、見てるから、それと、この数字を出すためにはという形を入れていったほうが、と思いますがいかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） わかりました。今、高山議員から、そういう御意見もありましたので、その部分に関しては、総合戦略の中で、具体的な取り組みの中で、これをやれば、そういう形に反映してくるという答弁のほうで、そういう答弁をしていただくという形でいきたいと思いますが。

ほかに。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 先ほどから2.19のことについてあったかというふうに思いますけども、17ページの下のほうに記載されている、将来のそれぞれの構成が書かれています。

それで、ちょっとお尋ねしたいのは、確認したいということなんですけども、3ページのほうで、現状の人口動態で、死亡、出生といったところが、現状のところが出ております。

聞きたいのは、要は老年人口について、現状8,500人程度のものが7,000人ということで、これで、老年人口が現状の31%と結果的に同じということになるわけですけども、このそれぞれの人口の出入りというところが、ここ、今現状で例えばうきは市であれば60歳を超えた方で入ってきている方が結構いらっしゃるというふうに思ってます。そういう意味では、そのところはどのようなふうに反映されているのか。いわゆる、3ページのところの現状をきちんと

反映された形になっているのかどうかをちょっと確認したいと思って、お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、60以上の方の市内の転入がふえているんじゃないかというようなことがありましたが、基本的には、この目標人口を定めるときの大きな2つのファクターであります合計特殊出生率、それと、あとは純移動ですね、これに関して、移動のほうなんです、この推計で、基本的には社人研の数字をベースに使っている中で、移動率に関しては、15歳から19歳の階級、これのみを上振れさせているという形になっております。

先ほど申しましたように、やはり、うきはにおいては、高校から大学あるいは専門学校等に進学する方が、やはり将来戻ってくるということが非常に重要だというようなことで考えておまして、それを1つの目標にするという意味合いで、15歳から19歳の階層、つまり5年後には、それが20から24歳となるということで、ちょうど卒業から就職の年齢になるということになりますので、そこのところだけ社人研の移動率から2.0ポイント上振れさせていると。したがって、60以上につきましては、社人研の移動率をそのまま使っているということになります。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そうすると、今回の人口ビジョンのところには、必ずしも現状のうきは市の流れが加味されているというわけではないということでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 厳密な現状の動きというのがどのレベルかということがございますが、基本的に人口推計で現状というようなところは、直近の国勢調査の状況が現状というふうなことで判断しております。

したがって、タイミングにもよるんですが、ことし、国勢調査になりますので、その結果が出るのが来年以降になりますので、その時点で実は2010年から2015年の移動率、こういうものも出てくるという形になります。

したがって、現状は基本的には反映している形にはなるんですが、推計値としては、やはり2005年から2010年の社会移動、これを現状値という形で使っているという形になります。ですから、それ以降——2010年の国勢調査以降、いろいろ動きが出てきてはいるかと思うんですが、それは2015年の国勢調査の結果を待たないと反映できないということがございますので、この人口推計、目標人口の設定におきましては、現状値として今の2010年の国勢調査に基づくものを使っているということになります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3回目だと思います。

まず、1つ、11ページ、ちょっと確認ですけど、文章の中ほどですね、ちょっと意味がわか

らないのが、真ん中の段落ですね、「出生率に影響する要素として」という書き出しです。それで、これを厚生労働省が実施した——次の行ですね、「少子化に関する意識調査」（2004年）です。その後です。「子どもを1人育てるのに必要と考える最低限の世帯年収は、すでに子どものいる夫婦の場合、579万円、子どものいない夫婦の場合、654万円と回答している」、最低限の世帯年収ですけども、子供が既にいる場合のほうが最低限は安い。子供がいない場合は。これ、何かおかしい数字になってますが、これは正解なんですか。これが1点ですね。

それから、高山議員からもありまして関連をしていきますが、藤田議員からの件も関連していきます。

まず、将来の出生率の推計の基礎、これをやはり今後を見越して、どうそこに、それを改善していくか、チャレンジしていくかということになって、この数値目標に向かうということになります。ただ、16ページの中の——一般質問でもございました。子供の、浮羽究真館高校の就職云々とか、なかなか現実的に難しい質問をされておりますけど、わずか114人のデータでこういうものを根拠づけしていると。私ならば職員に各集落を回って、高校生を、ある程度分母を広げていくような取り組みが総合戦略としては必要であったのではないかと。そう時間がかかるわけじゃない、手間がかかるわけじゃありませんから、そういうことも思います。

それと、肝心なのが、今、結婚しない、これは全国的な課題です。結婚しない、どうしたら結婚するのか。結婚しないと子供は倫理上産めないわけでありますから、その辺のことが何も触れられていないんじゃないかというふうに思いますが、大前提はやっぱり結婚をしていただく。やっぱりそこに仕事がないと結婚もできない、経済性、いろんなものが絡んでいるんですけども、どうも出生率の、非常にわずかな高校生のデータをもとにこういうものが算出されているということの信憑性を、どうもこれで本当に総合戦略の基礎が、どんと基盤があるのかなという気がしませんが、副市長の答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） まず、11ページの記述の内容についてですけども、これは、そこに書いてあります厚労省が実施した、若干古い調査結果によるんですが、これは、具体的なサンプル数まではちょっと記憶にないんですが、対象を、既に子供が生まれた方、子供が生まれている世帯、そして、まだ子供がいない世帯、両方を含む形で、子育てに対してどれぐらい経費、費用が必要かということ調査したものでございます。したがって、子供がいる世帯につきましては、既にその子供の養育費に基づいて回答を行っているということの数字でございます。そして、子供がいない世帯につきましては、想像して子供1人いるとしたら、どれぐらいの費用がかかるんだろうかということ想定をもって回答を求めている数字になります。

それで、厚労省の分析としては、やはり子供を持たない、持っていない世帯のほうが、実際、子供を育ててる世帯よりも費用がたくさんかかるというイメージができています。だから、この調査の落としどころとしては、いや、そうではなくて、そんなにあなたが思っているほど経費がかからないということがあるので、ぜひ検討してくれというような趣旨、この分析の後の結論としてはそうなるわけなんですけども、そこから数字を持ってこさせていただいたということになります。ですから、子供のいない夫婦の場合のほうが高くなっていると、高く数字が出ているというのは今申し上げた理由になります。

それから、推定の基礎ですね。今、社会移動に関して浮羽究真館高校の生徒さんの意見を聞いて、サンプル数が少ないのではないかというようなことがありますけども、基本的に市内の高校ということの中で、なるべく確実な方法で、いわゆるアンケートを配付して回収という手法も含めて、確実な手法で意識をとろうということで、全3年生を対象としたということになります。

回答数として全体で188ということになりますけども、つまり、1人当たり0.5%のいわゆる信頼値というようなことになるわけですけども、ある程度、1%とか0.5%のレベルで数値を議論するという意味では、おおむね正確な形で対応できるのではないかという判断で行っております。そして、社人研の実際の社会変動に2.0ポイント上振れさせているということがありますけども、これも若干安全率を見込んで2.0という形に設定しているということになります。

それで、3つ目の御質問の、結婚しないというようなところが問題だと。これも後ろの総合戦略にも係ってくるかと思えますけども、やはり日本の場合、婚外子——結婚のない出生というところが非常に少ないというのが社会的な特徴にもなっておりますので、このあたりは、やはり人口をふやしていくという中では非常に重要な課題かと思えますので、その意味では総合戦略の展開の中で結婚を進めていくというような方向性も非常に重要なところになるかと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今のルネッサンス戦略の中で人口の関係が出ておりますので、それぞれ基本といいますか、これを出した理由というのは、今、副市長のほうから話があっております。これは一人一人、考え方がいろいろありまして、計画なり将来の見通しというのは、これはえらい難しいと思いますね。だからといって数字は上げないかんということだというふうに思います。

それで、JAでも、ずっと5年計画とか、いろいろやりますけれども、やっぱり問題は、一番大事なところは、計画が計画だけに終わるといえることが多いようですから、やっぱり5年間の見通

しとか出しておりますけれども、そういうことも必要でしょうけれども、この1年、1年をどういうふうに目標に向かって確認していくのか、そういったところが大事じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の目標とのギャップ、そこら辺のところをもう少し具体的に、例えば内部で検討を毎年やるとか、この出した意見の中で、協議会ですか、そういった人たちも一緒になってやっぱり確認していくという、そういったことがえらい大事なことじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のところをどういうふうに確認というか、目標に向かっての体制、そこら辺のところを説明を願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今の目標に向かっての体制というところでございますが、この地方創生に係る、国の言うところの総合戦略の大きな特徴としては、P D C Aというプラン・ドゥ・チェック・アクション、こういうものを入れて、常に政策がちゃんと効果が出ているかと、あるいは、もっといい手法があるんじゃないかとか、そういうことを見直しながらやっていくということが総合戦略の1つの大きな特色になります。そのための1つの指標というのがK P Iというものになります。

見ていただくとわかるんですが、K P Iは、要するに毎日毎日とれるような数字ではございませんで、ある一定期間を経て、そして出てくると。おおむね年次目標値とか、そういう形で設定、あるいは、中には5年目標というような形で設定しているというような形になっております。したがって、1つは、K P Iというのは、よりどころにはなるんですが、そういうものを使って、そしてチェックをかけていくということ。

ただ、K P I自体が万能なものではございませんので、それはあくまでも1つの目安ということで、実際は、市の中で事業を行っていくと、いろいろな動きが出てこようかと思えます。そういう動きに基づいて、それも踏まえてP D C Aの中で、総合戦略に入れ込んだ施策事業に対して、ローリングをかけながら進めていくということになります。

そのローリングをかけるための体制ですけれども、基本的には庁内組織であります、うきは市ルネッサンス戦略本部、それと庁外——先ほど冒頭の説明で申し上げましたが、委員として産官学金労言と、それと、あと、市民の方々が入った、うきは市ルネッサンス戦略推進協議会、これを組織しております。推進協議会とルネッサンス戦略本部がP D C Aを回していくための組織として、この戦略が確定後は機能していくという形になります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ちょっと途中ですが、今ちよつともう総合戦略の基本的な考え方に入りつつありますので、人口ビジョンのほうに区切って質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議員（４番 中野 義信君） いや、それで、わかるわけですよ。チェックあたりをしていくというのはですね。だから、そこら辺をやっぱり、この中に書いてあるだけじゃなくして、いろいろな方の意見を出してもろた中でですね、そのチェックを必ずやっていくということでない、ただチェックをしますとかということだけでもなかなかいかんと思いますので、そこら辺を十分にやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。９番、伊藤議員。

○議員（９番 伊藤 善康君） ７番とちょっと関連しますが、高校生の調査ですね、これも浮羽究真館高校。資料を見てみると、うきは市から浮羽究真館高校に行つるとが７４名。また、進学校ですよ、あそこは。そこだけで調査したのはちょっとまずかったのかなと思いますが、いろいろ、うきは市から行ってますよね。

先ほど藤田議員からも出てましたが、進学を目指して、ほかのところに就職して、大学出て、なかなか帰ってきませんよね。それから、私、農業をしとる関係で農業の後継者が欲しいわけですよ。それで、いろいろな学校をちょっと、うきは市在住の高校生を調べてほしかったということです。何でしなかったのか。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 高校生の調査ですけども、これは今回の人口ビジョンの策定スケジュールとも若干関連しているんですが、ある面、技術的な問題があります。かなり短期間で、そして学校の協力を得て、そして正確な数のある程度のサンプルの意見を集めるというようなことで実施する必要がございました。

そういうことで、市内に立地してます浮羽究真館高校、日常的にいろいろな市の行事等で協力いただいているというようなこともございます。ですから、短期間にお願いして、そして短期間に生徒さんたちに調査票を配布いただき、そして正確に記述いただくということで、技術的な面で浮羽究真館高校にお願いするというのが最適だという判断のもと実施しました。それで、サンプル数としても約２００弱の生徒さんがいるということであるので、ある程度の信頼性をもって数字——出てきた結果の数字も使えるだろうということで判断した次第です。

○議長（岩佐 達郎君） ９番、伊藤議員。

○議員（９番 伊藤 善康君） 今の答弁聞きよると、ただこれ、予算をとるか、補助金とるために、ざっと、ぱっとやっときゃよかったというふうに私は聞き取りましたが、補助金とるためなら議員も何も言わんでしょうね、これ。それで、実現可能に向けて何かいろいろするとなりや、やっぱりちょっと一口、二口言わなんごとなるきですね、その辺を、補助金とるために、きちっとやったのか、ざっと、ぱっと。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） なかなか難しい御質問で、ちょっと答弁もなかなか思案するところではあるんですが、基本的に、このルネッサンス戦略ですね、国のほうから策定するよという
こと言われているもの、これは昨年11月28日から施行されました、まち・ひと・しごと創
生法の第10条に基づいて各市町村が策定するものというふうになっております。その総合戦略
に基づいて——その中では地方人口ビジョンと地方版総合戦略、この2つをつくるということ
になっておまして、その総合戦略のほうに基づいて、地方創生に絡む交付金事業を使って実現
を図っていくということになっております。

ですから、そういう意味から言うと、しゃくし定規な解釈から言うと、いわゆる27年度は
26年度補正で先行型という形の交付金を国のほうで出しておりますし、27年度につきましては
は上乗せ型ということで交付金事業を行います。28年度以降に関しては新型交付金というこ
とで、これはまだ議論の途中ですけども、交付金事業でもって戦略に書かれていることを実現し
ていくということになります。

ですから、そういうことから言うと、いわゆる国も、地方創生の施策、つまり交付金事業に乗
せていく1つの、そのための総合戦略ということにはなるんですが、ただ、これを定めるに当た
っては、やはり先ほど来、説明してますように、市内のいろいろな方ですね、推進協議会とい
う形で多くの方にかかわっていただいて、そして、つくり上げているという形になります。

ですから、中身に関しては、やっぱり市民のいろんな方々が思うことを凝縮しているとい
うことになりますので、技術論から言うと交付金事業というようなことに結びつくのかと思
うんですが、中の考え方に関しましては、アライイ的につくるとか、そういうことではなくて、やはり本
当に市民の方々が思うものを上げてあると。それを受けて、やはり今後、行政としても対応を
図っていかなくちゃいけないだろうという位置づけのもと、このルネッサンス戦略はまとめている
ということになります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 人口をふやす、ふやさないということは、まず、自然増加、こ
れが1つですね。それから、もう一つは、社会増加、この2つしかないわけですよ。自然増加と
いうことになると、死亡者が減って出生者がふえれば自然増加になるわけですね。ところが、
うきは市の場合を見ても、平成17年度が、出生が276なんです。死亡が385です
から、これでマイナス109なんです、1年間でね。この自然増加は、出生率を上げないこ
とはどうにもならないということですから——2.19ということですので、上げるのは結構で
すが、問題は、やっぱりその裏づけですね、裏づけ。

それから、もう一つは、社会増加というのが出てくるわけで、社会増加は転入及び転出、これ

のほかならないわけなんです。今、福岡県で一番人口のふえてあるのは、粕屋町、新宮町ですね。福岡市のすぐ隣で、地域的に非常に恵まれているというところであるわけね。だから、今、福岡県で人口がふえているのは、粕屋町と新宮町で一番人口がふえてるわけ。その人口がふえているのは、社会増加でふえているわけですよ。社会増加ですよ。したがって、人口をふやすためには、やっぱりきちっとした計画が必要です。先ほど4番議員からもありましたように、計画を立てないことにはどうにもならないわけです。総合戦略の中でやっぱり計画を立てていただく。

この19ページを見ますと、基本的な考え方ということが4つ出てあります。地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする。これが、言いかえりゃ社会増加の人口増。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員、もう既に総合戦略のほうに入ってますが。

○議員（13番 三園三次郎君） いや、人口ビジョンのことで、例えば申し上げているわけです。これをするためには、やっぱりどのようにして人口をふやすかということ年次計画立てなきゃどうにもならんわけですよ。

そこで、今、人口ビジョン、12ページを見ていただきますと、これは国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域の将来推計人口というのが出てあります。これは今、ここにインターネットでも将来人口というのが出ているわけ。うきは市の将来人口、2010年から2040年まで出てあるわけ。その人口と全く同じ。そりゃ、同じじゃなきゃなりませんけれども、この人口が――次の17ページ見てください。17ページ、今、2015年ということですから、あと5年後ですよ。この総合戦略の最終年度までに、いわゆる年少人口が4,456人ということで推計しているわけ。ということは、この12ページの人口と比べると869人ふえるということですよ。

12ページでは、そこにありますように、2020年の年少人口は3,587という。それを、うきは市の推計で、17ページで、2020年に4,456人になしますよということなんですよ。

それから、総人口も同じですよ。総人口は、12ページの総人口を見てくださいよ。ここにありますが、2020年は2万9,082人ですよ。これを17ページでは2万9,958人ということですから、876人ふやしますよということですね。12ページの、発表されてあります――国立社会保障・人口問題研究所が発表してあります数字よりも、うきは市はこれだけ人口をふやします、5年間ですよ。

では、その人口をふやす、片一方は出生率を869ですけど、相対的には876ということになりますと、わずかに――7名ですか、7名が、いわゆる社会増加になるわけですね。社会増加にですよ。こちらは、いわゆる自然増加ではかるわけですよ。だから、この計画を出してもらわなきゃ、このままでは、皆さん方は、この計画は5年間計画で、そして年度ごとに検証すると

いう。じゃあ、何を検証するわけですか。やっぱり目標をきちんと立ててもらわなきゃ——これはこれでいいですよ。これはもう、国に出すなら出すで。ところが、5年間の計画を立てて、その計画が達成できたかどうかというのは検証しなきゃなりませんから、今からでも遅くはないから、やっぱり5年間の計画を立てるべきであると思うんです。これだけじゃなくてですよ。そうせんことには検証のしようがないわけ。ただ、この文章を読んで、どう検証しますか。

皆さん方はせっかく部会までつくって検討したんですから、ここにありますように、検討部会——産業創生部会、それから、きずな創生部会、地域創生部会、それぞれに3部会立ち上げてありますから、この3部会で、それぞれの戦略を描かれてありますから、その戦略を描くためには、こういうことを計画するんだと。これには幾ら金が必要なんだということを、毎年1億円でもいいじゃないですか。1億円を仮定して、こういう計画を、もし国の創生事業で国費が来たら、これやるんだということでやってもらわなきゃ、国としてもお金を配りようがないですよ。こんなものを出しただけではですよ。

だから、ぜひ、5カ年計画ということですから、5カ年計画をひとつぜひつくっていただいて、それを議会にも出していただくようお願いをしたいと思います。これについて回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） まず、人口ビジョンのほうですけども、これは2060年を目途に将来の各地域、地域の目標人口を設定するという性質なものでございます。したがって、実は、これも技術的な制限といいますか、限界があるんですが、既に、この数字で2015年——ことしなんですけど、2015年の数字が実測値ではなくて推測値という形になっています。これは人口推計の技術的な問題から、2005年から2010年の人口動態に基づいて推計を行うと——コーホート要因法によって推計を行うということになりますので、そのあたりは2015年から推計値になっているということで、まず、御理解いただければと思います。

そして、人口ビジョンというものの自体が、冒頭申しましたように短期的な人口目標ということではなくて、将来を見据えた人口目標ということで、あくまでもこれは長期的に人口の目標値を設定するということになっております。

そして、後の総合戦略ですけども、そういう長期的な人口の目標に到達するために、まず、この5年間でやらなければいけないこと、これをまとめているというところが後段の総合戦略になります。したがって、総合戦略自体が5年間のいわゆる実施計画に相当するものでございます。そして、各年次、年次につきましては、先ほど言いましたように、PDCAという形で事業を、ローリングをかけて進めていくということになるわけです。

そして、交付金事業の絡みも御指摘いただきましたけども、この上げられた施策事業の中から

毎年毎年、国のほうから交付金事業に上げるべきものの提案、公募がなされることとなりますので、この総合戦略に位置づけられた施策事業の中から、各市町村が国の交付金事業に乗せるものとして手を挙げていくというような形になります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そこで、今申し上げますように、17ページで、2015年以降は、うきは市独自の係数に基づく推計値を出してありますが、これで年少人口が、いわゆる国立社会保障・人口問題研究所の人口よりも869人ふやしますということなんですよ、これ。じゃあ、869人ふやすためには、こういう施策をとりますということが必要でしょう。ただ、出生率を2.19、それだけでは裏づけ資料になりませんよ。

それと、もう一つは、人口をふやすためには社会増というのを図らなきゃなりませんけれども、総人口のどこを見ますと、いわゆる国立社会保障・人口問題研究所の出している数字よりも876人しかふえてないということなんですよ。片一方は869人ふえるんですよ。片一方は、わずか7名しか見てないということなんです、社会増加をです。それじゃあ、これは全く成り立たない、説明のしようがないですよ。じゃあ、7名は、どういうふうにしてふやすわけですか。この15歳未満は869人ふえるわけですよ、推計で。ところが、こっちは全く、7名しかふえてない。876ですけど、その中で869を引きますと7名しかふえない。そんな人口ビジョンの推計があってはならないわけなんですよ。

だから、これについてはやっぱり、2020年ですから、2020年はこうなりますよという推計人口ですから、その推計を達成させるためにはこういう施策をとります、うきは市ではですよ。だから、この人口になるんですよという裏づけの資料を出してくださいということを申し上げているわけ。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、指摘いただきましたけども、うきは市がこういう人口になると。

つまり、目標人口としては、各年次それぞれ、社人研の推計する人口よりも減少率が低く抑えるような形で推計値を示しているということがございます。そして、そういう人口を減らさないようにするための、そのための具体的な施策というのが総合戦略という位置づけになります。

ですから、総合戦略の部分が、（発言する者あり）19ページからの総合戦略で、その中で具体的に施策等、触れているのが43ページ以降ですけども——さらに具体的にプロジェクトレベルということになると47ページになりますけど、その事業をやっていくことによって人口の減少を抑えようというようなことです。ただし、各事業が、これをやることによって何人人口を抑えることが、流出を抑えることができるかと、そういう細かいところは技術的には導き出すこと

ができませんので、相対論として、このような施策を実施していくということによって、そして人口の減少を抑えようというようなことをございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。6番、上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 今、人口ビジョンのことで御意見がいろいろ出ております。

まず、これを可能にするためのプロジェクトというのは大変必要かと思いますが、それができるか、できないかということをやっぱり想定していくのは大変難しいことと思います。先のことを読んでいくのはですね。

それで、実際、事業として、こういうのを見る場合、例えば12ページの、2010年から2015年、2020年と、大体、各校区に2人ずつ減少をしている状況になります。11校区としてですね。大まか2人ずつ減少しております。

そうしますと、ここにまた想定として書かれております人口は、2015年から1.3人、1.9人に、2.5人、3人と、だんだんふえていく状況です。これは校区でですね。だから、そういうふうにやっぱり細かくして、今から行政がやっていくのには、これを可能にするのには、そういう細かな校区で大体2人ずつとか何人ずつとかというのを、この目標を達成するためには見ていく必要があるのではなからうか。漠然とした中にはできてきませんのでですね。

それで、私たちが事業をするためには、そういう5年間で割って、そして1年にどれだけ、12カ月に割って1カ月にどれだけ、そういうものを細かく分析していきます。そうしますと、目標が達成できるわけですね。このままでは漠然として、それができかねます。そして、そのときに、じゃあ、できなければ、このことを打ち出していこう、こういうことを打ち出していこうとしていくわけですね。この中にプロジェクトができていても、それを達成するために。そういうこともやっぱり考えていく必要があるのではないのでしょうか。

本当に漠然とした中に、ここで、じゃあ、これをどうしますか、ああしますかといっても、お互い、未来のことでわからないわけですね。だから、これを達成するためには細分化をして、じゃあ、1校区に1.3人から、最後には6.8人にならなくてはなりません、1校区に。11校区として。こういうものを見ていく必要も私はあるのではなからうかと思います。事業をする場合は、そういうことで成功いたします。ちょっと意見として申し上げたいなと思ひまして言いました。

終わりです。

○議長（岩佐 達郎君） 意見で、答弁いいですか。副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 貴重な御意見ありがとうございます。

この戦略——人口ビジョン、戦略を含めて、うきは市全体としてつくり上げているという形になります。したがって、ですから、実際、個々の事業を当てはめていくといいでしょうか、実

行していく場合はかなり、校区と、いわゆる自治協議会のエリアというところをかなり留意しながらやっていくということに実際はなろうかと思えます。ただ、あくまでも、うきは市全体としての戦略を求めさせていただいているという状況になります。

ただ、ちょっと補足で申し上げておきますと、今回この戦略を導き出すに当たって、いろんなところとの協力、連携でもって、それで策定させていただきました。その中には、先般、議員の方々との意見交換会というものも実施させていただいた次第ですけども、もう一つ、うきは市の特徴として、うきは市民大学との連携を図って、そして大学の受講生の方から、いろいろ意見をいただいたと。この意見をいただいた先は、子ども未来学部、これは小学生ですし、あとは地方創生学部、これは割と年齢が上の成人の方が多いわけですけども、そこでワークショップ的な形で意見を出していただきました。そのワークショップも基本的に公開でやっておりましたので、自治協議会の方々も、いわゆる傍聴にオブザーバーという形で見に来ていただいております。そのような形で、各自治協議会のほうも、やはり今、地域計画をつくっておりますので、そういう意味で非常に意識の高くなっている状況かと思えます。ですから、この戦略を打ち出すということによって、各校区、自治協議会単位でも結構、意識の高揚が図られて、そして、うきは市全体の地域の活性化、これをやはり個々の地域が頑張らないと、うきは市全体の活性化にもつながりませんので、そういう、うきは市全体の活性化に結びつくものというふうなことで考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） ないようでしたら、人口ビジョンに関しては終了したいと思います。

それでは、次に、総合戦略に入りますけど、総合戦略、話が出てますように、この人口ビジョンをいかに実現するかというのが次の戦略になってくると思えます。そういう中で、総合戦略について質疑に入りたいと思います。

それでは、総合戦略もいろいろ、基本的な考え方、あと、検証とかありますが、もう、まとめて総合戦略一本でいきますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） じゃあ、一本でいきます。総合戦略、意見のある方、お願いします。

7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっとトータル的な、総括的な質問をまず、したいと思います。

この答弁は副市長が全てやられるんでしょうか。それぞれがメンバーに入っていると思いますので、その辺はまたよろしく願いしときます。

まず、1つ聞きたいのが、これだけの冊子を短期間に、本当に御苦勞であったというふうに思

いますし、よくできていると思いますが、これは職員が起草したのかどうかを、よかったら具体的に参考までにお聞かせいただければと思います。

それから、あと2つ、市長にお尋ねしたいと思います。

最後のページに、さっきも佐藤議員から125ページの、これは推進協議会ですね、メンバーの方々がここに名前が28名、副市長も入れて挙がっております。ちょっと気になったのが、地域力創造事業委託料、多分、お名前が佐藤喜子光さんですか、住宅費も合わせ、毎年500万円という予算も上がっておりますが、この総合戦略に対して、どういう役割を果たしたのか。名前も挙がっておりませんが、ぜひ、そのことが、この方が非常に有能な方でしょうけども、アドバイザーということだと思います。それをぜひ、この総合戦略、そして今後どういう役割を果たされようとしているのかを1点。

それから、きょう、いろいろ意見が上がると思います。これは、いい意見については、これをまた新たに——とにかく早く出さなきゃいかんでしょうけども、そういうことが可能なのかどうか、その2点について市長からはお伺いしたいんですが、よろしく願いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） まず、最初の御質問であります、誰が書いたかということでございますけども、これは実際、文字を起こすというレベルから言うと、庁内組織のルネッサンス戦略本部の中に3つの部会——産業創生部会、きずな創生部会、地域創生部会とございますが、そこが基本的なプロジェクト施策関係の事業の文言を含めて書いているというのが基本です。そして、部会以外の意見の吸い上げというところもありますので、そのあたりは創生本部の中で調整会というものを持って、いわゆるそのコアメンバーが集まって、そういう形で体制をつくって、その中で書き上げているというような形になります。

したがって、ルネッサンス計画の非常に大きな特色——うきは市としての特色なんですけど、ほかの市町村では、かなり、やはりコンサルに委託してつくるといふところが多く見られるようではございますが、うきは市の場合は、もう、まさに職員手づくりで行っているということが、これはもう、対外的にも言える大きな特色かと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの、うきは市ルネッサンス戦略、もう少し見直す余地はないかという御質問もありました。

御存じのように大きな計画でございますので、私ども、ことしの1月から庁内対策本部を設置しまして、まさに産官学金労言等の協議会も設置し、そして多分、他の市町村にもない取り組みなんですけれども、うきは市民大学2学部巻き込んだ取り組み、それから、少し認識が違いかも知れませんが、私の情報によりますと、55名の議員と全員協議会の場等々を通じて何度もこの

ルネッサンス戦略について意見交換をしたと。他の地方公共団体においては、そういう対応まではやってないというふうに聞いておりますので、非常に、副市長をヘッドに大変長時間にわたって綿密な計画をつくってくれているものと、こう思っております。

先ほどから、一部、浮羽究真館高校だけのデータでという、データサンプルのとり方の問題等々ありましたけれども、私は、それだけではなくて、本当に縦、横、斜めから、うきは市民大学も巻き込んで、これだけ緻密にやった計画はないんじゃないかと、このように思っておりますので、ぜひ——いろいろ字句の修正等はあるかもしれませんが、本旨については、ぜひ御賛同を賜って、これを認めていただければ、すぐにでも内閣府に提出をさせていただけないかと、このように思っています。

そうしますと、自動的に今後2つのチャンスといいますか、まずは、早期に策定すれば自治体ごとに1,000万円という交付金が支給されることはもう、確実でございます。それに乗りおくれられないようにするという話と、あとは、内容いかんで上限5,000万円までとれるという斬新な、いつも石破大臣、申し上げているように、今までにない補助事業のメニューでないもの、あるいは総務省の基準財政需要額にカウントされないような、今までの既存事業ではない斬新な事業を出してくることを望むと。

そういう意味で、非常に今、このルネッサンス戦略、斬新なアイデアが出ているんじゃないかなと、このように思いますし、また、他の自治体と比較しますと、普通、地方版総合戦略というタイトルになりがちなんですが、うきはは、その内容を鮮明にアピールするためにルネッサンスという言葉を出しております。これはまさに復興再生であります。ただ昔に戻るだけではなくて、今あるものを生かす、それは、今あるというのは人とものであります。人材を非常に掘り起こしてブラッシュアップする、そして、もの、これはブランド戦略で非常に地域資源を掘り起こしてブラッシュアップする、こういう姿勢を創造的に、将来に向かって創造的にやるという意味が、このタイトルに、そのものにあらわれている戦略ではないかと、このように承知しておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

なお、佐藤先生については、昨年度から御指摘のとおり、500万円以上の金額、委託料で、去年とことしと2カ年にわたって、いろいろまちづくりのアドバイスをいただいているところでありますが、このことに関しましては、副市長のほうに答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 佐藤先生に関しましては、総務省の事業であります外部専門家招聘事業による事業として実施しているということでございます。基本的には各地域の課題、これを解決するために、具体的にいろいろな手法を提供をいただくというようなことで、割と実践的な方に入っていただくという形の事業になっております。

そして、今回の総合戦略との絡みなんですけども、基本的に、この総合戦略の基本的な理念とか考え方のところにも示させていただいておりますけども、国の地方創生の中で位置づけられている喫緊の課題を解決するというような形を中心に戦略としてまとめているということになります。したがって、実は市が抱えているいろんな課題ということからすると、もっと幅広い課題が実は市の中であって、その中の一部をやっぴり凝縮して総合戦略の中に反映しているというような形になります。

アドバイザー事業に関しましては、広い観点からアドバイスをいただくという形で市として活用させていただいているということになりますので、アドバイザーで来ていただいている佐藤先生に関しましては、当然この戦略をつくる中で、いろいろ中身を見せて、具体的にいろんなアドバイスということを受けながら進めてきたということにはございます。そういう形で外部の専門家招聘事業というものを活用して、ルネッサンス戦略の中でも位置づけているという形になります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁については、基本的には理解をしました。

ただ、佐藤アドバイザーについては、名前を明確に挙げとったほうがよかったんじゃないですか。これだけの費用を負担しながら、一番うきは市をどうするかという総合戦略に、これ、名前が挙がってないほうが不自然です。いろいろアドバイスはいただいたと言いますが、それはもう、今言ってもどうしようもないことかもしれませんけども、お願いしときます。

さて、これももう、全体で3回しか質問ができないということになると、もう2回、あと2回になります。市長として、いいできばえだということで、よそとも違って、これだけ結集して、これだけやったという評価でございます。私は私として、これを2回ほど読ませていただいた感想として、また今回については、結論としては可決するであろうと思うんですけども、急ぎ内閣府のほうに提出されるということになりましようが、その後、5年の計画ですから、これが何でもということじゃないと思います。だから、今から状況も変遷していくでしょうし、その中に新たなものが付加しながら、こういうものを5年後の実現に向けて、やはり修正も必要だろうというふうに思いますから、答弁も必要ですけど、私の意見として申し上げていきたいと思います。

まずは、47ページです。お尋ねも含みます。

まず、47ページが、藤波ダム周辺の地域産楽連携空間形成プロジェクトというのが出ております。この藤波ダムに、こういう水ビジネス事業とか企業誘致の関係というのを見出した根拠というのを教えてください。

それから、48ページに入りますが、うきはブランド形成プロジェクトの関係をずっと読んでおりまして、いいことづくめの非常に華やかにうきはを売り出そうとする魅力発信的な体制を構

築しようとしております。ただ、どうしてもひっかかるのが、よそから人を呼び込む——筑後川温泉、吉井温泉の話が一般質問でよく出ますけども、なかなか人が来て宿泊する、今の旅館の形態というか構造を見ても、なかなか若い人たちは、泊まりというのは難しい状況になることは御存じだろうと思います。

今、浮羽町の今川通りに1つのホテル建設が進んでおります。個室です。ああいうものも大きな影響を与えていると思いますが、ただ、観光客が来るんだけど、日帰りが——データのほとんど日帰りですね。だから、温泉云々というふうに活性化、活性化言うけど、やはりこれは民間資本ですから、泊まるという、これをやっぱり基本的に考えないとなかなかもう、今から若い人たちは泊まってくれない。黒川あたりはどうかというと、それはまた、あれはまた特別の魅力が確立しているということも御承知だというふうに思いますので、その辺を。

もう一つ、ここで、ちょっとページを飛ばします、済みません。温泉が50ページでしたですね。それから、ちょっと飛びまして、54ページの農業に行きたいと思います。

農政のほうが一番御承知だと思いますが、いよいよ、田んぼの今の風景を見てください。ヒエの広がり、今まで農業を長年取り組んできた方々の代表格の方々がこの現状を非常に、将来はどうなるのかという心配をしております。いわゆる、個人農業の崩壊が始まったという表現だと思います。

そこで、ここの農業・林業の拡大プロジェクト、林業のほうも共通する面があるかというふうに思います。それで、今うきは市が創生という言葉、総合戦略で使うなら、今、何をせにゃんかという、私がいつも繰り返して言いますように、2018年——あと3年後ですか、減反の廃止というものがTPPの関係も相まって、来ます。うきは市は、非常に土地柄が肥沃なために個人農業主体なんです。今、大豆を植えないかんということで、部分、部分によるけども、水が入って、もう、どうにもならんという状況も続いています。

私1人、時間とるわけにはいきませんが、ここがポイントです。とにかく都市計画というものを農業計画に置きかえた場合に、農業バージョンとしたならば、地域地区の関係を平地農業の団地化、それと、山麓地帯の——ここにもありますね、山麓地帯の果樹地帯。中山間地については、私は、自治協議会が、3つが経営するような農業形態というのを個人的に考えるんですよ。という、まず、平地農業についてはもう、いわゆるブロック化を推進しない限りは、幾ら上辺で農業を扱っても、もうだめです。そういうところが、しっかり農業を愛している係長もいるんだけど、踏み込みがどうも一般的すぎる。そういう気がいたします。

最後になります。それから、64ページの、さっきも出てましたけども、学力向上プロジェクト、ここ、学力の前にやることがあるんじゃないかというふうに、今、子供たちの社会というのは逆ピラミッドになっているんです。生きる力がないのに、学力ばかり乗せている。ですから、

学力向上という以前の基盤の問題が抜けているというふうに思いますが、その辺をどう思われるのか。その点について、まず、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、大きく4点の質問をいただきました。

まず、47ページにつきまして、藤波ダム周辺というようなところの位置づけなんですけど、基本的には、まず、いわゆる産業の活性化、地域の活性化を図っていく中で、市の遊休化している資産を有効に活用して、そしてやっぱり、それを経済活動に結びつけていくということが必要じゃないかという議論の中で、やはり大きな面積があります、藤波ダム周辺というところが1つ浮かび上がってきたということがございます。

あの地域は、御案内のとおり自然環境に恵まれておりまして、産業立地ということを考えるに当たっては、余り、いわゆる重厚長大的な産業の立地というところはなじまないだろうと。周辺、公園地域ということも多くございますので、そういう意味合いで、うきはの十分な資源であります水の資源の活用、そして、あと、周辺につきましては、人々が楽しめる場所ということで、そういう議論のもと、このような形でプロジェクトとして提示させていただいているという状況になります。

引き続き、48ページのところで、なかなか筑後川温泉とか、人を呼び込むといっても大変じゃないかというようなことがあります。当然、やはり温泉地域自体もなかなか大きな投資が各事業所さんの中でできないというところで課題はあろうかと思いますが、今、御指摘がありましたように、ビジネスホテルができるというようなことは、これは実はいわゆる、うきは市内の宿泊機能ということから見ますと、宿泊機能の多様化というようなことで捉えることができます。つまり、受け皿とできる属性が広がるということがあります。

この近くで、非常に温泉として有名なところが湯布院というところもありますが、あそこも基本的にはホテルタイプのところ、あるいは個室タイプといいましょうか、離れタイプで若干料金設定も高くなっているようなところ、あるいは団体が入れるようなところ、結構、多様な宿泊機能を持った形のコンプレックス、機能の集積がなされているというようなことになります。

ですから、うきはもビジネスホテルの立地によって宿泊環境が変わってくる中で、何らかの形で筑後川温泉に対してもインパクトがあるだろうというふうに考えられますが、これはパイを奪い合うという形じゃなくて、あくまでも、やはり先ほど申しましたように、宿泊を受ける属性の受け皿を広げるというところにつながりますので、そのつながったところをうまく生かして、そして、筑後川温泉自体も底上げ、活性化のほうにも結びつけていければというふうに考えております。

3点目の、54ページのところで農業に関する御指摘いただきましたけど、まさに議員のおつ

しゃるとおりで、非常に、うきはの農業ですね、活性化に向けて喫緊の対応を図っていくということが必要となります。

そのこともありまして、55ページのほうの一番表の上に、農業生産法人活動支援事業というのを位置づけさせていただいておりますが、これは、ことしの3月の議会で26年度補正としてお認めいただいた国の先行型の交付金事業として取り組ませていただいている事業でございます。これは、やはり戦略の中でも農業の活性化ということは非常に重要だろうという意識のもと、この事業に関して、既に交付金事業として先行的に取り組んでいるということでございますので、そのあたりも御勘案いただければということで考えております。

最後、64ページで、うきはっ子夢・学力向上プロジェクトというところでございますが、議員御指摘のとおり、学力だけということでは、なかなか将来の子供を考えると厳しい状況があるかと思えます。したがって、内容的には、学力だけではなくて、もう少し生活力とか広い意味合いも含めて、才能というような言葉を使わせていただけてます。才能を伸ばして、そして学力とあわせて子供たちが将来生きていく力をつけていくことを目指すプロジェクトでございます。したがって、若干ちょっと解説的になりますけども、プロジェクトの名称が、うきはっ子学力向上プロジェクトではなくて、夢というところが前についておりますけども、この部分がやはり、議員御指摘の学力以外のやはり生活力とか、そういう自分たちを磨き上げていくというようなところも含んだ思いのプロジェクトとして、これを位置づけさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ここで暫時休憩にしたいと思います。1時15分より再開します。

午後0時10分休憩

午後1時14分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、再開します。

総務課長が公務のため、おくれると連絡が入っております。お知らせします。

それでは、午前中に引き続き、質疑を行ってまいります。質疑のある方。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 48、49、50ページにまたがって質問させていただきたいと思えます。

まず、49ページの備考の米印の2ですかね、その件ですが、「団体旅行から個人旅行へ、物見遊山的観光から体験・学ぶ旅観光へ変化する」。そこで、こんなもの、あんなもの、そんなものという言葉が置き去りにになっているんじゃないかなと思うが、どう思うか。1点目は。

2点目ですが、48ページなんですけど、非日常性を求めてくるので、そのことについてどう考

えているのか。48ページになりますが、インバウンドの件の対策については、多言語化サービス事業という項目を上げていますが、やっぱり接客サービス事業がないが、一番サービスですかね、オリンピックで、おもてなしという言葉がはやったわけですが、これについてどう思われるのか。

それと、50ページですが、中間かな、フルーツ・野菜健康メニューの開発ということですが、フルーツの中に入っていると思いますけど、健康のあれで入っているかと思いますが、フルーツを使った料理というふうな、開発というふうな、フルーツ料理の開発というのを入れたらいかがかなと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、4点、御質問を受けたかと思うんですけど、ちょっと2番目につきまして聞き取りにくかったので、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 2番目は、日ごろ、お客というものは非日常性を求めてくるものだから、そのことについてどう考えているのか。いいですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） はい、わかりました。

まず、1点目の、団体旅行から個人旅行へということですが、これにつきましては、昨今の旅行のニーズの変化に基づいて、そして対応を図る必要があるということで戦略の中に入れ込んでいるという形になります。

具体的には、うきはの中のさまざまな資源ですね、いわゆる観光資源というものは、それを目的に来てもらう、動機づけするものがいわゆる観光資源というふうになりますので、うきはの例えば生活の中にあるもの、あるいは空間の中にあるもの、さまざまなものを使って体験的なものを展開していこうというような趣旨でございます。

そして、2番目、非日常を求めて観光客がいらっしゃるということですが、これは、いわゆるうきはの大きな観光、いわゆる入り込み、交流人口のターゲットというのは都市部で、一番直近としては福岡都市圏ということになるかと思えます。

そのようなことから判断すると、実は福岡市民の非日常というのは、うきは市民にとっての日常というところがございます。つまり、うきはで日常的に展開されている、例えば生活文化もそうですし、あるいは農業も営まれているということもそうです。そういう日常的なところを外から来る人に体感、体験してもらうというところが、来る人にとっての非日常、これを実現していくということになるかと思えますので、そういう観点でこの戦略の中でも考えているところで

ございます。

それから、インバウンドの中で東京オリンピックをどう位置づけるかということですが、当然、東京オリンピックによって多くの海外からのお客様が日本に来られます。直近のロンドンのオリンピックもそうだったんですけども、オリンピックの競技自体はロンドン周辺で行われたということがありますが、オリンピックを契機にイギリスに渡られた方につきましては、ロンドンだけではなくて、かなり周辺地域、北部のほう、スコットランドとかも含めて回遊されているということがございますので、東京オリンピック・パラリンピックのときも同様に、同じような動きが出てくるかと思えます。そのようなことから、競技自体は東京中心ですけども、東京から多くの観光客が九州、特にうきはのほうにも来ていただけるような形で仕向けていく必要があろうかと思えます。

それと、4点目で、健康メニューの中でフルーツを使った料理を入れたらどうかということがありますけども、その中で記述させていただいているとおり、フルーツ・野菜健康メニューの開発ということで、当然うきはの重要な地域の資源というのは、これは農産物というのがあります。農産物、フルーツ、野菜、これはやはり、うきはの誇るものでございますので、当然フルーツを使った健康メニューの開発ということも含まれているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） うきは市の資源開発と新たな雇用の創出に関連することですが、これ見ますと、余りの総花的で、あれもこれもというようなのが上がっておるようです。しかし、これは戦略集でございますので、それはそれでいいとは思いますが——戦術ではありませんね、と思えますが、実施計画をつくって、そして実際に実行する段階におきましては、やっぱりうきは市としては、総合的に見ますと弱小の部類に入ると思えますよね。何も強い市ではないということですので、やっぱりうきは市でできる、うきは市の強み、そして身の丈に合ったものを、優先順位をつけて、そして市長もよく言われます選択と集中と申しますか、それをぜひやっていただいて進めていただきたい。私もよく言いますが、ランチェスターの法則ですね、弱小の勝利の法則であります。やっぱり強みを生かした一点突破、一極集中、そこに集中的にそれを取り組んで、そして、それを突破口にして拡大普及効果をもたらしていくというようなやり方。一般的に言いますと、優先度をつけて、そして進めていくということが大事だろうと思えますので、ぜひお願いしたいということ。

それから、いろんなプロジェクトをつくりませんが、このプロジェクトというのは、いろんな業務が交錯して、何から何を始めて、それから次はこれをやる、これをやる、そういう順序をうま

く工程管理をしながらやっていかないとうまく進みませんので、ぜひとも、いつも申します工程管理表を使った工程会議、これも定期的な工程会議、そしてトップを交えた工程会議を定期的に行って、そして進捗状況を把握しながらアクションを起こしていくというようなことをぜひやっていただきたいということ。

それから、プロジェクトチームのプロジェクトが成功するのも、しないのも、プロジェクトのリーダー、これはしっかりした人でないといけない。人間的にもしっかりした人でないといけない。いろんな資質を持った人でないといけないというふうに言われておりますので、リーダーの選定、これもぜひ慎重にやっていただく。特に社外から、もしも、そういう方がリーダーになるようなことであれば、兼任じゃなくて、役職というか充て職じゃなくて、専門的にそれに係れるような方をぜひ選定していただきたいなというふうに思います。

それから、石破さんがよく最近言い出しましたPDCA、これは何も今さら新しい手法ではなくて品質管理の基本中の基本でございますので、業務の進め方においては、これが基本でありますので、このPDCA、これをうまく回していく。やってる、やるだけじゃなくて、これをうまく活用して、そしてアクションにつなげる、その管理体制をしっかりつくっていただきたいというのが1回目の要望なり質問であります。答弁をお願いしたいと。もう一回だけ質問させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、大きく5点の御質問をいただいたかと思います。

それで、まず、1点目の御指摘であります総花的というところが御指摘ありましたけども、基本的に、やはり多くのプロジェクトを含んでいるということはございます。この点につきましては、事前に国の創生本部のほうと相談しております。先ほど午前中も申し上げましたけども、うきはのルネッサンス戦略の特色は、いろんな方のかかわりの中で構築してきたということがあります。つまり、いろんな方の意見を集約して、この形になっていると。そうすると、当然どうしても、いわゆる1人の人間がぱっと決めるよりも、かなり広域の広い意見が含まれているというようなことになっております。その点は創生本部のほうでも、そういう経緯を理解していただいて、うきは市のこの戦略がボトムアップ型で幅広いものを含んでいるということで理解いただいています。

そして、この中から実際実行していくということに当たって、2点目の御指摘である優先度をつけてやっていくということがあります。そこは基本的に、この中から国の地方創生の交付金に乗ってくる事業を抽出して、そして国のほうに上げていくというようなことになりますので、その部分で優先度というようなところで戦略を具現化していくということにつながっていくかと思っております。

そして、関連しますけども、3点目の順序ですね、順番、どういう形でプロジェクトを展開していくかということですね。

まず、1つ、プロジェクト自体のちゃんと全体的な進捗管理をやっていくということと、加えて、あと、プロジェクト間の相互、こっちのプロジェクトを先にやって、次にこのBのプロジェクトをやるとか、そういう形の優先度というようなところですね、そういうところは今後の——5点目の質問にも関連するんですけども、PDCAの中でプロジェクトの順位性というものも含めて検討していくことになります。

そして、4点目の御指摘の、実施するに当たってのプロジェクトリーダーについてですけども、これは、この戦略の最後のところで、実現に向けてというところで、最終ページになりまして、済みません、77ページになるんですが、推進体制の整備ということで、実はこれが、このプロジェクト自体が、全部行政がやるということでは当然ありませんで、やはり地域の中のいろんな事業者の方、関係団体の方と連携しながらやっていくという中で、プロジェクトリーダーについてもプロジェクトに即した形で中心になっていただける方を明確にしながら、実効的な形で対応を図っていければということで考えております。

そして、5点目のPDCAにつきましては、先ほど午前中も説明申し上げましたが、これは地方創生の総合戦略にかかわる、やはり1つの特色でもありますので、これに関しましては、ルネッサンス戦略本部——これは庁内組織になりますけども、これとあわせて庁外組織——産官学金労言が入っていたいた、うきは市ルネッサンス推進協議会、これが両輪となってPDCAをうまく回していくという形で対応を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） もう一つだけで終わりますので、済みません。

プロジェクトチームのメンバーの編成であります。御存じかもしれませんが、日産自動車、前のカルロス・ゴーン社長が短期間に黒字化に、非常にもうかる会社になし上げた。その1つが、プロジェクトチームに部門、垣根を越えたメンバーを入れると。全く関係ないといいますか、経理の方を技術開発のほうのプロジェクトに入れるとか、そういうメンバー編成をしまして、奇抜なアイデアが出て成功したということもあるそうでありますので、御参考までに申しておきたいと思えます。

それから、1つだけ個別に入りたいんですが、藤波ダム周辺地域の連携空間形成プロジェクトチーム、これ、非常に期待しております。私も長年の夢でありましたので期待しております。ぜひ調音の滝、それから藤波ダムに限らず合所ダムもあるわけですから、合所ダムと藤波ダム、それとか袋野堰とか大石堰とか、そういう点を線で結んだウォーターフロント計画と申しますか、

そういう水に関するプロジェクトなり、そういう事業も頭の中に入れながらやっていただきたいなどというふうに思っております。

また、今度、水力発電、おかげさまで来年度いっぱいにはできます。これは子供に対する環境に関する教育の場にもできると思うんですよね。CO₂削減のためのこういう施設があるんだよと。うきは市は環境に優しい政策をやっているというようなことも大いにPRしていただきたいなどというのがございます。

それから、一番関心のある公園でありますけれども、公園、これ、ぜひ今が千載一遇のチャンスじゃないかと。うちのほうに譲ってもらうのがですね。この前、新聞情報によりますと、総務省が国有財産、これを見直して、そして地域に譲れるものがあつたら譲って、そして地域の活性化に役立てもいいですよというような内容が載っておりました。そういうのに使っていただいても結構ですよということでもありますし、ここにもちらっと書いておりますが、特区申請をしても、やっぱりあの公園をまずは——ここに建設課長がおりますけれども、まずは河川からの除外をまたお願いしたい。これも難しいことですが、できないことじゃないというのは、私は非公式情報によります、かなり信頼できる人からお聞きしております。いろんな手を使って特区なり、こういう場を使って、ぜひとも除外して、そして、うきは市の所有にして、そこを活用する。そこを中心にして、核として活性化するのに非常に適したところじゃないだろうかというふうに思います。

以上、よろしくお願ひしたいんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今3点、指摘受けたかと思いますが、まず、いろいろプロジェクトチームをつくっていくという体制の中で、日産自動車方式ということの御提案がありました。

今回、ルネッサンス戦略の本部ですね、庁内組織になりますけれども、ここの検討の中では各3つの検討部会をつくりまして、その中では、実は、ちょっと細かくは申しませんが、いわゆる特に専門的な課ということだけではなくて、畑違いの部署のメンバーにも入ってもらう形で、いろんな観点からの議論を踏まえて、それで検討していくというふうな形で進めてまいりました。今後のPDCAの中でも同じような形で、余り意見が、考えがかたくならないように、いろんな視点から検討できるようなことで、そのあたりは対応を図っていききたいというふうに考えております。

そして、2点目の、うきはの環境PR、その中でも水とか、やはり緑というのが、うきはの重要な資源になりますので、これはやはり、この戦略の展開の中で、うきはの環境のよさ、その点を線でつなげていくような形で対応を図っていくということで考えております。

3点目の、藤波ダム周辺の件に関しましては、基本的に今、戦略をまとめた段階ですので、

1つの手法として備考のところに特区というようなことを書かせていただいております。これは、やはり今後、実際、具体的に事業を検討していく中で、いろんな手法を含めて検討していく中で、最善の方策を考えながら進めていくということになるかと考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） この戦略については、非常に広範囲にまとめられているなと思います。私たちも、これを見せてもらって、ただ、これ、実現していくというのは非常に至難の課題だろうなということも同時に感想として持っております。ただ、課題としては、やっぱり人口減によって地方が衰退しているという大きな基本、こういったものをつくらなきゃいけないようになった最大の要因はそこにあるのだろうと思います。

ただ、ちょっとネガティブなことを申し上げるようで恐縮なんですけど、策定するに当たって、例えば江戸時代から明治にかけての日本の人口は5,000万前後だったですかね。それが、明治から大正、昭和にかけて、があつと膨れ上がって、今1億3,000万ぐらい。逆に言ったら、人口減をもたらすことを逆手にとる方法もあるのではないかなど。そういう、こういった戦略を策定されるときに、そういった過程の中でそういった議論があつたのかどうか、ちょっと教えていただきたいんですね。むしろ、人口が減るなら減つたで、それにうまく対応していく方法があるのではないかと。よく言われる小さな自治体ですか、あるいは例えば学校1つ捉えても、人口がどんどん減りつつあつて、じゃあ、もう、恐らく小・中学校の極端な統廃合というのは喫緊の課題だろうと思うんですよね。ですから、こういったものをいい機会と捉えて、小さな自治体を目指す発想もどこかにあつていいんじゃないかなという気がいたしました。

うきはの課題は、やっぱり外から客あるいは住民を呼び込むという観点は、副市長がもう期せずして、さっき言われた、うきはの日常は福岡の非日常であると。福岡市民、周辺の人たちにとっては非日常である。そこは大きなポイントであると私も思うんですね。要は、聞きたいのは、人口が少なくなるんだつたら、しゃかりきにふやす施策をするよりも、少ないなら少ないなりに、身の丈に合った施策をこれから講じていくという、そういった議論があつたのかどうか、その1点だけで結構です。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 人口減をどう捉えるかということの議論ですけれども、まず、前提として、人口が減少するということを前提として議論を行うという形になっております。それで、人口減というのは必ずしも悪いことじゃないのかじゃないかという話は、いろいろな協議会の中とか、そういう議論の場でも出てきております。この地方創生の関連で講演会をしたときに、熊本大の名誉教授の徳野先生にも話をいただいておりますけれども、その中でも、そういうところに触れて

いただいたかと思っております。

人口減少を前提にというようなことは、これは例えば今お手元の2ページが、これは2010年の人口ピラミッド、これがどんどん、みんな上のほうへ上がっていくわけですよ。どうしても人口構成——これは、うきはだけじゃなくて日本全国そうなんですけども、高齢者の方が多くなっております。それが2040年にどうなるかというのが14ページになります。ですから、今、一番多い60から64の方々が30年たつと90以上のところに行くわけなんですけど、ちょっと余りいい話じゃないのかもしれないですけど、自然減というようなことで、どうしてもそこで、要するに高齢者の世代が多いということで、これは人口減というのは避けられない。これは日本全体もそうですし、うきはということもそうです。ですから、そういう形を前提としながらも、人口が減る中で今後よりよいうきはをつくっていこうという、そういう考えのもと、さまざまな施策、事業について検討を行ってきているということになります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 1回で終わろうと思っていましたけど、要は小さくても小さいなりの生き方ということを持続していくためには、うきは市みたいに、特に企業というか働く場が少ないところにとっては、頼りになるのは、財源的にはやっぱり地方交付税と地方交付金、各種補助金だろうと思うんですね。この国の制度をしっかり堅持してもらって、今後ともですね、それが大前提に私はなってくると思います。

それは、地方の権利でもあると思うんですよ。なぜなら、やっぱり人的供給をしているのは、東京にとっても、大阪にとっても、名古屋にとっても、福岡にとっても地方ですよ、人的供給しているのは。地方のおかげで都市は成り立っている。水においてもしかりですね。筑後川の水を筑後大堰から福岡市にやっているわけですから。ですから、当然、地方というのは国から、あるいは県から、何がしかの財政的にもらう権利があるというふうに私は捉えております。地方交付税の廃止論とかもありますけども、私は、これはとんでもないことだと思っておりますので、その辺のことは、副市長はどういうふうに考えてありますか。そういった国の制度。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、制度についてお尋ねがありましたけども、基本的には議員がおっしゃるとおり、今の東京で生産されているものですね、東京での生産額、これが全て東京の資源を使ってやっているということでは当然ありませんで、日本各地のいろんな人的資源とか物的資源を含めて、それが東京で生産としてカウントアップされているというような社会構造になっております。ですから、そういう状況を鑑みて、地方に一定の部分の生産を担ったところをフィードバックしていくということは、これは当然の制度かと思っております。

ただ、やはり制度の中だけであぐらをかいているということではいけなくて、これは石破大臣が常々言ってるんですけども、どうしても地方創生の事業を進めていく中で、交付金が多い少ないとか、そういうところに目が行きがちだというようなことの中で、実はもっとそれよりも、地域の独自の活性化の動きをつくっていく中で、そして地域が自律的に——これはセルフコントロールという意味での自律的ということですけども、そういう中で、やはり地域経営を行っていくことが特に重要だろうというふうな御指摘も受けております。

したがって、これは私の私見となりますが、国の制度というのはしっかり活用していきながら、その上で、うきは独自の取り組みを展開していく中で、将来のうきは市、よりよいうきは市をつくっていければというふうに、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 今、大越議員が言われましたように、地方の自治体においては補助金とか交付金、これが重要な位置を占めますので、このルネッサンス戦略も補助金をとるためのということ、ある意味できないというか、奇想天外とは言いませんけれども、ある程度ほかに考えられないことを網羅するというのも1つの戦略ということで考えられているようですので、これを提出することに別に異議はありませんが、今度これを実際に移していく中で、ぜひ、もう一回、見詰めていただきたいということがありますので、それを申し上げたいと思うんですが。

まずは、この地方創生において、16ページにあります「結婚・出産・子育て世代の希望を実現させる」となりますが、まず、結婚が今ほとんど日本の中で、結婚することが当然だったのが結婚しない人がふえておりますので、今回のこのプロジェクトのメンバーに、うきは市の各界の方がおられます。銀行とかJAとか商工会、それぞれに、そこでこれを実際に移していくためには、もう一回ぜひ、やっぱり今の若い人たちの結婚観を調べていただきたいというふうに思います。なぜ結婚しないのか。じゃあ、結婚するため、結婚できるための方策が市でとられるのか、とれないのかというのが、この人口をふやすための、まず基本になってくると思いますので、実行に移す前に、それをしていただけないだろうかと思っておりますので希望します。

それから、この内容についてですけども、いろいろ、あちこちプロジェクトでいろんな策を上げていただいておりますが、例えば50ページの観光についても——50ページじゃない、48ページ、これ、体験型観光・スタディツアー実施ということで、今、出てます非日常性、日常性——福岡では非日常だけど、うきはでは日常という、そういったことを体験させるというようなことは非常にうきは市らしいものが出てくると思いますが、これに道の駅のそういったものをあわせて、道の駅の中で、女性、それから高齢者が生き生きというところがありましたよね

——「いきいき仕事・暮らし拠点」、こういった中で、道の駅で例えばこういう高齢者の実技を生かして体験の——田舎まんじゅうつくりさせるとか、毎週毎週そういったことで高齢者が生き生きできるようなものと組み合わせていたり、今度、実際に計画を実施していく中で、この中のいろんなものを合わせていったような形の実行をしていただければいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点を実際に当たっては検討していただきたいと思います。

それから、3点目、65ページに、さっき言いましたように、ある程度、奇想天外といいますか、そういった面があるのかなと思いますけれども、65ページの*5、中学校40人学級を30人学級にして、市負担で教員11人を増員させるとあります。一番問題なのは小1ギャップ——保育園から小学校に上がったときに、きちんと教室の中でおれないとか、いろんなことがある中で、小学校は30人にはなっていますけれども、あえてここに中学校のことを書いてありますが、小学校についての考慮がないのかどうかということ。

それから、第2段階では20人にすると。さらに少なくするというふうに上がっています。さっき言いますように、よそでないことを書くということの1つかもしれませんが、第2段階というのは大体いつごろを思われておるのか、そういったところをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 大きく3点、御質問いただいたかと思えます。

まず、結婚観ということですけど、当然、午前中の質疑の中にもあったと思うんですけども、日本の場合、婚姻による出産というのは一般的というか、その占める割合がほかの国に比べて非常に高いというのが特色だという中で、やはり、どう結婚に向けて持っていくかということは非常に重要なことだと思います。

したがって、今回、人口ビジョンの関係でアンケートを高校生あるいは事業所のほうには行ったんですが、結婚のところまで踏み込むことができませんでしたので、これはこの戦略の展開の段階の中で、何らかの形で把握、捕捉するようなことで検討できればというふうに思います。

それで、次が、2つ目として、48ページの体験の観光の関係、御指摘いただきましたけども、道の駅でいろいろな事業も考えているということ、これは道の駅、ことし、1月30日に重点「道の駅」ということで、うきは市、指定いただいて、国土交通省としては、重点「道の駅」を地方創生の拠点と位置づけているということの中で、この戦略の中にも道の駅に関連プロジェクトというのを位置づけさせていただいています。当然プロジェクト自体は、それぞれ単独ということではなくて、やはりそのプロジェクトの中に含まれている各施策事業が連携していくことによって、より効果を生み出していくということ、これがやはり非常に重要だと思いますので、実際

の展開に当たっては、今、御指摘いただきました道の駅の関連のプロジェクトもあわせて、当然、高齢者の方が持っている技術というのは、非常に体験という意味では重要な資源になりますので、そういうものはあわせて検討しながら展開していくということになります。

それで、3点目の中学校の件、今、小学校のところに関しては考慮されていないのかというようなことですが、今ごらんとおり、小学校に関しては、うきは市独自で少人数学級というところを進めていってございまして、あくまでも戦略の検討の議論の中ということで限定して申し上げますけれども、基本的に、小学生の絡みでありますと、やはり才能と学力、これを生かすということが、まず最初の段階として重要ではないかということで、寺子屋の事業であったり、そういうようなところを展開する中で、中学校に関して余りこれまで議論されてこなかったという中で、今回ちょっと、このような形で中学校を位置づけているということになります。

したがって、小学校を無視しているということではなくて、やはり重要なのは、今、議員御指摘がありました、結婚をまず——結婚の前の段階から、さらに重要なのかと思いますが、結婚して子供ができて、そして、その子供が乳児、幼児、それから小学生、中学生、さらに高校、その先、大学生、社会人になるまで切れ目なくやはり地域の中でフォローしていくということが重要だというふうに思いますので、その流れの中で、この戦略の位置づけるような形になります。そのようなことで、今この戦略上は記述をさせていただいているという状況になっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回、総合戦略ということで、19ページに書いてあるように、1つの期間は5カ年ということと、それから内容について、ソフトな事業を中心に展開すると。検討すると。それから、その下には、即効性に成果が期待できる事業ということに、ある意味では絞り込まれているという内容で把握しております。理解しております。

そこで、幾つか気になる点、議論の経過等について少し伺いたいというふうに思います。

まず、1つは、43ページに、うきは市の活性化に係る方向性ということが出されておりますけれども、特にコミュニティの創造的再生といったところが出されておりますけれども、ここで地域コミュニティということで自治協議会の設立を昨年行ったということの中で、今後のあり方、強化をしていくということだろうと思うんですけども、今、自治協議会の内容について、それぞれ、やはり地域的にばらつきがあるというのが実態だというふうに思ってます。

そういう意味では、具体的にそれぞれのプロジェクトで幾つか出されてはおりますけれども、今後どういうふうに自治協議会を進めていくのかという方向性の論議があったかどうかというのを少し伺いたい。あるいは、今後、自治協議会との関係で、どういうふうに強化していくかという方針が出されているかどうかということを確認していきたいというふうに思っております。

す。

それから、45ページで、地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込みというところで、この間も議会でも論議になっている話ではありますけれども、いわゆる加入問題があるわけですが、加入問題等についてどういう——人を呼び込んだときに、その方が地域に加入されるのかどうかというところが非常に問題になっているわけですね。そういったところで論議があったかどうかというのを少し確認しておきたい。

それから、47ページになりますけれども、藤波ダム周辺の地域の産楽連携ということになりますけれども、ここのところで、藤波ダム周辺の産業立地と促進という、これは一応、今後、検討していくということだろうというふうに思います。

その中で、PFI等というふうに書かれております。この間、福岡県中心にPFIというのは導入されているところは若干あったんですけども、この間、成功した事例が余りないというふうに記憶しております。そういう意味では、なぜこのPFIの導入——具体的に導入するというふうには書いてないので、検討ということになっているわけですが、それ以外の活用方法というか、そういう民間活力をどういうふうに導入するかということについて、どういうふうな論議があったのか、なぜPFIという形になったのかを少しお伺いしたいというふうに。

それから、4点目に、50ページですけれども、温泉・健康ツーリズムプロジェクトということになりますけれども、直接ここに書かれていることとは関係ないのかもしれませんが、ことし、ちかぜを廃止したということもありまして、さっき言ったように、今回の提案はソフト面で即効性があるというのが前提になるわけですが、いわゆる観光資源、温泉地の活性化、ブランド力を高めるという点で、ちかぜの跡地の問題、活用問題について議論があったかどうかというのを少しお尋ねしたいというふうに思っております。

それから、これはお尋ねになりますけれども、65ページに教育環境整備ということで、空調機設置設計に係る委託事業と書かれているんですが、これの内容についてちょっと教えていただきたいというふうに。

以上、5点です。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） まず、全体で6点、御指摘いただいたかと思えます。19ページのほうの期間、それと、あと、事業の性質ですね。これは、期間というのは、国のほうで平成27年度から31年度までの5年間で作成するよということを受けて、この期間にしているということになります。27年度というのは今年度でありますけれども、先ほど申しましたけど、先行型の交付金事業で既に27年度、26年度補正で認められたものを全額繰り越して27年度から実施しているということがありますので、27年度から31年度ということになっております。

それで、事業の内容がソフト中心ということがありますが、これも実は地方創生の国の施策の方針を受けてソフトを中心というふうにしております。交付金事業の対象として、基本的にはソフト事業がベースです。ハードを行う場合は、ソフトの効果を高めるためのハード、かつ全体事業費の半分を超えないことというようなことで縛りがございますので、それを受けて、この事業の内容を検討しているというのが1つの前提としてございます。そういうようなことになります。

それで、あと、議論の過程に関しての御質問ですが、まず、コミュニティの中で自治協議会の話ですが、基本的に自治協議会に関しては、地域の活性化、コミュニティの創造的再生を担う上での非常に重要なプレーヤー、主体であるというような認識の中で議論は行っていますが、協議会自体をどうするところの踏み込んだところまでの議論は行っておりません。

次の45ページに絡んで、加入問題というような御指摘をいただきましたけど、これもかなり細かな問題になりますので、ここまで踏み込んだ議論が今回の総合戦略の中の議論としては行っておりません。

それと、47ページの藤波ダムの関係で御指摘いただきましたけど、これにつきましては、PFI、これ、例示的に示させていただいてますけども、基本的にはいろいろな手法があろうかと思えます。よくPFIと並びに出されるのはPPPというのがございますし、あとは最近、議会でも一般質問で出てきたかと思うんですけども、クラウドファンディングというような手法とか、いろんな手法があろうかと思えます。ですから、これの実現に向けての検討を深めていく中では、PFIというのは、あくまでも例示的に出させていただいたということになりますので、どういう手法が最適であるかというのは今後検討しながら進めていくということになります。

それと、50ページで温泉の関係ですが、これも、ちかぜという特定の部分に関して議論を掘り下げたということとはございませんで、温泉地全体の活性化の中でこのような事業が必要ではないかというようなことで検討した結果でございます。

最後になりますけど、65ページの空調関係のことですが、基本的にこの事業はソフト事業ということで申し上げました。やはり、教育環境の中で、これまで学校の空調関係ですね、いろいろ議論になっておりますので、この地方創生の交付金の事業の中で、ソフト事業として導入に当たっての前段階の検討ができないかということの中で、このプロジェクト、この施策事業が出てきたということになります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということは、今、私のほうから申し上げた点については、まだ突っ込んでないというところが少しあるかというふうに思っておりますけれども、ただ、いずれ

も実際に実行に移す場合に、それらの地域——どういふことをやるかが具体的に出てきたときに、どういふことを、どういふ協力を得られるかというところが、まさしく地域の問題というこゝとで出てくるだろうと思うんです。そこは避けて通れない話だというふうに思いますので、そこは、この間の議会での論議を踏まえ、経過を踏まえて十分に行っていただきたいというふうに思っております。

ちかぜについて言えば、跡地利用について地域とよく協議するというような、附帯決議というのも委員会等でいろいろ話してきた経過もありますので、ぜひ地域の活性化の点も踏まえて、ぜひお願いをしたいというふうに思っております。

それから、先ほど65ページの空調に係る委託事業って、ちょっとさっき、よくわからなかったんですけど、検討するというこゝとで、これは具体的にどういふ、空調設備の委託事業ってどういふことなのかをちょっと教えていただきたい。それだけお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） ちかぜの件に関しましては、議員御指摘のとおり、実際の計画、戦略を実行に移す段階で、いろいろ関係者の方の意見を聞きながらやっていく必要があると思います。当然、温泉、地域全体のものでありますので、そのあたりは当然かと思ひます。

そして、戦略の基本的なベースですけども、やはり地域の資源、うきはにあるものを活用して、それでどう展開していくかというところがベースになっております。したがって、ちかぜの跡地につきましても、やはり、うきはの重要な資源ということになりますので、そういう観点から、ちかぜに限らず、うきはの中にはいろいろ遊休化している資源がたくさんあると思ひます。そういうものを地方創生の総合戦略の実行の中で、やはり活用していきたいと考えておりますので、今、議員が御指摘いただいたようなところを受けて、そして展開できればというふうに考えております。

それで、あとは、空調施設に関する委託事業ですけども、これは空調設備の設計関係とか、いわゆる実際の導入の前段階で必要とされるソフトな事業の部分になります。これができないかということに入れさせていただいたという形になります。実は、空調機の設置自体はハード事業になるということがありますので、この中には盛り込んでないということになりますが、やはり1つの可能性として、この交付金事業の中でこういうものが展開できないかということ、このあたり、検討部会の中で議論していく段階でこれを入れさせていただいているというような状況になります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） まず、1つ教えてもらいたいのは、77ページ——ここに限らず、ずっと出てきますが、KPIですね。どうも私は横文字に弱いので、ちょっと教えてください

い。

それと、さっき人口ビジョンの中に、ざっとぱっとという言いよりでしたが、ざっとぱっとじゃなかったですね。結構あんまり中身の濃い戦略を立てておられます。それで、今まで議会でもたくさんの要望とか、ほかの議員もですね、それもかなり網羅されておるといことで、これ、5カ年計画といことで、1年でぱっとやるわけじゃないと思いますので、年次計画かな、そういうものがもし出されるなら、そのときに議会に報告してもらって、きょうはもう、このまま国に出してもらって私はいいと思います。これを一つ一つ、ずっと今ここでやっても、これはかなり時間も要すると思いますので、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今の件で、K P Iに関しては、冒頭、金子課長のほうからでも説明させていただいたとおり、重要業務指標といことで、いわゆる1つの事業をやっていく中で、どれくらい成果があるかといのを判断するために1つの目標値として定めて、「目標数値といこと」と呼ぶ者あり）うん、です。ですから、これはかなり民間の事業でこれまで導入されてきた手法でして、これを公的な事業の中にも導入しようといことで、今回、K P Iといものを国の方針の中で導入するよといことで設定しております。

国のほうとしましては、今の、まち・ひと・しごと創生本部の事務局と話をする中で、やはり、いろいろ地域の中で事業を行っていくためには、漫然とやっていくといことではなくて、ある目標感を持ってやっていく。しかも、従前のアウトプット指標だけではなくて、つまりアウトプット指標といことになると、道路を年間何メートル整備するといところがアウトプット指標になって、そうではなくて、それによってどれだけの成果があるかといこと、つまり、これがアウトカム指標といふうな言い方をするんですが、つまり、道路を、例えば1キロ整備したら、そこで観光客が何人ふえるかといようなこと、例えば観光客が1,000人ふえますと、それがアウトカム指標といことになるわけですけども、そういう指標をつくって、そして目標感を持ってやっていくといようなことで、そのための指標といことで御理解いただければといふうに思います。

年次計画ですけども、基本的には今後、28年度から新型交付金とい形で国のほう、地方創生に係る施策を展開していくこととなります。それが1年サイクルで回っていくこととなります。今年度のある段階で、来年度の新型交付金にかかわるエントリーすべき事業といところの公募があるはずですよ。ですから、そういうようなタイミングが毎年毎年、当然出てきております。

そこにつきましては、当然、予算が伴うことにございますので、議会の中では予算審議の中で当然、総合戦略にかかわる交付金事業に関して議論いただくといことにはなりますけども、先ほど来、申してますように、P D C Aとい形で事業のローリングを行いながら進めていくとい

うことがありますので、いわゆる途中の状況に関しましては、必要に応じて、従前これまでも対応させてきていただいたように、全員協議会の中で報告させていただく、あるいは全員協議会でなかなか時間がとれないというような中では、今回もお願いしましたが、意見交換会という形で議会のほうとも議論をする場を持たせていただきましたが、そういうような場を持ちながら、これをうまく毎年毎年回していくという形で対応を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） 問題は、この戦略は27年度から31年度までの5カ年とするということですから、既に27年に入っているわけですよ。

そこで、人口増加ということをございますけれども、先ほど申し上げましたように、人口増加が確かに年少者では図られてあります、869名ですね、869名の人口をふやしていく、2020年までにですよ。ということは、5年で割っていきますと、1年間に173.8人ずつ増加しないと、この目標に達成しないわけですよ。869という数字をおたくたちは推計してまますからですよ。

したがって、今、9番議員からもお話がありましたが、やっぱりこれが5年後に検証するんだったらいいけれども、やはりそういう計画を立てとって、そして検証をやって、場合によっては戦略を練り直さなきゃならんかもわからんわけですよ。そういう戦略を練り直すためには、やっぱり年間計画、年次計画というのを立てなきゃ検証ができないということになるわけですよ。

そこで、まず最初に、活性化を図るということではありますが、43ページからが、うきは市の活性化に係る方向性ということではありますが、今うきはは県内60ある市町村の中で48位ということでしょう。これを、だから、5年の間にどの程度上げるのかですね。今48位なんですよ。

1位が久山町ですね。久山というのは、これはとにかく福岡の近くだもんですから、小早川新という町長さんが、よそからはもう、とにかく入れないということで、よそからどんどん人口がふえると学校を建てたり、いろんなことをしなきゃならんからということで閉鎖的な施策をとってきた町なんですよ、久山町というのはですね。人口もふえなかった。そのかわり、学校等もそのまま。ところが、学校あたりは教育に力を入れて、教室をガラスじゃなくて障子の戸にしたりということでも有名な学校になったわけなんですよけどね。

そのように、やはり活性化の順位を上げるためには目標が要るんですよ。一体どの程度に、今48位をどの程度まで上げようとしているのかですね、5年間でですよ。

それから、1番議員からも質問が出ましたが、地域コミュニティの基礎単位ということで、コミュニティの創造的再生ということでもありますけれども、地域コミュニティの、いわゆるうきは市では行政区に入っていないのが670でしょう。これ、入らないわけで。ところが、入らないと

ということにはどうにもならんわけですね。先住者とコミュニティを図るためにはどうしても、せんだって私どもが鹿児島県のやねだんに行ったように、あれは、いわゆる7家族が地域住民と溶け込んでしまっているわけですね。したがって、そういう外部から移住した人が船頭になって、やねだんというのを引っ張っていったるわけ。

ここでは、よそから入ってきた人は、その行政区に入らないという弊害があるわけですよ。その弊害は何かというと、いわゆる田舎社会では、それぞれの行政区で金持ったりしてるわけですよ。田舎ですから、例えばお宮もあります。氏神様があって、いわゆるその行政区入ったら、氏子にならなきゃならんということであるわけ。あるいは、財産を持っておると、その財産分の拠出を要求するということなんですよ。今1,000万円あるから、その1,000万円を例えば50戸で割った場合は20万円ずつあるから、その20万円を出してもらわなきゃ入れませんよというようなことだから、行政区に入らないという弊害がいっぱいあるわけですよ。

そういう弊害を、いわゆる市長主導で158の行政区に次々出してもらわなきゃならんわけ。外部から入ってきたら、それを受け入れて、そして、そういう負担をとらないようにというような通達をやらんことには、これは絶対に行政区に入りません。入りたくても入れないわけですよ。行政区に入るために二十何万円出さなきゃならん。これは、隣組に入るために幾ら出さなきゃならんというような取り決めがありますもんですから、これを取っ払わないことには、ここに書いてありますような、例えば空き家対策で——45ページですか、あるいは65ページで、移住家族50家族、移住してきて行政区に入らなくて、そのまま住むわけがありませんよ。したがって、移住してきた人が行政区に入って、そして行政区民と一緒に汗を流すようなことじゃないと、うきは市の活性化にはつながりませんよ。閉鎖的なことをやっと思ったんじゃですね。

せんだって、4番議員からですか、一般質問で、ぜひ行政区に入るような手だてをやってくれということを質問したら、市長は、いや、それはできないということで、やりませんということでしょう。じゃあ、現在のようなやり方でいっとったら、行政区にも入らない、地域コミュニティも、いわゆるばらばらになってしまうみたいなことになります。この点についても全く触れられてないということであるわけなんですね。

それから、45ページに、Iターン者を現状の年間30人から2019年には50人に増加させるということですが、Iターンをさせる、あるいはUターンさせるためには所得保障が要るわけなんですよ。東京、大阪で仕事についている人をこっちに帰ってこいということになりますと、こっちに帰ってきて仕事がありゃ帰ってきますよ。ところが、帰ってきて仕事がないから帰ってこないんですよ。東京で今、働いている人がやはり田舎に帰りたいといっても、仕事のないところに帰れないわけなんですよ。したがって、そういうための手助けはどうするのかということもうたってもらわなきゃ、この45ページに、50人に増加させるということでありま

すが、これも絵に描いた餅になってしまうわけなんです。

それから、46ページで、出生率が現在は1.53ですが、1.53というのは非常に高いほうですよ。皆さん方がどう思っているか知りませんが、1.53というのは、これは全国では何位になるわけですか。高いんですよ。今1.14ですからね、全国平均が。だから、1.53というのは非常に高いほうですが、これを1.63まで上昇させるということでしょう。

ところが、人口推計では2.19で推計しているわけです。矛盾があるわけですよ。人口推計では2.19人で推計しました。ここでは1.63まで上昇させる、じゃあ、2.19までは、あと何年かかるわけですか。これは2019年ということですからですよ。今2015年ですから、ことしを含めて、いわゆる5年間になりますけども、あと2.19で人口推計やっておりますがですよ。一体どう、非常に矛盾しているわけで、せつかく計画を、戦略を練っておりますけども、これはいわゆる部会では問題にならなかったわけですか。部会でそれぞれ検討してありますが、部会での統一を図らなかったかどうかということなんですよ。

こういうものについて、いろいろ矛盾してあります。しかし、その矛盾を解消するためには、いわゆる年次計画を立てて、これを達成するためにこういうことをやります。もちろん、国の補助がもらえなかったらやれないということがあるかも知れませんが、やはり、その年次計画は立てとって、国が金くれないから、これをやれないんだということも国にも言わなきゃなりませんからですよ。

それから、61ページで、出生率を上げるには婚姻数を上げることが大事である。そうですね。ただ、以前だったら、5人兄弟、6人兄弟というようなことがありました。もう、とても今はせいぜい2人なんですね。結婚して子供を授かって2人が限度。3名おる家庭はいいほうですよ、3名というのはですね。

したがって、1人の女性からの出生数をふやすということはできませんから、婚姻数を上げなきゃなりませんけれども、想定される事業、適齢期の子を持つ親への働きかけをやりますという。適齢期の子を持つ親は、みんな結婚させたいんですよ。ところが、一番結婚しないというのは本人なんですよ。特に女性の場合は、いわゆる男女共益ということで、男でも女でも同じ給料体系になりました。したがって、今、勤めますと、そこをやめなきゃならんということになりますと、結婚したために、いわゆるどん底に落ちなきゃならんわけ。今までは毎月毎月自分の給料をもらってきとったけど、結婚のために職場をやめるとということになりますと、全く収入が入ってこない。その分を今度は主人が賄ってもらえばいいけども、そんなに無理はきかないということが大きな結婚適齢期の結婚をおくらせている大きな理由ですから。

むしろ親はさせたいほうなんですよ、親は望んでいるわけ。ところが、肝心の適齢期を迎えている子供さんたちが結婚しないということ。男も女も同じですよ。男も同じ。結婚すると、今の

給料では賄っていけないとか、いわゆるどうにもならんから、女性は女性で結婚したら仕事をやめなきゃならんから、だから、親に対する働きかけよりも、いわゆる適齢期のそういうお子さんたちに事業を行っていただかなきゃならん。そのためには、そこに書いてありますように、出会う機会とか出会いの場を設けるということですが、こういう事業のほうが先なんですけども、ただ親に働きかけだけでは、これは当然、見込みがないということになります。

したがって、この戦略を国に出すことは構いませんよ。当然、出さなきゃなりません。いわゆる補助をもらうためには、こういう地方戦略というのを描かないことにはもらえないことになってありますから。しかし、これが絵に描いた餅にならないためには、ぜひ年次計画を立てて、そして年ごとに検証して、悪いところはやっぱり直していかなきゃなりませんから、本当のうきは市の活性化を図るためには、そのようにしてでも、この戦略の追考をやる。そして、できるだけ補助をもらう。

1,700億円、まだことはふえるかもわかりませんが、1,700億円といいますが、以前も申し上げたように、63年に竹下登総理大臣のとき、やはり地方を活性化させようということで1億円ずつばらまいたんですよ、あれはですよ。ところが、本当のばらまきになってなかった。だから、あの1億円でタイの置物を買うたりというようなことで本当の活性化にならなかった。こういう苦い経験がありますが、あのとき1億円というのは、全国で3,200からの市町村があったんですよ。だから、3,200億円の金をばらまいたわけ。今度はその半分ですよ、1,700億円ということですから。したがって、平均しますと1億円ずつはもらえる勘定になりますけれども、そういう金がもらえるような戦略をひとつぜひ練っていただく。これは、このまま出してもらって結構ですから、今後の戦略をひとつしっかり練っていただくようにお願いしたいんですが、答弁があったらお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 随分多くの御指摘いただきましてありがとうございます。

若干、私のほうから補足させていただきますけども、先ほど議員、冒頭に御指摘いただいた、人口をどう5年間で増加させていくかというふうなことの内容ですけども、基本的に、先ほどの答弁の中でもお答えしたとおり、人口ビジョンというのは2060年の一応目標値を設定して、そして、それに向かって喫緊対応していく事業を、5年間で対応すべき事業について総合戦略にまとめているというところがございます。ですから、人口の何人になったということの評価に関しては、5年間という単位で評価するということを想定しておりませんので、その点は御理解いただければと思います。

そして、2点目だと思うんですけども、いわゆるコミュニティの話の中で、空き家対策を行っていくにしても、移住対策を行っていくにしても、コミュニティの行政区への加入の問題、これ

が非常に重要になるだろうというような話ございましたが、この総合戦略の検討の中では、そこまでの深い踏み込みは行っておりませんので、これはいろいろ議会の中でもかなり問題になっているということかと思っておりますので、またいろんな機会を通じて検討していくべき問題ではないかということで認識しております。

それで、Iターンを現在の30人から50人にふやすためには、仕事がないと帰ってこないというような御指摘がありました。これは、まさにそのとおりであります。ですから、そのための仕事をいかにつくるかということに関して、後ろの戦略の中で触れさせていただいているということになりますので、その点、御理解いただければと思います。

それと、あと、人口推計の中で、うきはが1.53、これは高いほうだということをおっしゃいましたが、確かに高いです。順位が何位かということまでは記憶にございませんけれども、後ほど、何番目かということ、資料はありますので、それをまた個別に提示させていただければと思います。

今、うきはが1.53の数字が出たときの全国平均が1.43です。ですから、うきはは0.10ポイント高いということがありますので、確かにうきはが若干高いということがあります。それをさらに高めようということでもありますけれども、基本的に今の現状の出生率というところがベースで、やはり人口の減少を抑えるという意味では、そこからいかに出生率を高めていくかということがありますので、この現状をベースに検討しているということになります。

そして、人口ビジョンの中では2.19という数字、これは先ほど数字の根拠について申し上げましたが、市民の希望をかなえるという中で、あくまでも目標人口を設定するための1つの指標として、希望する2.19というところを使って2060年の目標人口を推計しているという形になります。

この46ページのKPIに関しては、これは5年目標ということで設定しております、将来的には、やはり2.19に持っていくという目標の中で、この戦略の5年間に関して、何とか、うきはの出生率も0.1ポイント上昇できないかということで、この数値目標を設定しているところでもあります。

そして、事業を実現していく上で年次計画が重要ではないかという御指摘がありました。これは、やはりこの計画ですね、戦略をやはり、しっかり計画的に進めていくという上で当然でございますが、1つとしては、交付金事業の中でこの戦略を上げていくということになりますので、サイクルが1つの年次計画になりますし、そのPDCAのサイクルの中で2つの組織、具体的には、うきは市ルネッサンス戦略本部とうきは市ルネッサンス戦略推進協議会、これが両輪になって進めていく中で、そして、その中で計画的に進めていくというようなことで対応を図っていければというふうに思っています。

あと、婚姻の関係でも御指摘がありました。このプロジェクトに限らず、今回の戦略の議論の過程としましては、まず、うきは市の課題は何だろうかということを中心にしまして、その課題を解決するためにどういう事業が必要かという論理でもって計画は、先ほど申しましたように検討部会であったり、いろんなところから意見を集約してつくってきたという経緯があります。したがって、課題を受けて、こうしなくてはいけないというところがこの戦略の中に位置づけられているというふうに御理解いただければと思います。そして、こうしなければいけないということを中心として、これを今度、実行に移していくという段階になりますと、やはり、またさらにいわゆる戦術的なところで、いろんな方々のやはり意見を聞きながら対応を図っていくという必要があるかと思います。そういうこともございますので、三園議員初め、いろいろやっていく上での、どう戦術的に進めていけばいいかということに関しては、積極的に御提案いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 80ページの問の4でございますが、理想の数の子供を持つ環境を整備するためということで、7番に多子世帯に対する給付金ということでございますが、せっかく一般質問で多子世帯について質問させていただきましたけど、ここに具体的に給付金と書いておりますけど、について、どう考えているのか具体的に説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） このアンケートですけども、給付金事業とか具体的にどう進めていくということではなくて、いわゆる子育てといえますか、子供に関して、どういうところが意識が高いかということを見る上で入れ込んだという形のものになります。

したがって、例えばこの結果で一番大きく出てきたものが、17番の生活と仕事のバランスがとれた職場と、これ、いわゆるちょっと別な言葉で言うとワーク・ライフ・バランスということになるんですけど、これが非常に重要だというようなことが上がってきております。ですから、この事業、具体的な戦略の中では、ワーク・ライフ・バランスに関して戦略の中に位置づけているということになりますけども、それ以外、一つ一つの事業——今、御指摘ありました多子世帯に対する給付金とか、具体的にこの戦略の中では検討しておりませんので、そこにつきましては、また別の機会あるいは別の場でもって議論すべき内容かというふうには考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鏈水議員。

○議員（2番 鏈水 英一君） これ、個人的な思いですが、本市のPDCAサイクル、一連の過程サイクル、KPI、評価指数、実施状況の戦略があるんですかね。大変な作業だったと思います。

そこで、最終ページの76、77ですけど、KGI——目標達成指数、目的達成状況の項目の分とか追加はできたらいいんじゃないかなと思いますかね。例えば、うきは市ルネッサンス戦略の修正、その前にKGIとか、77の備考の欄に年目標で設定している場合、この備考の欄にKGIの言葉を入れてるほうがいいんじゃないかと、個人的な思いですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御指摘を受けた点も含めまして、実はこの戦略というのは、完全に固定化するというのではなくて、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、全体、KPIの設定のあり方とかも含めまして、その内容を常にローリングしていくということがございます。ですから、今、議員から御指摘していただいた点も含めて、今後のPDCAの中で検討していくということになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3回目ですね。最後に、もう大体これは午前中で終わると皆さん思ってたと思いますが、こんなに長い時間になりました。その分やっぱり思いが真剣であるというふうに思っております。

まず、聞きたいのが、この総合戦略と28年度からのマスタープラン、これの整合というのは、当然この戦略が基軸に入っていくんだろというふうに思いますが、その辺のお考えをお伺いしたいというふうに思います。ただ、この戦略をきょうは副市長がお一人で答弁ということにちょっと違和感を持っています。やっぱり中身重視でやっていくという考えであれば、本部の各課長あたりから積極的な発言があつてしかるべきだというふうに率直に思うんですが、全て副市長の対応でございましたので、ちょっと気になっているところであります。

それで、二、三ちょっと提案も含めて、これは、きのう、おとこの農業新聞です。農水省が食と景観で魅力発信ということが検討に入るといふような話でございます。読んでみますと、まさにうきは市にぴったりでありますけども、いかんせん、これが、食が中心、食べ物。和食。棚田とかも景観とかも、いろんなくきは市の情景がぴったりくるんですけども、そして、来年度からは食と農の景勝地——景という字は景観の景ですね。勝はまさる地ということで認定制度になるということが新聞に大きく出てました。こういうものも今後、至急、やはり手をつけていくべき案件だし、これを御承知の上で戦略を練っておられたのかどうかということもお聞きしたいところであります。

それと、きょうの新聞の農業新聞のトップは、JAが商工会、商工会議所に、全国の45%がもう入って、連携しながら地方創生に取り組んでいるという見出しの新聞でもあります。そういうことも、やはり創生基盤づくりということが一番、基盤づくりがやっぱり創生のかなめだというふうに思っていますので、ぜひ、そういうものにしっかりと構造的なもの、基盤的なものに取り

組まないと、枝葉の部分だけが幾ら見事にできても、やはり、うきは市が未来永劫息づくためにはどうするかと。

さっき農業の問題をしました。やはり、ここまでおけているのに、なお今の一般的な現状認識でとどまっている。そういうことを声高々に申し上げたかったんですけども、ぜひ、その取り組みをしっかりと再認識をいただきたいというふうに思いますし、この間の全員協議会で副市長にお尋ねしましたら、今回の目玉は何かというと、農業だということの発言がありました。確かにレインボーファームの関係については、当然これはやるべきだし、失敗してはなりませんし、期待をします。しかし、その問題とは別に、農業基盤がここまで——個人農業主体のところ崩壊が始まっていると先ほど話したとおりです。そういうところにしっかりと本気になって事を実現していかない限りは、繰り返し同じことばかりやって、後手後手に回っているという気がします。

あと3点ですね。1点は、屠殺場の火災の件について、市長のほうから議会のほうに、これをどうするかという提案を含めてお話がありました。私に限らず、皆さん積極的に、今の位置じゃなくて、やはりジビエも含めた、そういうものをやはり、うきはの食の1つにもつながりますけども、そういうものも、こういうものには上がってきてません。当然もう、火災はこの間だったから仕方ありませんが、もっとつけ加えるものがあるとするなら、それも1つだと思います。

もう一つは、国道だけじゃなくして、高瀬課長のしっかり研究をしているというチップ、植樹帯、いろんなところでやってますよね。こういうものが全く出てこない。やっぱり景観を保持する、保全するという有力な1つだと思うんですよね。こういうものが全く出てこない。これも、うきはの売りの1つだと思うんですけど、その辺が全くそういうものが出てこなかったのかどうか。そういうことが気になっているところであります。

最後は、ちょっと誤字——間違いじゃないかなと思うのが、59ページを開いてください。「災害に強い安全安心なまちづくりプロジェクト」の中で、2段目の枠の中の一番右、防犯カメラの設置数、累計が12カ所になってますが、そして14——数は28というふうに決算でもはっきりありますが、その数字の間違いがないかどうかの確認です。

以上です。御答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） マスタープラン——総合計画との整合性の関係ですけれども、マスタープランにつきましては、平成28年度から10年間、37年度までの計画になります。ただ、基本計画の部分につきましては、前期5カ年、後期5カ年に分かれます。当然、今回の総合戦略につきましては、平成27年から31年、要するに4年間の重複があるところでございます。当然、マスタープランの前期基本計画におきましては、このルネッサンス戦略が反映された

もの、そういった計画で進めておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） あと、幾つか御指摘があったかと思えますけども、それについて私のほうから話をさせていただきます。

まず、農水省のほうで食の魅力づくりということで、景勝地ということで打ち出されたということでもありますけども、そのホットな情報は、議論の中ではインプットされてないということではあるんですが、当然、資源の活用の中で、食資源——うきはの農的生産物から出る食の資源ということは捉えて検討を行っているという形になります。JA、商工会あたり、結構連携してかかわっているということになります。

うきはも推進協議会の中でJAと商工会、これも実は充て職という形で出ていただくということではなくて、やはり本当にいろいろ議論をやっていただける方ということをお願いして、それで、それぞれお一人ずつかかわっていただいているという状況になります。いろんなところがかかわって戦略を推進していくというところは非常に重要かと思えますので、その点は今後のPDCAの中でも反映していくということ考えてと思います。

あと、農業、先ほども御指摘いただきましたけども、やはり基盤整備の中でも重要だということで、今回の総合戦略の中の交付金の事業としても、やはり目玉として打ち出しているということが事実としてございます。26年度の補正事業——補正でお認めいただいた事業の中の、うきはファームというところ、これが、まず、1つございますし、あと、この後の補正予算の審議の中でまた検討いただくということになりますけども、27年度の上乗せ交付金に関しまして、うきはのレインボーファームにかかわる事業と、それとあと、これもちょっと別な視点からの基盤整備になると思うんですけども、うきはのフルーツ王国あるいは農産物、いいものがとれるというところの背景をしっかり把握して、それで今後、うきはの農業の品質のよさというあたりをアピールしていこうという事業、うきはの、ちょっと若干、用語としてはかた苦しい感じなんですけども、56ページに上げてますが、「地理的環境分析に基づく農業等の戦略的ブランド化プロジェクト」、これにつきましても、27年度の上乗せ交付金の事業として申請しているところでございます。こういうようなところを通じて、やはり農業の基盤整備、それと、あと、ブランド化というところも含めて、うきはの農業の活性化というところを図っていきたいというふうに考えております。

それと、あとは、屠畜場の話とかチップの話、御指摘いただきましたけども、屠畜場といいましょうか、その背景としてはジビエというところがありますけども、なかなか短い時間の議論の中でジビエをどうするということまでは実は踏み込んでいないというところが実態ではありますけども、当然、食にかかわる戦略の中で、実際、実現化していくというようなところについて

は、検討の1つの素材として取り上げて、そういう対応を図っていくということになるかと思
います。

また、チップの関係に関しては、今、国のモデル事業という形で実験的に取り組んでいるとい
うところがございまして、基本的に、これ、交付金事業を中心に戦略として上げているという中
で、直轄事業につきましては、あえて載せてないというところもございしますが、ただ、チップの
活用に関しては、別に今の直轄事業だけではなくて、いろいろ市独自の事業として、今後、展開
する可能性もございしますので、その点に関しては、この戦略の見直しの中で、ローリングの中で、
どう対応すべきかというところを具体的に検討していくということになるかと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 防犯カメラ。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） 59ページの中ほどの防犯カメラの設置箇所数のことご
ざいしますが、累計で12カ所というふうなことで記載しております。これ、14カ所ございま
す。訂正をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま
した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は可決することに決し
ました。

日程第3. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第62号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 議案書のほうに移ります。議案書と新旧対照表のほうの御準備をよろしく願います。議案書のほうは7ページになります。

議案第62号うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

8ページをお願いします。

新旧対照表につきましては、3ページと4ページにわたっております。よろしく願います。それでは、8ページを御説明いたします。

うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市附属機関に関する条例（平成17年うきは市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「うきは市森林セラピー推進協議会」の項を削り、「うきは市人権・同和対策審議会」の項の次に次のように加える。

附属機関に属する執行機関、市長、名称うきは市空家等対策協議会。担任する事務、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての調査審議に関すること。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

理由といたしましては、空家等対策推進に関する特別措置法に基づき協議会を設置し、主として、うきは市空家対策計画の策定及び変更並びに実施についての協議を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第63号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 議案書のほうは9ページになります。新旧対照表につつまし

ては、11ページと13ページに飛びます。申しわけございません。

議案第63号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いします。

うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年うきは市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中「森林セラピー推進協議会」の項を削り、「地域ケア会議」の項の次に次のように加える。

区分、空家等対策協議会。職名等、識見を有するもの（弁護士、大学教授等）、委員。報酬月額2万円。委員、5,400円。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしましては、先ほどの議案第62号のうきは市空家等対策協議会の協議会の委員報酬でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第51号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 補正予算書を手元をお願いいたします。

1ページでございます。

議案第51号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度うきは市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,210万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億4,192万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

8款4項住宅費、事業名が公営住宅建設事業でございます。金額につきましては2億1,124万6,000円の繰越明許でございます。理由につきましては、新治団地の建てかえ工事の第2期分が年度内に完成することが困難なため、明許繰越の設定を行い、翌年度に繰り越すものでございます。

その下です、第3表、債務負担行為補正。

1、追加。コンビニエンスストア収納業務委託料。期間が、平成27年度から平成32年度までの5カ年でございます。限度額につきましては、ここに記載のとおり単価契約です。基本料金月額5,000円と1件当たり59円により算出した額に消費税及び地方消費税を加算した総額でございます。これにつきましては、コンビニでの収納業務を委託するため、年度内に平成32年度までの複数年の契約を行いたいため、債務負担行為の設定をするものでございます。

次の8ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。

1、変更。2件あります。まず、上の部分が合併特例事業。変更前の限度額が2億4,220万円。補正後の限度額が1億3,880万円です。1億340万円の減額でございます。減額の理由につきましては、当初予算で予定しておりました藤波ダム小水力発電施設整備工事費におきまして、当初、合併特例債を財源として充当を予定しておりました。しかしながら、起債のヒアリングを受けまして、県のほうでヒアリングの際に、ちょっと検討させてくださいと。国と確認しますという返事でもございましたので、一応その返事を待っておりまして、6月下旬に県のほうから合併特例債の充当につきましては難しいという返事が来ました。そういったことになりましたので、一般財源に繰りかえて特例債のほうを減額するものでございます。

その下でございます、臨時財政対策債。補正前が4億3,700万円、補正後が5億2,839万9,000円、9,139万9,000円の増額でございます。これにつきましては、臨時財政対策債の発行可能限度額の確定によるものでございます。起債の方法、利率、償還の方

法については、変更はございません。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今の8ページですけれども、いわゆる当初は合併特例債を見込んでおったけれども、県のヒアリングで難しいということになったということですが、合併特例債というのは、最初は10年間ということでありましたけれども、その後いろんなところから延長の要請が出て、5年間延長されてますね。そこで、平成26年度までの合併特例債の借入額は幾らになっているのか。それから、27年度から5年間はどのように見込んでいるのか、それがわかってあったらお願いしたいと思います。これが1点でございます。

それから、せんだって、新聞で地方交付税の交付額が発表されました。これは毎年8月になりますと地方交付税の交付額というのが新聞に掲載されますけれども、その新聞記事でいきますと、いわゆる県内で交付税が減少したのが35市町村ですね。増加したのが24市町村であります、その中にうきはが入っているわけですが、伸び率が3.1%——前年比較ですね、増減率が。多いところは新宮町ですか、7.9%というようなことではあります、うきはは金額が多いもんですから、58億1,600万円ということが出ているわけなんです。新聞ではですよ。

そこで、今度は予算が出ましたけれども、ここにありますように、地方交付税というのは、3ページでありますけども3億5,386万5,000円増加して、56億3,786万5,000円ということになってありますが、この違いは、予算作成後にこういうような県からの配分がなされたから58億円が掲載できなかったんじゃないかならうかと思いますが、これについては12月補正で——もう決定していることですから、通知があっていることですから、56億じゃなくて58億に12月補正で上げるのかどうか。

以上、2点についてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 合併特例債についての質問でございます。これにつきましては、26年度末の今までの起債額が72億7,720万円となっております。ただ、ここの中には基金がありますので、合併時に作りました基金につきましては13億3,740万円でございます。これを差し引きますと59億3,980万円が事業等に充てた起債額でございます。また、償還も、もう既に進んでおります。償還済みの残高は26年度現在で36億3,520万円になっておるところでございます。

それから、地方交付税関係の御質問がありまして、ちょっと私も質問の内容がわかりませんでしたけれども、歳入のほうで再度説明をさせていただきますけれども、今回の交付税につきまし

ては、9月の補正で普通交付税につきましては1回限りという形——追加の分の交付等がまれにある場合がありますけども、交付税の確定が8月下旬にしておりますので、今回の補正が1回でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 確かに17年ですか、平成17年ね、合併特例債を借りて、13億円ですか、これ、基金にやったですね。それは、この合併特例債から省かれるわけですか。今の話では13億7,400万円ですか、これは省くとというお話でございましたが、それは起債にならないのかどうか。合併特例債の、省くということはですよ。それを省いたのが実際の起債借入額になるのかですね。

そうすると、最初は、たしか100億円の予定だったわけですね、言いかえりゃですよ。10年間で大体100億円の特例債の借り入れを予定しているということであったんですが、27年から5年間は、その後どの程度見込んでいるのかですね。合併特例債の借り入れをですよ。100億円ということになりますと、今26年までに72億円ということですから、あと28億円は5年で借りられるということになりますが、そういう計画を立てているのかどうかということをお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 基金の関係も特例債でございます。ちょっと私の説明は、基金として特例債をしましたけども、合併後の事業に残りの分を充てたという説明をしたところでございます。当然、基金でした分も特例債で借り入れた分でございます。

それから、27年度以降につきましては、一応、当初予算査定の段階で、どういった事業を充てていくか、あるいは総合計画のローテーションの中で計画しておりますので、そういった事業の中で特例債事業を充てていくかというのは行っておりますので、現時点で正確な数字につきましては資料を持ち合わせておりませんので、そういった中で計画しながらやっておる状況でございます。一応、合併特例債の適債事業というのが、条件をクリアするような事業を査定しながら行っておる状況でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 三園議員の関連ですけども、今後5年間の計画、基金分も含めば、あと28億円ということで、基本的に今まで言われてきたのは100億円の枠を70億——70%で抑えるということをやっと頭の芯にあるんですが、今のお話でいくと、マスタープランでまだ計画をしている云々という話ですけど、この限度の、以前、議員になってから、ずっとそ

れが基本にあるんですけど、その考え方はいかがなんでしょうか。確認です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） その基本方針は変わっておりません。特例債が5年間延長になりましたので、今後、ほかの自治体等もまだやり残している部分等がございます。うきは市におきましても、火葬場という大きなものが終了いたしまして、今後まだ特例債で5年間延長した中で適用できる部分につきましては、一応、範囲内では、7割の範囲内は守りながらやっていこうと思っておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 7割を守りながらというと、実際に原資がもう限界を超えているんじゃないですか、課長。7割を守りながらと言いながら、もう今の答弁の数字からすると、もう限度を超えているんじゃないですか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 申しわけございません。また説明が悪うございました。

100億円の7割で70億円程度でございますけども、これは基金を外した部分でございます。以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。3時20分より再開します。

午後3時07分休憩

午後3時20分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 予算書、26ページをお願いいたします。このページにつきましては、冒頭、差しかえをお願いいたしましたので、よろしくをお願いいたします。

2款1項3目財政管理費、補正額40万円。内容につきましては、一般備品購入費40万円でございます。パソコンのサーバーの購入を予定しております。目的は、公会計システム導入のためのサーバーでございます。

7目財政調整基金費、補正額2億8,000万円、25節積立金2億8,000万円でございます。これにつきましては、平成26年度の繰越金5億4,666万8,000円が確定いたしましたので、その約半分を財政調整基金に積み立てるものでございます。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 続きます、8目企画費でございます。報償費3,400万円、記念品代というところです。この分につきましては、ふるさと納税の関係でございます。ふるさと納税、当初5,000万円のふるさと納税を予算化しておりました。ただ、現在のところ、このふるさと納税、非常に好評でありまして、昨年と比較しましても、かなりの伸びを見せております。それで、最終的な目標額といたしまして1億円プラスしましたところで、平成27年度ふるさと納税額を1億5,000万円というところで目標を立てております。それに伴いまして、報償費、需用費、役務費と、それぞれ、ふるさと納税に関する予算を補正するものであります。11の需用費40万円、これは印刷製本費等になります。12の役務費169万5,000円、通信運搬費がそのうち134万9,000円です。それと、手数料34万6,000円と。この手数料につきましては、ふるさと納税を12月からクレジット決済も導入するようにしております。その分につきましては、クレジット決済等に係る手数料というのが12月から発生してきますので、その分を34万6,000円補正させていただくものであります。

続きます、13節委託料32万4,000円、これは空き家バンク物件の調査査定委託料でございます。これにつきましても、当初、今年度10件の空き家バンクの調査査定の委託料を予算化しておりましたけど、もう既に現在までに7件の物件の調査が終了しておりまして、あと8件、もう現在、申請がなされているところであります。そういった分の調査等も含めると、今後もう少し出てくるのではなかろうかというところで、今回15件分をプラスさせていただく。それで、当初が10件、合わせまして15件ということで、一応、今年度につきましては、25件の空き家バンク物件調査査定委託料として計上させていただいておるところです。

以上です。

○総務課長（石井 好貴君） 11目電子計算処理費1,240万3,000円の増額補正ですが、13節委託料1,106万8,000円につきましては、住民基本台帳システム310万2,000円、地方税務システム138万4,000円、団体内統合利用番号連携サーバー658万2,000円の3つのシステムの改修委託料の増加が必要となったので補正させていただくものです。その増加の理由としましては、国のほうで改めて複数の業者からシステム改修に係る見積書を徴した上で補助対象事業を積算したところ、当初見込みより増額となり、それにあわせて当初の事業費の限度額が示されたので、その限度額にあわせて、今回、補正を行っているものです。この補助率は、住民基本台帳システムと団体内統合利用番号連携サーバーの改修が10分の10、地方税務システムの改修が3分の2となっております。この分の1,060万7,000円についても歳入の国庫補助金として補正計上をさせていただいております。

次の14節使用料及び賃借料69万9,000円の増額補正は、マイナンバー制度の導入に伴

う機器整備に係る使用料を計上させていただいております。

19節負担金、補助及び交付金63万6,000円の増額補正は、これもマイナンバー制度の導入に伴う機器整備に係る、ふくおか電子自治体共同利用センターの負担金を計上させていただいております。

以上です。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 13目新エネルギー対策費、補正額といたしまして2,200万円。これにつきましては、藤波ダム小水力発電所の建設工事に係る整備費でございます。2,200万円の増加というところですが、一応この分につきましては、当初予算措置1億6,236万6,000円を2,200万円ほど上回る見込みとなったというところでありませう。その大きな要因といたしましては、土木建築工事の増額になってる分につきましては、県との協議におきまして、工事内容の修正、例えば水圧管路実長の延長であるとか、鋼管からステンレス管への変更が指示されたという部分、また、バルブの追加工事等があったため、さらには建設労務単価アップと、こういったもろもろの要件が重なりまして、当初見込み額より2,200万円ほど増となったというところではございませう。

以上です。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） 14目地域コミュニティ推進費でございます。4節共済費16万3,000円、それから7節賃金108万円の嘱託職員賃金分を計上させていただいております。理由といたしまして、平成27年度当初予算の時点では週3日の勤務で算定をしておりましたが、業務の関係で週5日の勤務での対応をしなければ業務の遂行が困難というふうなことから、今回、補正ということで計上をさせていただいております。

続きまして、13節1万5,000円、測量登記委託料、17節300万円につきましては、福富コミュニティセンター新築工事に伴います用地購入費を計上させていただいております。理由といたしまして、福富コミュニティセンターは旧にじ農協福富支所を利用しておりますが、施設が老朽化し、駐車場も各種会議やイベント開催時には30台程度の面積しかないことなどで、利用者に支障を来している状況がございませう。また、福富地区自治協議会より、平成26年9月16日付で用地の取得及び倉庫の解体の要望書も提出をされておりました。今回、所有者との協議、ちょっと時間がかかりましたけれども、購入予定地の所有者のほうから土地買収に対する内諾を得ることができましたので、今回、補正予算として計上をさせていただいております。

なお、購入予定地は、うきは市吉井町福益1592番1、宅地451.19平方メートル、同所1592番地2、畑327平方メートル、同所1592番3、宅地144.19平方メートル、合計面積が1012.37平方メートルとなっております。現地の場所は、現在の福富自治協議会の東側に隣接する遊休地を予定しております。

以上でございます。

○企画財政課長（金子 好治君） 16目地方創生推進費、これにつきましては、9月補正で新しい目として地方創生関係の事業を上げておるところでございます。補正額6,300万円、13節委託料、市内歴史的資源基礎調査委託料2,000万円、それから、うきは市地理的環境評価等委託料3,000万円、それから19節負担金、補助及び交付金で1,300万円、新規就農モデル経営総合支援事業費補助金でございます。これにつきましては、上の2つの委託料につきましては、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分の申請でございます。これにつきましては、タイプⅠという分類をされております。現在、国に申請中でございます。下の新規就農モデル経営総合支援事業につきましては、うきはレインボーファームの新規就農者への農業経営のための支援を上げておるところでございます。同じく上乗せ交付のタイプⅡという分類に入るところでございます。

つけ加えて説明申し上げますと、市内の歴史的資源調査関係につきましては、市内の古墳、山城、それから円形劇場等の基礎調査を行い、歴史資産の活用のため、基礎調査を行うものでございます。所管につきましては、生涯学習課が担当する予定でございます。

その下の地理的環境評価関係ですけれども、うきはブランド確立のため、うきは市の地理的環境を把握するため、地形、地質、土壌、気候、水質等の基礎調査を行うものでございます。所管といたしましては、うきはブランド推進課が担当をする予定でございます。あと、関係課といたしまして、住環境、水資源、それから農林等もあわせて協力をする予定でございます。

新規就農モデルにつきましては、先ほどレインボーファーム関係で申し上げましたように、新しい新規就農者の農業経営のノウハウをソフト面で応援する事業でございます。所管は農林振興課で行う予定でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 2款1項11目電子計算処理費の件についてお尋ねします。

マイナンバーのところでは今回、改めて委託料及び14節ですかね、19節、いずれもということでもありますけれども、当初予算で1,677万8,000円という当初の改修委託料というのがあったので、それにプラスということでもありますねという確認が1つ。

それから、もう一つ、16目の地方創生推進費の中の13節委託料のところでは、うきは市地理的環境評価等委託料というのがありますけれども、先ほど、水とか、いろんな環境のところを調査するということですが、その目的をちょっと改めて確認したいというふうに。この2点をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 2款1項11目1,106万8,000円の改修委託料については、当初予算に増額するものでございます。理由は、先ほど申し上げましたように、国のほうが再度、事業費——補助を決定するに当たり、事業費の見積もりを複数の業者から徴して限度額を示されましたので、それにあわせて増額補正をしておるものです。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） うきは市の地理的環境評価関係の委託料の関係の目的でございますけれども、うきは市の農産物につきまして、うきはブランドを確立する。そのためには、まず、うきはの地形、気候、土壌、そういったものの基礎調査をまず行って、うきはの地がそういったフルーツに適しておる地域であるというのを1つは科学的に証明し、うきはブランドを高め、そういったための基礎調査を行う、そういった目的で行うところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません、聞き漏れて。8目の企画費のところのふるさと納税の件ですけども、現在までの額をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ちょっと現在までというところで、最終的なものをまだ把握しておりませんが、一応4月、5月、6月分で、ちょっと今、私の手元のほうにある分が4月、5月、6月ですけど——8月分まで一応あります。4月分が352件で682万7,000円、5月につきまして232件で561万円、6月が332件で605万6,000円、7月が447件で1,245万3,000円、8月につきまして285件、504万1,000円と。合計いたしまして、現在まで1,648件、3,598万7,000円という状況でございます。

それで、今回、額をかなり——1億円の増額ということではしておりますけど、先ほど言いましたように、例年、去年の段階におきまして、やっぱり11月、12月、それぐらいの時期が非常に駆け込みじゃございませんけど、かなりな例年の月よりも大きな金額が入ってきておるといふような状況もございます。それと、先ほど申し上げましたように、クレジット決済というのを今回、12月から導入するようにしておりますので、大体それでも2割ぐらいのまた増というのが見込まれるという、ほかの市町村の状況等からいきますと、そういうふうな状況が出ておりますので——トラストバンクという、ふるさとチョイスというふうな、ふるさと納税のサイトの経営の会社がありますが、それが普通に計算、試算したところで、うきはの来年の予算というのが、納税額というのが1億1,600万円ですけど、これに、そういったふるさとチョイスとかクレジット決済を導入したところに行きますと、約1億5,000万円ぐらいが見込まれる

んではなかろうかという予想が出ておりますので、それにあわせたところで今回、1億円増額をさせていただいたというところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、2款1項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 28ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台費、補正額281万5,000円です。4節共済費22万7,000円及び7節賃金153万8,000円の増額補正につきましては、産休代替1名とナンバー制度の対応のため1名の、2名分の臨時職員の手当でございます。10月からの6カ月分です。

12節通信運搬費19万6,000円は、個人番号カードの交付通知書の郵便料でございます。

18節備品購入費85万4,000円は、カードプリンターの購入費用です。個人番号通知及び個人番号カードについては、住所の移動等があればカードに記載が必要なのでございますけど、これをカードプリンターで印刷するものでございます。購入費用でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、2款3項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 予算書の29ページです。

3款1項3目老人福祉費、総額903万3,000円の増額補正です。内訳につきましては、需用費53万7,000円、13節委託料849万6,000円です。平成27年度安心生活創造事業の当初予算につきましては1,000万円の補助上限で補助額2分の1でございましたが、国より、要望に予算対応可能となったというような内示がありましたので補正をするものでございます。歳出について、需用費につきましては市のほうで使用するものでございます。燃料費、印刷費、光熱費、修繕料です。委託料につきましては、テレビ電話での高齢者見守り事業を実施しております一般社団法人やすらぎ会への委託料の増額でございます。

以上です。

○市民生活課長（重富 孝治君） 6目重度障害者医療対策費、12節役務費4,000円の増額

補正です。これにつきましては、この後の2項の乳児医療対策費、ひとり親家庭等医療対策費との関連もごさいます。現行では社会保険加入者の医療費の助成制度——重度障害医療、乳幼児医療、ひとり親家庭医療にかかわる審査支払い事務については、医療機関等が、社会保険分は社会保険料診療報酬支払基金に請求し、また、医療費の助成部分については国保連合会へ請求するというふうになっております。医療費助成分のレセプトは全て紙ベースで送り、国保連合会で審査して、支払い機関への支払いを行っており、二重の請求というふうに——医療機関にとっては二重の請求というふうになっております。今回の補正で社会保険加入者——会社員等でごさいますけど、全て社会保険料診療報酬支払基金に送られ、基金で審査して、医療機関へ支払い——も基金が行うようにするためのものでごさいます。なお、支払基金の移行は28年、来年の1月の診療分、3月支払い分からとなります。なお、近隣市町村についても、ほとんどが同様な措置を行っております。

この4,000円につきましては、電子証明書発行手数料でごさいます。なお、3年間で4,000円となっております。これによりまして、保険者である、うきは市としては、付加給付の過払いの解消、高額医療費の調整事務の軽減、資格確認が容易になります。また、医療機関については、先ほど申しましたように、レセプト請求で対応ができ、事務の簡素化につながるものでごさいます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、3目の13委託料、安心生活創造（地域支え合い）事業委託料についてお尋ねをしたいと思います。

説明で福祉事務所長から、当初1,000万円の予算でしたけども、国より予算化が可能になったということで、この849万6,000円、国県支出金で461万8,000円、一般財源で441万5,000円の予算化がなされております。

議員も御承知と思いますが、この事業については住民の方から大変な非難等をいただいております。それで、なおかつ、またこの事業にこれだけの補正で増額するという意味がちょっと私のほうにはわかりません。

まず、お聞きしたいのが、この事業には2つ——テレビの見守り事業と、それからサロン事業と、皆さん——障害者の皆さんなり高齢者の皆さんがお集まりになって、今からの生きがいづくりなり、いろんな活動をやっております。この事業については厚労省の関係で、ネットで拾っても非常に今、現実的に、ひとり暮らしとか引きこもり者とか、現にやるべき事業であるということは十分に認識をするところでもあります。いろんな実例がいろんなところで、ネットで全

国的なものも見られます。これはもう、ぜひやるべき事業ということで私も当然ながら認識をいたしております。

このテレビの事業については、これは平成24年からだったと思います。市長の肝いりで10分の10ということでこの事業が進められまして、いろいろ議論もありました。26年度の決算の成果表を見ますと、テレビが今31台ということが成果表に成果のほうで上がっております。今、1つお尋ねしたいのが、現在31台のままなのか、27年度以降はどれだけの計画をお持ちなのかを1つお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、これが問題視されている内容であります、サロン事業というのに障害者の方——手帳をお持ちの方ですね、それから高齢者の方を、いろいろ皆さんにお集まりをいただいて、今、前の老人憩の家で事業をやっておられます。非常ににぎやかな状況だというふうに聞いているわけですが。

ただ、問題は、そこで見守り事業のテレビ見守りというオペレーターの方なり、そういう方がその事業の仕事の対価としてお金をいただくのは大いに結構なんですけれども、ただ、そこにお集まりいただいた方々が歌を歌い楽しんでいるサークル的なものにも1時間300円、1日900円というお金を支給されていると。そのことについて、いろいろ問題が醸し出されておりますが、この事業、全国どこでも取り組んでおられますが、こういうお金をそういうオペレーター以外の、仕事の実務にかかわっていない方々でお支払いをしているような団体が近隣ほか、どこかにあるのかどうか、この2点について、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） まず、テレビ電話の台数でございますけども、一応26年度の報告でございますけども、31台でございます。27年度についてのまた経過については、ふえたとかですね、そういう実績報告等、まだいただいておりませんので、うちのほうは31台のままで把握をしているところでございます。

それと、2番目に、サロン事業に高齢者、障害者の方が集まって——議員御指摘なのは、高齢者のほうにも、高齢者に1日900円の賃金が払われているんじゃないだろうかという質問だと思います。まず、オペレーターですけども、オペレーターになるためには訓練もしなければなりませんので、そういう関係で、そこのやすらぎ会のほうに参加された方については1日900円ということで支払いということは確認をしております。ただ、高齢者についての支払いというのはありません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） お金の300円、900円の支払いについてお尋ねしたのは、オ

ペレーターの方なり、その事業を業務として持っておられる方についての支払いというのはもう、何ら問題ないというふうに、対価として思っています。ただ、サロン事業ということで、例えばうきは市民の歌をみんなで歌って、お楽しみなさって、お集まりになっている方々にも、障害者手帳をお持ちの方であれば、それが支給されているということなんです。

そして、この事業は、安全生活創造（地域支え合い）事業なんですよ、タイトルが。障害者の方の手帳を持っている方にはお支払いする。今、所長がおっしゃるように、高齢者の方には支払わない。これはもう、議長室にお見えいただいて明確に確認をしておりますよ。だから、障害者の方は、手帳をお持ちの方は、これを受ける権利がある。高齢者の方は、それはもらえない。そのこのトラブルがあるのも聞いてます。

だから、問題は——いや、もう一つ答えてないのが、こういう障害者手帳をお持ちの方に300円、900円——1日、払っている事業は全国どこかにありますかということをお尋ねしたけど、回答ありませんでした。ちょっと、まず、それを確認してから質問したいのですが、いいですか。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 障害者の方に支払っているかということでございますが、そういう事業所はあります。就労継続支援型で支払っております。簡単に言えば、白鳥の家とかが賃金を支払っています。そういう事業費は、（「この事業で、よその自治体のこういう事業をしてる、委託してるときに、それを調べてますかということです。この300円、900円を、ほかの自治体の事業で、どこでも委託をされてると思います。ほかの例としてあるかどうかをお尋ねします」と呼ぶ者あり）ちょっとほかの例であるか——この見守り事業がほかの例であるかということでございますが、ちょっとそここのところについては、把握はしていません。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） いいですか。まだ2回目でございます。

所長、そういうお金を、サロン事業で集まって、歌を歌ったり、お楽しみをする行為はもう結構なんですけど、そこで300円、900円を払ってるような事業をやってる委託事業がほかの自治体でありますかというお尋ねをしてるんですよ。その回答じゃなかったでしょうが。それを聞いてから進めたいんですが、議長、どんなでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） わかりますか。（「わからんなら、わからんって言ってください」と呼ぶ者あり）福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） やすらぎ会におきましては、テレビの見守り事業も事業の中に入っておりますし、そういう高齢者とのサロン活動——寄り合い会とか畑づくりを行うということについても、国庫の補助事業の中の内容に入っております。

以上です。（「質問の内容を全然わかってない」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 今、江藤議員が聞いているのは、ほかの自治体、ほかの自治体でこの見守り事業をやって、そのやっているとこが金を払ってるか、そういう例があるかという質問。市長。

○市長（高木 典雄君） 私のほうから、ちょっと振り返りながらお話をさせていただきたいと思いますが、国のほうからこの事業をいただいたのは25年度からであります。24年度は、その前段で福岡県から10分の10でいただきました。基本的にこの施策の大きな目的は、もう議員の皆さん、いつも御指摘いただきますように、うきは市も高齢化率が3割台に突入して超高齢化時代に突入しました。

そこで、私の大きな思いとしては、お年寄りもお子さんも、あるいは男性も女性も、障害のある方もない方も、やはり全ての皆さんが社会参画するような、そして生涯元気で健康で生き生きと幸せを感じられるような、そういう営みをしてほしい。これが大きな施策の目的であります。

今まで、ややもすれば、高齢者の皆さんとか障害をお持ちの皆さんは支えられる側でした、全てが。可能な限り、分母というか、支える側に回ってほしいということで、今回は障害をお持ちの人が支える側に回って、支えられる側は、ひとり暮らしのお年寄りであります。

実は、こういう形のテレビ見守り事業というのは、私が承知しているところによりますと、全国唯一うきはであります。御案内のように、この取り組みに非常に興味を示したNHKが、最終的には全国放送で放映されることになりました。今、全国1,718の市町村があるわけですが、これ、また私どもが25年度からやっていますから、他の自治体がそれを先例として同じようなことをやっている可能性はあるかもしれませんが、少なくともスタートのときには、初の取り組みということで、厚生労働省本省も非常に注目をしてきたところでもあります。

それで、今、所長のほうから答弁させていただいてますように、あくまでも300円なり、支給されてる範囲というのは、あくまでもテレビ電話の見守り側の報酬という形であります。したがって、本番で見守り報酬もあるかもしれませんが、いきなり行っても、なかなかテレビ電話で対応できないということもあって、トレーニングセンターを今、設けているところであります。それに参画する人に対しても報酬をお支払いしているということで、ぜひ、御理解をいただきたいなと思います。

それから、25年から5カ年にわたって毎年2,000万円という約束で来てたんですが、実は何度も答弁させていただきますように、消費税の10%が先延ばしになりまして、厚生労働省も随分、資金ショートを起こしております。万やむなく、今回こういう措置になったんですが、やはり、うきはの必死な取り組みについては当初からわかってましたので、基本的には2,000万円を――経過措置として、ことし1,000万円、来年から400万円ということ

だったんですが、十二分にうきはの取り組みを厚生労働省本省が一番認識しておりますので、何としてでも追加で配分をしたいということで、今回、追加配分の内示があったということで提案をさせていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長のおっしゃる今の説明は理解しています。私も同じだと思います。私が指摘しているのは、障害者の方と高齢者の方をお集めして、そこで、それが訓練とかいうことですが、訓練とかじゃもうありません。とにかくそこに来て、歌を歌ったりして楽しんで、なおかつ1時間300円、3時間以上おつたら900円もらうと。そして、これは所長からもらった資料なんですけど、私ははっきり聞きますよ。これは名前は消してありますが、300円、900円をもらったというのは、これは競い合っているんですよ。

もう一つ、この間、ここに参画している方のお話を聞きました。あなたたちは、もし、お金をもらえなくなったら来るんですかと。何が行きまっしょいかいと、そういう話ですよ。だから、非常にこの事業の趣旨とか、やっていることはいいことなんだけど、その実は、内情はそういうことが渦巻いているんですよ。そこに市長はしっかり着目していかないと、所長と担当の石井係長を呼んで、いろいろ聞きました。そして、障害者手帳を持ってきた人には、さっき言った300円、900円を払う、高齢の人は払わないということでした。

もう一つですね、市の幹部のお母さんが勧誘されて、市のために、市のためにと言うから、やむなく来ているという話もありました。

だから、私が言いたいのは、大事な事業ですから、こういう金銭というのをぜひやめていただきたいということを今、発言しているんですよ。だから、私は、予算は結構です。ただ、その事業をぜひやめてほしい、即刻。だから、厚生文教常任委員会の皆さんにこれは付託されますから、ぜひ、これはもう、はっきりしといてください。でないと、もう、いろいろ問題が多過ぎる。混乱してますよ。だから、その辺を厚生文教常任委員会のほうでしっかり議論していただいて、即刻この事業のお金の問題だけはやめていただくということを要望して終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 1つ追加的に答弁をさせていただきますが、スタートの時点はテレビ電話の見守り事業でした。もともと5カ年計画で織り込み済みなんですけど、サロン事業も入っております。それを26年度あたりからサロン事業も加わってやってきてまして、テレビ電話の見守りとサロンがこうなってますので、非常にわかりづらいところもあろうかと思います。それは所管に付されたときに、しっかり所長以下、担当職員のほうから事業の趣旨、やっていることをしっかり御説明させていただきますので、しっかりその話も聞いていただければと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ぜひお願いしたいと思います。

それで、私が言いたいのは、金銭でやってしまうと事業というのはだめです、基本的に。だから、健全な内容の事業で皆さんはやる方法をしっかり検討をしてくださいと、これをお願いしたいんですよ。あとは厚生文教常任委員会のほうにしっかりお願いして終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に随分状況が変わってきてますが、当初の計画は5カ年、5カ年を10分の10、厚生労働省の予算でやって、議会の中でも、じゃあ、6年後以降どうするんだという議論がありました。もともと織り込み済みで、これはB型支援事業に移行させるということ織り込み済みでした。B型支援事業になりますと、きちんとした対価でそういう働く方——障害をお持ちの働く方に支給しなくちゃいけませんから、その一連の流れの中で対応していることも、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、7番議員から意見が出されましたが、かなり市民の間でこの問題は疑問を持っているわけなんですよ。

まず、私どもが調査をしました資料の中に、こういうことが書いてあるわけです。利用者及び高齢者の紹介をお願いしたもので——市にですよ、市議に利用者及び高齢者の紹介をお願いしたもので。ところがですよ、現場において事業のお手伝いをしてくれる市議を利用者の方が見て、つまり、市議を中心とした事業であると勘違いをされているわけですよ。この事業が、市議を中心とした事業であると、ここ、はっきり文章に出ているわけで、だから、問題があるわけですよ。

つまり、やすらぎ会が委託を受けて、やすらぎ会が中心とした事業に皆さん方が見ておればいいですけども、市議を中心とした事業であると思われていると、はっきり文章に出ているわけですよ。だから、問題が出ているわけですよ。そして、利用者及び高齢者の紹介をお願いしたという、今、7番議員もデータを見せましたが、最初は15名ぐらいだったんですよ。それが、市議が紹介して、これ今76名ですよ。このようにふえているわけ。

そうすると、これは25年度の最初のスタートの計画でありますけども、これは、25年度の計画を見ますと、コールセンターに雇われている人は、賃金ということできちっと出ているわけですよ。雇われている方はですよ。月額15万円の幾らで共済費が幾らというようなことも出てあります。したがって、そういう者が2名いらっしゃるようで、519万6,977円というような金額が出てありますけれども、問題は、身体障害者等に雇用の場を与えようということやられている事業でもあるわけですよ。

したがって、最初の計画を見ますと、ここに出てありますけれども、1日に5時間で3名ということでコールセンターの連絡をするようになっているんですよ。それが、もう今、この事業が

とてつもないサロン事業にまで伸ばされてあるということが問題になっているわけですね。障害者だけだったら問題ないでしょうけれども、障害者以外の方も参加すると300円もらえる。

皆さん方は、これはコールするための訓練だということですが、ここに、レガートですか、レガートの内訳が出てありますが、うきは市から、やすらぎ会——一般社団法人ですか、委託契約により、安心生活創造事業実施ということですか。委託料の内訳は、障害者工賃、それから、もう一つはテレビ電話見守り業務ということですが、この見守り業務というのはレガートというのが払っているわけですね。だから、レガートに通所する障害者に業務を行った対価として工賃を支払っている。レガートの取り決めで1時間当たり300円、1日最大900円としているということですがけれどもね。やすらぎ会じゃなくてレガートに通所するというので、この辺が、いわゆるこの事業の大きな市民の皆さんからの勘違いのもとになっているわけなんです。そして、このレガートに行っている方は、以前はわずかに15名だったけれども、今では76名。そのほとんどが、市議が紹介した人だということなんです。

だから、今では、この市議がいないと、この事業はやれないというようなことだそうですよ。そんなところに大体、業務委託するのが間違ってますよ。市議がいないとやれない、やれないんだったら返納してもらわなきゃ、これは契約違反ですよ。どんな契約を結んであるかは知りませんが、つまり、業務委託仕様書を見ますと、そういうこととは違うんですよ。ここにありまますように、障害者の雇用を進めるということになっているわけ。それはやられてないわけ。もう、ばらまきというような状態になってありますもんですから、非常に市民から疑惑の目で見られているというのが実態なんです。したがって、これを改善してくださいということを、秦所長にもお願いしておったけれども、これ、やられてないわけでしょう。なぜ、改善ができないかということなんです。

ここにありまますように、受託事業者としての責任感を持ってほしい。事業推進できる人材の確保が必要と思われる。したがって、そういう人をちゃんと確保して、委託事業者としての責任感を持ってほしいという指導をやっているんですよ。それができてないということでしょう。ということは、市の指導に従ってないということなんです。それでも皆さん方は黙っておくわけですか。

そして、今、補助が追加されたという市長のお話ですが、確かにこの予算書見ますと国庫補助というのがあってあります。ここにありまますように、国庫支出金が461万8,000円ということであるわけ、この29ページに載ってあるように。それに約400万円ほどの一般財源を使って上積みして849万6,000円という金を払うんですよ。ますます、そういうサロン事業をやってくださいと言わんばかりの補助事業をやるということなんです。だったら、ますます市民から疑惑を持たれる結果になりますが、これについてはどう解消するのか、その方針

から聞かせてください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、議員御指摘のように、この事業を行うことによりまして雇用創出を図ることができております。

まず、1つは、障害をお持ちの方そのものに仕事の間ができるということが1つと、障害者の皆さんを支える健常者、先ほど月額15万円のお話は、むしろ健常者の支える側の雇用条件について、今、指摘があったと思いますので、2つあることをぜひ御認識をしていただきたいと思えます。

それから、委託契約についての御指摘がありました。これは以前、答弁でも申し上げましたが、民法には13の典型契約がありますが、同じ委託がつきますが、請負的な委託契約と委任的な委託契約がありますが、今回は委任的な委託契約で、むしろ私ども発注者と受注者が、ともに一緒にいろいろ計画に乗ってやってく両輪の契約内容になっております。委任行為です、委任契約であります。

したがって、私ども自身に加わっていかなくてはいけない契約内容でありますけれども、以前申し上げましたように、これだけのテレビ電話で障害をお持ちの方に参画いただいてやっというふうには思っていたんですが、なかなかプライバシーの関係で裾野が広がらなりました。障害者福祉協会にも何回も何回も協議して、いろいろ趣旨を説明して、この事業の輪を広げようということで何度も何度も、ほかの団体も含めて、いろいろ御協議をしてきてたんですが、なかなか広がらなかった中に、今、御指摘のように、ある市議のお声がけもあって、ここまで広がってきているのは事実であります。

それから、サロン事業の話がございましたが、テレビの見守り事業とサロン事業は最初からセットでやっていますが、中身が全然、施策的には違うことを御理解ください。テレビ電話は、まさに障害をお持ちの方が、今まで見守られる側が見守る側に入ってきて生涯現役の社会づくり。もう一つ、高齢者を中心に、我々の施策は、まずは家から出てもらうことが大きな視点であります。特に、ひとり暮らしの高齢者の方が、ことしの4月1日現在で全世帯の15%まで占めるようになりました。そしてまた、御夫婦で65歳以上の方が12%。そういう状態の中で、特にひとり暮らしの65歳以上の方が15%もあるんですけれども、なかなか家から出ない。それを、ぜひとも家を出て、サロン事業の中でみんなと楽しくやっというのを、社会参画のきっかけをつくる、我々はそういう目的でこの施策を進めているということをぜひ御理解をいただきたいと思えます。

それから、今回の補正でも一般財源を投入しているのではないかと。こういう事業になぜ市民の税金を投入するんだという御指摘かと思いますが、もともと当初から10分の10でやっ

たんですけれども、ことしに入って厚生労働省、財源が消費税の関係でショートをして2分の1になりましたけれども、残りの2分の1は地方交付税でカバーするという厚生労働省の話もあって、この事業を継続させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、個人情報の関係で、私ども、この資料を要求して、いただきました。もちろん、氏名、住所は全然わかりませんが、本当に雇用の場になっているかということ、皆さん方は小遣い稼ぎということなんですよ。一番多い人で大体1年に21万4,200円ですか、これは、番号でいきますと17番の方でありますけども。それから、次は、20万4,400円が2人ですか。20万4,600円が1人というようなことで、1年間通じて、そのくらいの賃金なんですよ。1時間300円ということですけどもね。（「もう一つの雇用……もう一つの雇用が中心です」と呼ぶ者あり）いや、もう一つの雇用の中心は、あれは委員会が710円の5時間。（「支援員の雇用です。しっかり見てください」と呼ぶ者あり）

だから、この中で皆さん方は、これは身体障害者だけということですが、こんなに身体障害者の方の協力が得られるんだったら、だったら、なぜうきは市身体障害者福祉協会というのがあるんですから、そちらになお移管すればいいわけでしょう。これだけ、最初は、皆さん方は尻込みでありましたが、現在はこれだけの方が協力していただいているから、今後テレビ電話を延長するためには、ぜひ身体障害者の協会の方々が協力すれば何ということはないわけ。そしたら、皆さん方は納得するわけですよ。

ただ、市議が携わっている、そして、ここにありますように、これは向こうからの感想なんです。今、私が申し上げたのは、こういうことをやっているから、つまり、一般の人が勘違いしているだろうというようなことが出てありますけども、いわゆる利用者の方が見て、市議を中心とした事業であると思われているというような錯覚が起こっているわけなんですよ。だから、市議がそんなことをしていいんですかというような意見が私どもに届いているわけなんですよ。だったら、何で市はそういう市議に補助金出しているんですかというようなこともありました。これは本当、全部じゃないと思いますよ。身体障害者の中で76名の金額が出てありますけれども、だから、この辺をすきつとしないきゃ、ますます疑惑を持たれることになってしまいますけれども、これについてはもう改める気はないということですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 誤解がないようにしっかり申し上げますが、今、議員が指摘される、ある議員がこの事業をやっているということは決してありません。これは、うきは市がやっている事業でありまして、ただ、その過程の中で議員がいろんな側面からバックアップというか、後方支援をさせていただいているのは事実であります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 予算書、30ページをお願いいたします。

3款2項3目乳幼児医療対策費、12節役務費、備品購入費につきましては、主に先ほど重度障害者医療で説明したことに係る補正でございます。通信運搬費の5万2,000円につきましては、支払基金インターネット回線使用料でございます。その他手数料2万6,000円はインターネット回線接続の手数料等でございます、18節備品購入費26万7,000円は、支払基金とのオンライン請求用の専用のパソコン購入の費用でございます。20節扶助費50万円は、入院加療が必要な未熟児の医療費助成費が不足のため、補正を行うものであります。国が2分の1、県が4分の1の補助がございます。

4目ひとり親家庭等医療対策費、12節役務費4,000円につきましては、先ほど説明いたしました支払基金電子証明書の発行手数料でございます。3年分でございます。

○福祉事務所長（秦 克之君） 3款2項9目放課後児童対策費、13節委託料405万6,000円の増額補正です。子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業の平成27年度単価決定及び放課後学童保育所の児童数、開設日数、また、障害者の加算等の額が確定いたしましたので、学童保育所の委託料の変更を補正するものでございます。また、財源内訳にも変更がありまして、補正予算書、17ページ、19ページ、国の補助が3分の1、県の補助が3分の1ということで変更になっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） これ、学童の話だと思うんですけど、いろんな学童があると思いますが、どこかの学童だけがふえて増額になったのか、もしくは、いろんな学童がありますよね、そこに配分されて、トータルでこれなのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 学童保育所ごとで見ますと、全部増額ではございませんで、姫治学童保育所、妹川学童保育所、遊林学童保育所については減額でございます。また、障害者加算を受けてあるのが、大石学童、江南学童、千年学童、御幸学童、福富学童、吉井学童でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 藤田議員との関連ですけど405万6,000円、児童クラブ運営委託料がふえた要因をもう一回お願いします。さっき説明なかったでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 児童数の確定と、それと当初が昨年度の児童数で見込んでおりました。27年度、児童数の変更がっております。それと、障害児加算が163万9,000円——1学童が163万9,000円、昨年、5カ所だったのが、今回6カ所、単価が171万2,000円ということで増額になっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） まず、1目保健衛生総務費でございます。138万円の増額でございますけれども、内訳としまして、4節共済費、あと、7節賃金でございます。これにつきましては、職員の産休に伴います代替の職員分の賃金と、あと、共済費でございます。これが合わせて138万円でございます。これが10月から3月までの分でございます。

それから、2目予防費でございますけれども、13節委託料388万8,000円の増でございます。これが、予防接種委託料の増でございます。65歳以上の高齢者の方々に対するインフルエンザの予防接種でございます。これにつきましては、これまではワクチンの中にA型が2種類とB型が1種類の3種類だったものを、A型を2種類、B型を2種類、4種類、4価ワクチンとする——今年度からするという通知が出ております。これに伴いまして、ワクチン単価のほうは1,200円から1,800円になっております。それで、消費税を含めまして648円の増ということで、当初予算で6,000人を見込んでおりますので388万8,000円の増でございます。

それから、20節扶助費でございますけれども、これは予防接種健康被害者傷害年金の増でございます。これにつきましては、予防接種による健康被害を受けた方の傷害年金の支給額の変更に伴うものでございます。これが11万円の増でございます。これにつきましては、11万円のうちの4分の3は県の補助金ということでなっておりますので、8万3,000円は県からの補助を受けるということになっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） それでは、32ページをごらんいただきたいと思います。

6款1項3目農業振興費、補正額については28万6,000円の増となっております。増の内訳としては、増になる分が旅費の18万6,000円。この18万6,000円につきましては、埼玉で行われる、ゆりサミット並びに東京お台場で行われる九州和紅茶博覧会に参加するための旅費です。それと、需用費ですね、その中の消耗品54万円のうちの10万円が、国の事業であります人・農地プラン支援事業の28万円の事業を行うものの10万円の消耗品代となっております。残りの18万円につきましては、当初予算で計上しておりましたので、補正はありません。この事業費28万円についての2分の1が国からの補助14万円というふうになっております。

それ以外の農業振興費の増減につきましては、当初予算で19節の負担金、補助金及び交付金で1,100万円の交付金を計上しておりましたけれども、その事業を推進していく中で、農政局と協議する中で、事業主体が市であるために、支出については全て市のほうが行ってくれというふうな指示を受けましたので、この1,100万円について、実際に行う節のほうへ振り分けた内容となっております。

主な支出につきましては、需用費の印刷製本費260万円につきましては、林逸馬氏のつくられました「筑後川」の翻訳版を作成するようにしております。12役務費の100万円については、その翻訳版の運賃というふうになっております。委託料につきましては、筑後川の大石堰の業績についてのビデオを作成しておりますので、そのビデオの委託料となっております。その次の使用料及び賃借料の25万円につきましては、「筑後川」の著作権使用料の支出というふうになっております。15番、工事請負費につきましては、看板を大石堰のほうに10カ所設置するようにしておりますので、その工事費の分です。16番の原材料につきましては、角間天秤等の見学する場所の遊歩道等の整備で支出するというふうになっております。

続きまして、4目畜産費、補正額が2,500万円となっております。この事業につきましては、昨年の平成26年8月に、県のほうに事業要望していたものが、今回、福岡の畜産競争力強化対策事業として補助をいただくようになったので予算計上しているものです。補助につきましては、事業費5,000万円につきまして3分の1、県のほうからあって、市のほうが6分の1補助し、その額が2,500万円の補正というふうになっております。

続きまして、7目山村地域振興費で、補正額としてはマイナスの420万8,000円ですけれども、農林振興課に関する共済費、賃金についてが、共済費25万2,000円、賃金84万

円の増額になっております。これにつきましては、中山間地域等直接支払制度が平成27年度は4期のスタートの年で、事務量がかなり大幅にふえておりますので補正をさせてもらっております。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 続きまして、同じく7目山村地域振興費の8節からでございます。報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費、16節原材料費とありますけど、これも先ほど説明がありましたように、19節のほうで負担金、補助及び交付金と、美しい農村再生支援事業費交付金、これを当初予算で1,600万円計上してございましたけど、これも事業主体が市であるというのがヒアリングの際に指摘を受けて、負担金、補助及び交付金の項では補助対象にならないということで、それぞれの節に振り分けてくれという指摘がございましたので、その分をそれぞれに振り分けたところでございます。

ただ、この分につきましては、国のヒアリングが5月の連休明けに実施されておりますけど、その折にハード事業で申請したものが補助対象に乗らないという部分の指摘等もございました。そういった分については、じゃあ、もう減額するしかないというところで、国庫支出金のところの補助対象に乗らない分530万円、この分は当初1,600万円予算計上してございましたけど、減額をするというところで計上しております。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 8目農地費です。補正額が1,650万円です。工事請負費1,650万円の増額補正ですけども、当初予算では冠地区のほうから水路整備で1,350万円の要望が出ていたものが、追加要望で1,650万円の要望が出て、それについて県のほうからの助成も得られるというふうなことになりましたので、補正で上げさせてもらっております。

9目耳納山麓開発費、これについては財源の組み替えです。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 3目の13節委託料、記録ビデオ制作委託料、それから、その下の著作権使用料、ちょっとさっき、私、正確に聞き逃したんですけど、ビデオ制作という話だったんですけど、当然これ、DVDに直すんだろうと思いますが、正式な名称ですね、記録の名称、それと著作権使用料が筑後川の云々ということを言われたと思うんですけど、これは團伊玖磨作曲の合唱組曲か何かの「筑後川」ですか。それにしてはえらい高いなど。それと、送料が100万円と。上の12役務費ですね。ちょっとその辺をもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（岩佐 達郎君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 済みません、最初の印刷製本費につきましては、林逸馬氏という方が戦時中につくられた「筑後川」という本があるんですけども、それが戦時中の本で、現在

の方が読むのに理解できないというか、わかりづらいものは翻訳したものをこの印刷製本費で計上させてもらっております。その翻訳した分の著作権使用料が25万円というようなことで、著作権の使用料を支出するような形にしております。それで、記録ビデオの作成につきましては、筑後川大石堰の今までの業績等をまとめて子供たちに見せる——学校で見せるような部分と市のPR——大石堰のPRになるようなビデオを作成するようにしております。それに伴う通信運搬費——ビデオの運搬等について通信運搬費100万円を計上させてもらっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 大体わかりました。その通信運搬費というのは、100万円もかかるということは、どこにどれだけ送付するんですかね。ちょっとこの辺が、いまいち、ちょっとはつきりわからない。

○議長（岩佐 達郎君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） この通信運搬費につきましては、県内の各小学校に全部郵送するような形で計画しておりますので、この金額になっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 同じく4目の畜産費のことで、ちょっと高額なんですけど、どういう事業で、どういう補助なのかというのがわかれば、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） この畜産費につきましては、福岡県の畜産競争力強化対策事業というようなことで先ほど言いましたけども、認定農業者の人が現在、豚舎を持っているんですけども、それが老朽化したために、その豚舎の新築をするというようなことで5,000万円の事業要望があったので、補正でこういうような形で計上しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 本人負担はどのくらいになるんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 済みません、これ5,000万円の補助事業で、3分の1が県が出して、市のほうが6分の1、合わせて2分の1を補助するというような形になっております。本人負担は2分の1、2,500万円というようなことです。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 34ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費です。1節報酬の関係です。マイナスの6万5,000円というところで、これは先ほど議案の中でもございましたように、森林セラピー推進協議会委員の報酬、現在12名おられるわけですが、こちらのほうを、今度、廃止するということになりましたので、この委員報酬をマイナスとするものであります。この内容につきましては、森林セラピー推進協議会というのが森林セラピーをスタートして、一応、昨年がちょうどスタートして5周年というところで、5周年事業等も行ってきております。

そういった中におきまして、もう一つ、森林セラピー実行委員会というのがありまして、今後はもう、そちらのほうでいいんではなかろうかということで、本年、27年3月に推進協議会を開いた際に、もう、これをもって廃止してもいいんではなかろうかという、委員さん方の御提案もありまして、そういう方向で廃止するということを決意いたしましたので、今年度分の報償費6万5,000円をカットするものでございます。

以上です。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 19節の負担金、補助及び交付金200万円の増額ですが、これにつきましては、平成25年、26年度に福岡都市圏広域行政事業組合のほうから同じような形で負担金200万円をいただいておりますが、27年度当初予算を計上する際には、これはもう26年度でこの事業は終わるといふような形で話があってございましたが、この行政事業組合のほうから、再度、引き続き10年間、この事業を継続したいというふうな申し出があったために200万円の増額補正をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 35ページをお願いいたします。

7款1項3目観光費であります。

まず、最初にお断り申し上げたいと思います。13節の委託料です。浄化センター管理委託料ということで、これは四季の舎ながいわの合併浄化槽の管理委託料の分であります。今回26万4,000円補正をさせていただきわけですが、当初、合併浄化槽センターの管理委託料を上

げさせていただいておりましたけど、昨年、予算を上げる際に、前期と後期ということで請求書が来ておりました、その請求書の額で予算を上げておったと。それで、これが1年分と勘違いして、半年分しか予算計上をしてなかったということが今回わかりましたので、大変申しわけございません、26万4,000円、後期分として予算を計上させてもらっております。

続きまして、17節公有財産購入費ということで、これは、さきの全員協議会の中でも御説明申したと思いますけど、道の駅うきはが重点「道の駅」ということで第2期工事区域の用地、これを土地開発基金が現在、所有しておりますけど、この分を市の一般会計のほうに、一般財源のほうで買い入れるというふうな状況であります。これが、土地開発基金が現在まで支出した金額総額8,162万8,000円、これを今回、予算補正として組まさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） これは委員会付託になっておりますけれども、副市長は、そのときには来ないでしょう。だから、副市長にちょっと聞きたいです。いいですか。

この前、全員協議会の中で確かに話はあっておりました。ただ、思いますのは、駐車場として非常に道の駅から離れておりますから、それで大丈夫かなと。大丈夫かなというのは、利用はどんなかなという気持ちがいたしたもんですから、経過をちょっとお尋ねしたいと思うんですね。結局、公社の土地があるから、都合よく、そこを利用するというのも、これは1つの方法だというふうに思いますけれども、駐車場というのは、やっぱりできるだけ近くにないと、なかなか利用がないということですから、まずは周辺整備の中で駐車場をすることだというふうに思いますし、あわせて何かトイレのほうの話もあっておりましたが、もう少し近くのほうに、そういった土地がないかというようなことで探したのか。それが1点ですね、経過としてですね。

それから、これは取締役会の中でも話をしておるだろうというふうに思いますけれども、取締役会の中で、こういった離れたところの駐車場は大丈夫かというような話はなかったのかということが2点。

それから、3点目には、いわゆる道の駅の現場ですね、そこらあたりの意向はどうであったのか。そういった経過の中から、ここに土地があったから、それになったということだと思いますけど、勾配もかなりあると。しかも、離れておると。よほど周辺整備のときに駐車場が利用できるようなことをやっぱり考えていかんと、利用者側から見た場合がどんなかなというふうに思いましたもんですから、取締役の意見を、その会議の中でいろいろ出てきておるというふうに思いますので、そこら辺を取締役という立場、副市長という立場がありましたけれども。

前回は決算のところで申し上げましたけれども、副市長の立場よりか、やっぱり取締役の立場

というのが重要だというふうに思うから、そういった意味で副市長の考え方を聞きたいということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御質問いただいた中で、ちょっと1点、補足で説明申し上げたいことがあるんですが、まず、土地の関係ですけれども、土地開発公社ではなくて土地開発基金のほうで持っているものを今回、市が買い取るという形になります。私自身、土地開発公社の理事長という形で職務を務めさせていただいておりますので、その点だけです。その点、まず、御確認いただければというふうに思います。

そして、具体的な中身の話ですけれども、まず、取締役会の中でも、この重点「道の駅」に指定されたということ、そして整備の内容がどういうものが含まれているかということに関して説明を行っていただいて、それで各取締役の中でもいろいろ意見交換する中で認識を得ているというような状況になります。

その中で、余り細かい具体的な事業に関する意見交換というところはあっておりませんが、基本的には今、計画で、重点「道の駅」の計画として盛り込んでいる場所というところが、これが使える、有効に活用できる場所だろうということ。ただ、当然離れておりますので、そこからの既存施設へのアプローチ、これに関しては、国土交通省のほうも検討いただいて、フットパスという形で、なるべくアクセスをよくするというような形で検討いただいているという状況になります。

したがって、道の駅全体として国土交通省の直轄区間と、それと市のほうが整備している、そういうエリアが一体となっているわけですけれども、相互にうまく整備することによって、駐車場も含めて一体的に、さらに機能強化、そして利便性も高まるものということで、道の駅の運営会社でございます、うきはの里株式会社についても、その認識をいたして、そして事業を進めているという状況であります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 土地の関係はもう、いずれにしてもいいわけですがけれども、やっぱり問題は、いろいろ始める場合には、今、道の駅の取締役会のほうには話したということで、あんまり意見はなかったということですかね。道の駅の会社のほうの話はどんなですか。そこら辺のところは、やっぱり理解をされたということでございますかね。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 重点「道の駅」の整備に関しましては、具体的には市の事業あるいは

国の補助を受けて行う事業、あるいは、うきはの里株式会社として独自に取り組む事業、そして国土交通省の直轄事業というようなことで、いろいろな事業を組み合わせ、そして実施していくということになります。

それで、うきはの里株式会社につきましては、今の物販施設、飲食施設、研修施設、これの指定管理者ということになりますので、当然、事業の中身に関しては理解をした上で、そして市等と連携して重点「道の駅」の機能整備に係っていくというようなスタンスで対応を図っているという状況でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 3回目。一番大事なのは、やっぱり利用者がどげんかということを考えていかないかんといいふうに思います。

そういった中で、説明の中で段差のところはいろいろ話をされておりましたですね。こういうふうにと考えると、ですから、利用者が利用しやすいように、やっぱりそこら辺のところを重点的に、やっぱり現場と話をしながら進めていかないかんといいふうに思います。実際には、副市長あたりは、そこにはあんまりはまってないわけでしょう。やっぱり現場の意見を聞いて、利用しやすいように駐車場をしていかんと、そういった土地があるから、それをやるという、もちろん土地のほうはそれで売れるからいいわけですけども、そういったことじゃないかんといいふうに思いますので、十分にそこら辺を打ち合わせしながらやっていっていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 今、現場の声をよく聞いてくれという御指摘がございましたので、それだけはちょっと、こちらのほうからお答えさせていただきたいと思います。

ルネッサンス戦略会議の中でも重点「道の駅」整備プロジェクトという形がありまして、その中には市内の所管する各課長、係長、そういった分も入ってもらっておりますし、福岡国道事務所にも入ってもらっておりますけど、また、さらには道の駅のほうの従業員の駅長を初め、部長あたりもその中に入ってもらっております。そして、その中でいろんな、先ほど言いました重点「道の駅」整備に関する内容については協議しております。

今言いました、利用者が使いやすいようにというところで、土地についても、すぐそばに広々とした土地があれば、もっと近くに駐車場ということもできるわけでございますけど、限られた土地のあの形状の中で、南側につきましては非常に段差があるというところで、もう、あれ以上、横にしか伸ばせないというような状況もございまして、その中で、今回、整備されるところについては、大型を中心とした大型駐車場というところで、利用者についても一般利用者という形じ

やなくて、大型の駐車場を整備するというような形で今、話を進めさせていただいておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 8款1項1目土木総務費、19節負担金、補助及び交付金22万8,000円の増額補正です。理由といたしましては、平成27年8月28日付で28年度うきは市分の県の道路整備による事業費の案分が確定いたしまして、それに伴いまして福岡県道路協会の会費が54万1,000円という依頼がございました。当初予算で31万3,000円を計上しておりましたが、主に八女香春線の事業進捗で県道の事業費が増加したことによって、今回、事業費確定により協会費も増額したというところで22万8,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、8款1項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 8款3項1目河川総務費、19節負担金、補助及び交付金43万9,000円の増額補正でございます。理由といたしましては、先ほどの道路協会と同じでございます。砂防協会、それから県の河川協会の負担金の増額でございます。負担金の確定によりまして、砂防協会の負担金が76万6,000円の負担金の依頼がございました。河川協会につきましては65万6,000円の負担依頼がございました。当初予算で、砂防協会が45万2,000円、河川協会が53万1,000円を計上しておりましたが、両方につきましても事業進捗及び事業費がふえたというところで、今回、確定になりました分を増額補正ということとでお願いします。その不足額として、砂防協会が31万4,000円、河川協会が12万5,000円、合計43万9,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、8款3項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 8款4項4目空き家等対策費、1節報酬28万7,000円、9節旅費2万4,000円、11節需用費8万5,000円の増額補正でございます。理由といたしましては、午後に出しました空き家対策に関する条例の中で、うきは市空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての協議を行うための委員の報酬等でございます。内訳といたしましては、委員会を1回開催いたしまして、学識者4名、委員4名及び空き家の現地調査を行います専門部会を3回、学識者3名で行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 空き家の現状について、うきは市内で空き家が何軒ぐらいあるのかということと、その中で全く持ち主等がわからないというのが数値的にわかっておりましたら教えてもらいたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 済みません、把握しておりません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで、8款4項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 39ページになります。

10款2項1目学校管理費、15節工事請負費980万円の増です。これにつきましては、現在、御幸小学校の中校舎の緊急の外壁の改修工事を行っている関係で、今後行う、その他の営繕工事費の増額補正を行うものです。

10款2項2目教育振興費、11節需用費236万1,000円の増額補正です。内容につきましては、今年度が小学校の教科書の改訂年度に当たります。その関係で、教師用の指導教科書を当初は単品のほうで発注をいたしておりましたけれども、今後4年間、授業等を展開する関係で、どうしても資料等を含めた授業づくりをするために教材等入ったセット物の指導用の教科書が必要ということになり、それを発注するに当たり、どうしても予算の不足が生じまして236万1,000円の補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 工事請負費でありますけれども、これは御幸小学校の中校舎ですか、せんだって、全員協議会のときに説明がありましたように、工事の瑕疵はなかったかどうかということですね。

実は、この校舎に幾らぐらいかかっているだろうかと調べましたら1億1,190万480円の工事請負費だったんですよ。計算しますと、今度の、その当時の額にしまして、約8.7%ぐらいの修繕料が要ることになっているわけで、もし工事の施工で瑕疵があつてあれば、これは当然、業者もその責任があると思いますけれども、その付近の調査はどうされたかお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 御幸小学校の改修工事につきましては、平成2年に国庫補助を受け大規模改修工事を行っております。当然その中で、設計あるいは施工等については審査を受けているものと思っております。それで、完了検査も終わっておりますので、当然、設計どおりの竣工ができておると判断をいたしております。

また、損害賠償等につきましては、契約の約款に10年という期限がありますので、その辺で御了解をいただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、10款2項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元の40ページをお開きいただきたいと思っております。

10款4項3目芸術文化振興費、補正額241万4,000円。11節の需用費、修繕料として20万円、15節工事請負費として221万4,000円。

内容の御説明を申し上げます。去る6月につきまして、うきはの市民ホールの機械部分——一番上の部分でありますけれども、こちらから雨漏りが発生いたしまして、緊急対応で修繕を現在しております。ただ、一番上の部分のところで、といの改修、それから屋上部分の防水工事、電気配管の修繕、営繕、これをまとめまして行わなければならないということで221万4,000円。現在、修繕費を全て仮復旧のほうの修繕に使っておりますので、この分について20万円の補正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、10款4項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 11款1項2目農地災害復旧費、23節償還金、利子及び割引料19万1,000円、11款1項3目農業用施設災害復旧費、23節償還金、利子及び割引料87万1,000円の増額補正です。理由といたしましては、24年災につきまして、補助金の確定通知が7月にごさいました。その確定通知により、事業費が減額変更されてごさいます。その減額変更に伴いまして補助金の返還が必要になり、増額補正させていただくものでごさいます。

以上でごさいます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、11款1項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 42ページをお願いいたします。

13款1項1目特別会計繰出金、補正額3,258万8,000円。国保会計への繰出金でごさいます。

次に、13款2項1目過誤納還付金、補正額100万円。内訳につきましては、償還金、利子及び割引料100万円でごさいます。税務課関係の固定資産税の過誤納の返還金及び加算金でごさいます。

次のページをお願いいたします。

14款1項1目予備費、補正額20万1,000円の減額でごさいます。歳入歳出の調整によるものでごさいます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳入でごさいます。

9款1項1目地方特例交付金、補正額164万5,000円。内容につきましては、減収補てん特例交付金の増額でごさいます。個人住民税の住宅借入金特別税額控除に伴います市町村の減収分を補填するものでごさいます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税、補正額3億5,386万5,000円。普通交付税の確定による補正でございます。

続きまして、12款1項2目農林水産業費分担金、補正額165万円。これにつきましては、農村環境整備事業による地元負担金でございます。冠区の水路改修に伴います地元負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額25万円、母子保健衛生費等負担金でございます。これは歳出のほうで説明がございました、未熟児に対する医療費の補助の増額50万円のうち、国庫分、2分の1補助分の増額でございます。

続きまして、14款2項1目総務費国庫補助金、補正額7,060万7,000円。これにつきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が1,060万7,000円、それから、その下が地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金6,000万円でございます。これにつきまして、名称がちょっとわかりにくいんですけども、これが地方創生の上乗せ分でございます。歳出のほうで説明いたしましたタイプⅠ5,000万円、それからタイプⅡ1,300万円の歳出を計上しておりましたけども、タイプⅡにつきましては、現在、申請中でございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金1,825万6,000円、1節社会福祉費補助金461万8,000円。これは安心生活創造推進事業費補助金でございます。補助金の内示の増額による補正でございます。

続きまして、2節児童福祉費補助金1,363万8,000円。子ども・子育て支援交付金でございます。歳出のほうで説明がありましたように、放課後児童対策事業、学童保育関係が国の補助が3分の1となりましたので、その分の増額補正でございます。

続きまして、4目農林水産業費国庫補助金530万円の減額でございます。これにつきましては、歳出で説明がありましたように、美しい農村再生支援事業費交付金につきまして、事業のヒアリングによりまして補助対象にならなかった部分につきまして減額を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金、補正額12万5,000円。これにつきましては、未熟児に対する医療費扶助の県費負担分、4分の1、50万円——歳出のほうに計上しております4分の1の補助でございます。

続きまして、15款2項2目民生費県補助金、補正額1,093万4,000円の減額でございます。これにつきましては、放課後児童対策事業費補助金、当初、学童保育関係、県が3分の2補助ということで計上しておりましたけども、最終的に国3分の1、県3分の1、市が3分の

1 というふうに決定いたしました。それに伴う県費——県が3分の2を計上しておりましたのを3分の1に変更いたしますために減額を行うものでございます。

続きまして、3目衛生費県補助金8万3,000円。これにつきましては、予防接種事故対策費補助金でございます。予防接種の健康被害者の年金の基準改正によります追加補正でございます。

5目農林水産業費県補助金、補正額2,340万6,000円。これにつきましては、農村環境整備事業費補助金が660万円の増額、それから畜産振興総合対策事業費補助金が1,666万6,000円の増額、それから新規就農総合支援事業費交付金が14万円でございます。これにつきましては、一番上の農村環境整備事業につきましては、冠区水路改修の県費補助金4割分の増額でございます。畜産振興総合対策につきましては、歳出のほうで説明しましたように、養豚農家の方の豚舎建設に伴う県費の補助金の3分の1分でございます。全体、本人負担が——歳出で説明しましたように事業費5,000万円に対しまして、2分の1が本人負担、3分の1が県、市が6分の1となっております。新規就農総合支援事業費交付金につきましては、平成20年から26年までの事業継続で行ってございましたけれども、27年度も事業継続となったために、追加の交付が確定いたしましたので補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

17款1項2目指定寄附金、補正額1億円。これにつきましては、ふるさと・うきは「まごごろ寄附」ふるさと納税の増額の補正でございます。

続きまして、18款1項1目特別会計繰入金、補正額77万5,000円、これにつきましては、後期高齢者医療事業特別会計への平成25年度の国庫負担金の精算による繰入金の確定額が確定しました繰り入れでございます。

続きまして、22ページでございます。

18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額3億8,000万円の減額でございます。内容につきましては、地方交付税の増加に伴いまして一般財源が増加いたしましたので、基金繰り入れを減額するものでございます。

19款1項1目繰越金、補正額4億4,666万8,000円。平成26年度の決算による繰越金の確定による補正でございます。

次のページをお願いいたします。24ページでございます。

20款5項1目雑入、補正額301万2,000円。内容につきましては、国営耳納山麓土地改良事業計画償還助成事業助成金が101万2,000円、水源林整備促進支援事業費補助金が200万円でございます。これは、歳出のほうで説明ありましたがけれども、上につきましては、国営耳納山麓事業の償還助成にかかわる助成金の確定によるものでございます。水源整備関係に

つきましては、福岡都市圏広域行政事業組合からの水源整備促進の追加交付があったことによる補正でございます。

次のページです。

21款1項1目総務債、補正額1億340万円。内訳につきましては、合併特例事業債の福富コミュニティセンター整備事業、これは用地を買収予定でございますので、300万円のうちの充当率95%を含めました280万円を増額するもの、それから、藤波ダム小水力発電施設整備事業につきまして1億620万円の減額を行いまして、差し引き1億340万円の減額でございます。

続きまして、6目臨時財政対策債9,139万9,000円の増額でございます。これは、臨財債の確定による補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで、13款諸支出金、14款予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで、議案第51号の質疑を終わります。

日程第4. 議案の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案は、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後5時14分散会
